

図・本館

日本近代における地域史像の構築  
—郷土史家の歴史学的方法論と構想力—

(研究課題番号 17520427)

平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究C・2)

研究成果報告書

平成21年3月

研究代表者 羽賀祥二

(名古屋大学大学院・文学研究科・教授)

誕生」(『いま、歴史資料を考える』名古屋大学文学部史学科、1998年)において、近世後期の地誌編纂事業との協力者として、またそれを受け継ぐ形で登場してきた19-20世紀前期の郷土史家の活動について検討した。

拙著『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識—』(1998年)において、19世紀前期の日本各地の古戦場・古城跡を対象に、史蹟の発掘と保存に関する事例研究を行い、郷土史(地誌)の編纂、叙述の特徴などを分析し、郷土史家の登場、地域の歴史意識の形成について考察を試みた。具体的には、相模・尾張・美濃の郷土史家を主として史蹟の発掘・記念碑の建立に果たした役割を中心に検討を加えた。

歴史書編纂、史蹟の発掘・保存、記念碑の建立などについて、儒学という共通した歴史的文化的文化基盤をもつ中国・韓国を比較研究の対象とし、実地調査を重ねてきた。そうした研究の一環として、韓国国学振興院が2003年9月に開催したシンポジウム“地域研究と安東学”において、「18-19世紀の『名古屋学』と地域知識人」と題して報告をおこなった。その内容は18-19世紀の尾張地域に展開した歴史研究・学問を「名古屋学」という概念で総体的に把握し、その特徴と知識人集団の動向を検討した。

郷土団体については、三重県史談会が発行した『三重県史談会々志』を対象に、三重地域の歴史研究の動向などを検討した。とくにそこでは郷土史家四方弘克や大西源一らが県内の南朝遺蹟発掘・保存・顕彰に尽力した事実を究明した。また彼らの活動の前提として、19世紀前期の津藩の歴史顕彰運動(結城神社や結城宗広の史蹟)、『光明寺文書』など郷土の古文書保存の動きがあることを確認した。

近代都市が産業社会へ発展していくなかで、近代産業の成果を展覧させるための博覧会を契機として、郷土史像の再構成の動きが起きてくることを、1910年名古屋で開催された第10回関西府県連合共進会にあわせて実施された開府三百年記念祭を素材に検討した。こうした名古屋における歴史顕彰・郷土史編纂の動きは、愛知県内の小都市にも波及していくことを確認することができた。

本研究において19-20世紀の地域研究・地域史像のトータルな把握を目指しているが、すでにこれまでの研究で一定の成果を得たが、この研究を発展させることをめざして「記録化の意図と方法—地誌と民俗記述—」と題した論考において、広島藩・福山藩の地誌及び民俗調査報告書を素材にして、郷土の民俗・信仰調査がいかに実施され、またその担い手がどのような人であったのかを考察した。

近代社会が共同性を確保するために、歴史のなかに「伝統」的要素を探りだし、構成員に対して倫理的な人格の模範を提示していくことに関しては、歴史科学協議会の2003年度大会で報告をおこない、「伝統」という概念の登場と流通、「伝統」として把握された事物に内在する価値、共同体の構成員に作用する力の内実に関して検討を加えた。

# 第1章 「郷土史」研究に関する論考

## 第1節 三重県における南朝忠臣顕彰運動と郷土史家

はじめに

私たちの目の前には、城跡、古戦場跡、歴史的功労者の生誕地跡やかれらに関わりのある場所など、あちこちに歴史的遺蹟があり、そこには同じ様な光景が広がっている。修復・保存された史蹟、関連資料の展示、記念碑・墓碑などの石造物、銅像、史蹟の説明板、茶店、史蹟グッズ・土産物などが、そこにはあつて、私たちが訪れたとき同じ体験をすることになる。現代において、どの史蹟においても、史蹟空間のありさまやそこにたたずんで、歴史を回想する私たちの感覚は変わらないように思われる。史蹟とそれを見て、実感する私たちとの関係性は、時代の制約を受けながら、ある一定の特性を有しているのではないだろうか。

同じ史蹟であっても、戦前と戦後とでは、その光景や史蹟と人々との関係性は異なっている。史蹟に関係する法規も異なっているし、史蹟保存の考え方や価値観も当然のことながら違う。ここでは戦前の史蹟に関する諸問題を概観するために、伊勢国の南朝遺蹟（南朝忠臣の一人、結城宗広の遺蹟や歴史資料）を例に取り上げ、19世紀初めから20世紀初めにかけての100年にわたる、南朝史蹟発掘・顕彰運動の特徴の一端を考えてみたい。

南朝関係の歴史的遺蹟の再発見・顕彰・保存に関する問題は、一八世紀末以降の史蹟発掘運動や近代日本人の歴史意識を考えようとしたとき、まとまった資料群をもつ恰好のテーマである。しかもそうした史蹟研究一般に止まらない、微妙な、しかも広範な諸問題を内在させているテーマでもある。

後醍醐天皇・建武親政・南朝忠臣は天皇制国家とそれを支持する人々の大いなるより所であった。そして日本の近代史学の形成において、実証史学の形成の出発点に南北朝の内乱を描いた『太平記』に登場する人物の存在をめぐる論争、『太平記』それ自体の史料的価値をめぐる問題もあった。さらに政治と歴史学との接点に南北朝正閏論争が浮上した。それはもっとも高度な「国史」をめぐる論争となり、明治天皇の裁定という形で最後には決着を見た。そして南朝が正統な皇統として“公認”され、また南朝は「吉野朝」という歴史的呼称に改められ、「吉野朝史」が教えられることになった。正閏問題は南朝忠臣の顕彰運動と絡み合いながら政治的・社会的な大問題となったのである。

### 一 光明寺と「結城顕忠之碑」

光明寺という寺院が宇治山田市岩淵町前田にある。山門を入った左手に石塔・石碑が建つ一画がある。整備されたその場所には、入り口の右側に「結城宗広卿墳墓」と刻まれた標柱が立ち、その奥に六基の宝篋印塔・五輪塔・九輪塔、二基の記念碑がある。その一つ「結城宗広墓」（建立年不明）の碑面には、延元3年11月21日「吹上光明寺」において病死したことが記されている。もう一つ注目される石碑、「結城顕忠之碑」がここにはある。明治期のもっとも著名な歴史学者の一人である重野安繹が撰文を寄せ、その日付は

1917（大正6）5月である<sup>1</sup>。この長文の撰文には、（ア）『太平記』に描かれた宗広の壮絶な死、（イ）宗広の埋葬地の所在問題、（ウ）文政年間の津藤堂家の動向、（エ）明治維新後の宗広の顕彰、（オ）光明寺の所蔵文書について言及があり、これより以前百年間に結城宗広の顕彰をめぐってどのような動向があったのかを知ることができる。

光明寺が現在地に移転したのは寛文10年のことで、それ以前は吹上町（現在のJR伊勢市駅のあたり）にあり、ここには江戸時代、住持の墓碑や石塔などが存在していた。光明寺が吹上町から現在地に移転するとき、墓碑・石塔類は移転されないままそこに残された（享保7年〈1722〉「光明寺旧地・印塔絵図」『光明寺文書』）によって確認できる。

「結城顕忠之碑」の建立に先だって、1890年5月明治政府は光明寺へ寺と古塔のの保存費として100円の援助をおこなっている。この前年、光明寺住職・石東誠翁は重野安繹（元老院議官兼文科大学教授）に記念碑文の作成を依頼し、重野は「結城道忠公碑」という文章を作成した。そこには石東から撰文を依頼されたいきさつが述べられている。それによると1889年、石東が古文書・墳墓図を持って重野を訪問してきた。石東は重野に対して、津には宗広の祠があり、今別格官幣社となっているが、光明寺の墳墓は消滅しようとしているので、広く寄附金を集めて後世に遺蹟を伝えたいと述べ、協力を依頼した。重野は津の遺蹟と均しく、光明寺にある宗広の墳墓・古文書は貴重であり、後世に残すべきだと賛意を表した。石東はこの言葉を聞いて、重野に記念碑文を依頼したのであった。だがこの時には記念碑を建立されなかった。重野の撰文には石東の病氣のことに触れており、これが記念碑建立を実現できなかった理由かもしれない<sup>2</sup>。

その後地元「結城公旧蹟保存会」が組織され（設立は1907年5月）、墓域改修と記念碑の建立によって宗広の功績を永遠に伝える活動が始まり、1917年になってようやく旧光明寺跡の改修事業は完成した<sup>3</sup>。1905年11月16、17両日に明治天皇が日露戦争の戦勝奉告のために伊勢神宮へ参拝し、宗広へ正三位、宗広の子・親光に従三位が追贈されたことが、地元で顕彰運動が活性化した理由だろう。

---

1 『結城宗広卿の勤皇』結城神社社務所、1941年、307-308頁。

2 重野が撰文を書いたのは189年であるが、現在光明寺に立つ「結城顕忠之碑」の撰文日付は1917年である。後者には石東の依頼のいきさつの部分はなく、また重野自身は1910年に死去しているから、もともとの重野の文章は記念碑建立の時点で誰かの手で改作されたことになる。

3 ただし『宇治山田市史』には「結城墳墓保存会」という組織の名である。旧光明寺址の改修された墓域の配置図は『宇治山田市史』に紹介されている（『宇治山田市史』上巻、854-857頁）。旧光明寺跡整備の経過は光明寺境内には「結城宗広墓所改修記念碑」（1917年建立、撰文は光明寺住持西州廬翁）もある。

## 二 『光明寺残篇』の発見と紹介

光明寺が広く知られるようになったきっかけは、『伊勢参宮名所図会』（蒔関月作・画、寛政9年〈1797〉5月上梓）に「神鼓山光明寺」が取り上げられ、そこに光明寺の由緒、宗広と北畠顕家の石塔、古文書などが紹介されたことにある。ここでは宗広は山田吹上町で病死したとされ、宗弘自筆の『軍日記勅制軍法』（『光明寺残篇』）が寺に残されていることにもふれている。

光明寺伝来の古文書は、天和2年（1682）伊勢外宮権祢宜・出口延経が最初に発見したという。そのことは塙保己一が編纂した『群書類従』雑部九、卷四百五十四所収の「光明寺残篇」の奥書で知られる。この奥書から、古文書は相当に痛んでいたこと、写本を作成したこと、さらに天明元年（1781）に伊勢内宮権祢宜・荒木田尚賢が写本を作成させたことがわかる。この光明寺の古文書は17世紀末から『大日本史』編纂に着手していた水戸徳川家に提供され、『太平記』の校訂作業のための参考史料として活用された<sup>4</sup>。『参考太平記』とは、今井弘濟（その死後は内藤貞顕）が異本（神田本・今川家本・前田家本・毛利家本など九部）を収集・校合し、また当時の記録・文書によって校訂を加えたもので、元禄4年（1691）2月刊行されている。『参考太平記』の引用書目のなかに『光明寺蔵書残篇』があり、保存状態は悪いが、史料価値は極めて高いと評価されていた<sup>5</sup>。

こうして近世中期までに『光明寺残篇』をめぐるのは、出口による発見・写本の作成、金谷による水戸徳川家への提供、水戸における『参考太平記』の編纂、塙による『群書類従』への収載、他方では『伊勢参宮名所図会』での紹介などがあったことで、著名なしかも史料価値の高い古文書として広く知られるに至ったのである。

南北朝時代を理解するための根本史料として学問的に認められた『光明寺残篇』は、南北朝期のいくつかの古文書が補綴され、原文書に忠実に模刻されたことで、さらに有名な史料となっていく。この模刻本の刊行の中心となったのが、宗広のもう一つの墳墓地との伝承があった津の藤堂家だった。津藩の儒官であった津阪孝綽が宗広顕彰運動の先鞭を付けていたが（「結城神君之墓」建立——後述）、それを受けて平松子愿（楽斎）と伊勢外宮権祢宜・足代弘訓の二人が刊行に尽力した。足代は伊勢外宮の権祢宜家を代々勤める家に生まれ、本居学を学んだ国学者であり、『伊勢国司北畠氏事略』（文政11年／1828）や『光明寺古文書』<sup>6</sup>などの編著がある。『光明寺残篇』は『結城氏遺物 軍中日記』という書名で模刻本が作成され、天保5年（1834）に刊行された<sup>7</sup>。この年はちょうど建武親政

4 『群書類従』第19巻、続群書類従完成会、1961年、28—31頁。

5 「参考太平記引用書目」『参考太平記』第一、国書刊行会、1914年。

6 足代が編纂した『光明寺古文書』は現在内閣文庫所蔵で、続群書類従完成会刊行の『光明寺文書』第一、第二に収載された。

7 『結城氏遺物 軍中日記』（三重県立図書館所蔵）。模刻本は天保15年（1844）にも刊

五百年という記念すべき年に当たっていた。津坂は『光明寺残篇』を閲覧できなかったが、平松は足代を通じてそれを実現し、住職匡巖も希望したこともあり刊行にこぎつけたという。これによって宗広の事蹟は史料の裏付けをもって考証が可能となった。現在、三重県立図書館に所蔵されている『結城氏遺物 軍中日記』を見ると、表と裏は板製で、中は折り本形式になっており、虫食いの箇所もそのままの形で模刻されている。

『光明寺残篇』は内容の異なるいくつかの古文書をつなぎ合わせた形で、桐箱入りの軸物1巻に表装された形で光明寺に現存している。箱書には「結城上野介宗広朝臣遺物 軍中日記残篇」とあって、「軍中日記残篇」という名称を使っている。この原文書の補綴・表装に関わったのは足代弘訓と世古延世であった。世古は伊勢松坂の商人で、幕末には尊攘志士として活躍する人物で、足代は国学の師であった。この「結城上野介宗広朝臣遺物 軍中日記残篇」と同時に、天保15年2月世古が表装を施し、保存にあたった文書は他にもある。現在箱入りされて卷子本となっているのは、「世木氏処分状」、「北畠親房袖判御教書」、「沙弥道恵自筆書状」、「伝結城宗広後室自筆消息」、「豊臣秀吉朱印状」の五巻である。足代はこれらの文書の奥書に、「軍中日記残篇」とおなじく、これらの古文書が「希世の物」で、「神境の故実をさくり、古風を慕ふ人ハ、必検閲すへし」と書き、重要な史料だとの評価を記していた。

平松の『結城氏遺物 軍中日記』模刻本の序文によれば、住職の匡巖は寺所蔵の古文書の保存に関心を抱いていた。この模刻本につづいて、天保9年にも宗広夫妻のものだとされていた書状（現在「伝結城宗広後室自筆消息」という文書名が付けられている）を『結城氏聯芳遺墨』とする模刻本として刊行した。またこの前年は宗広の五百年忌のあたっており、法要を営んだらしい。法要の執行を示す直接の史料ではないが、匡巖は『大日本史』の宗広の列伝を刻んだ石碑を光明寺に建立している。残念ながらこの記念碑は現存していない。明治維新に際して伊勢神宮周辺の神仏分離政策で光明寺も衰頹し、記念碑もなくなったという。

### 三 津藤堂家と結城宗広の顕彰

藤堂家では天保5年の建武親政五百年、同八年の宗広五百年忌という節目を前にして、「結城神君之墓」の建立や光明寺所蔵の古文書の保存・公開のための活動を始めていた。津阪孝緯がその中心的人物で、文政6年（1823）夏、津城下の八幡宮に所在する宗弘の墳墓・祠の修復と墓碑の建立を建議した<sup>8</sup>。この八幡宮は藤堂家の守護神として崇敬が厚く、

---

行されているが、これは天保5年本と史料の配列が異なっている。天保5年本の配列は『群書類従』本と同じである。また天保5年本は黒字、天保15年本は白字での模刻である。両本の配列の異同については、前掲『群書解題』の解説、および江見清風「光明寺残編と結城宗広及僧恵観」（上）『三重県史談会々誌』第6巻第6号（1916年）による。また1889（明治22）年1月には光明寺住職石束誠翁が石版摺り・白字の模刻本（卷子本の形態）を刊行している。

8 藤堂家の顕彰運動は『結城宗広卿の勤皇』（結城神社社務所、1941年）による。

その祭礼は城下の各町が参加する城下祭で、その華麗な有り様、参詣人の多さは京の祇園会や江戸の山王祭とならび称せられたとある（『勢陽雜記』（山中為綱、明暦2年／1656）。津阪の意図は徳川光圀が湊川に楠公墓碑を建立した事業にならい、宗広の勤王の志を顕彰し、凛々たる英雄「精気」によって家臣の志気を鼓舞することにあった。

翌文政7年9月、八幡宮の境内にあった宗広を祀る新しい宮が創建され、境内にあった宗広を祀る小祠「結城医王明神」から神霊を遷座する儀式が執行された。つづく文政12年には藤堂高兌が親筆した「結城神君之墓」という文字を刻んだ墓碑が建立された。亀の形をした碑の台石（亀趺）の上に「結城神君之墓」と刻んだ石碑が載り、津阪が書いた「結城神君碑銘」が碑面に刻まれた。この碑文は宗広の後醍醐天皇に対する忠誠行動を詳しく叙述し、死に臨んで賊を討ち、その首を墓前に供えるように遺言した壮烈な死にざまを特筆大書した。津阪は楠木正成と名和長年という南朝忠臣の顕彰を強く意識していた。「三木」（楠木・伯耆〈名和〉・結城）の一人として、すでに祠宇が存在している他の2人に遜色のない新宮の創建と墓石の建立を願ったのだった。

藤堂家ではこれをたんに津における事業に止めず、社会的な認知を得ようとした。朝廷のもつ宗教的な権威を背景にして、宗広の墓域を神聖化することであった。文政8年9月、八幡宮の神職宮崎家は全国の神社・神職支配に絶大な力を有していた京都の吉田家（神祇管領長上家）に対して、宗広への神号を与えるように運動を始めた。そして文政12年6月には「結城明神」という神号の許可を得、さらに翌年には内大臣近衛忠熙から「結城明神」の神額の下付を受けたのである。

明治維新後には王制復古の精神的シンボルとして、楠木・名和・菊池・新田などの南朝忠臣の積極的な顕彰運動があり、湊川神社をはじめ全国各地で南朝忠臣の神社創建が実現しつつあった。1880年代に入ると、それらの創建神社はいっせいに別格官幣社という社格に列せられた。別格官幣社とは、靖国神社の他織田信長・豊臣秀吉・徳川家康や南朝忠臣、維新の元勳など歴史的に功労著しい人物を祭神として祀る神社である。三重県では津藤堂家に代わる担い手が登場し、正成と匹敵する宗広の忠誠心の顕彰を主張していった。飯高郡大足村の川口常文は藤堂家の顕彰事業を継承して、祠宇・墳墓の修復、祭祀の執行を求めて旧藤堂家や三重県へ請願をおこない、また全国に寄附金を募る顕彰運動を始めた。こうしたなか結城神社は1882年1月24日別格官幣社に列格され、翌年には宗広へ贈正四位が追贈され、1884年には子の親光が合祀されたのだった。

#### 四 顕彰運動をめぐる問題

19世紀から20世紀初めにかけての宗広顕彰運動には、検討されるべき多くの問題を含んでいる。以下、簡単に論点のみを提示しておきたい。

##### （ア）史実・遺蹟の考証と批判

宗広の埋葬地については吹上説と津説があり、それぞれの地で宗広顕彰の動きが見られた。津説は津阪孝緯と八幡宮神職宮崎吉偕・同吉忠の手で考証が進められ、八幡宮境内の「結城塚」（「入道塚」）が宗広の確かな墳墓だと主張され、由来は不明だが境内の小祠は「結城明神の社」（「結城医王大明神」）と呼ばれてきたことなどを主張し、光明寺の宗広墓碑については寺僧が宗広の遺物を埋め、塔を建てて冥福を祈ったもので、屍を埋葬

した墓ではないのだと断じた。とくに津阪は「附考五則」（それを増補した「附考七則」）と「結城墓の考」によってきわめて詳細な交渉をおこない<sup>9</sup>、藩主の公認を得て結城社の創建と「結城神君之墓」の建立を実現したのだった。

しかし津阪の考証にたいしては久米邦武が批判を加えている。いうまでもなく久米は明治前期期においてもっとも有力な歴史家であった。久米は1880年の天皇巡幸に随行して、後に『東海東山巡幸日記』をまとめているが、その中の「結城宗広略伝」は津阪への批判である<sup>10</sup>。この略伝は元弘～延元年間の宗広が義良親王・北畠氏と結んで活動し、延元3年東国鎮定のために伊勢大湊を出帆したものの漂流し、伊勢に帰って死去するまでを、『太平記』を参照しつつ叙述したものである。久米は墳墓の津所在説について、津坂は「毛利家本」・「今川本」など水戸藩が校訂作業の参考とした『太平記』の異本を引かず、近世に流布していた『太平記』版行本のみを依拠した説だとして批判したのである。19世紀初めの津藤堂家と光明寺における関連しつつおこなわれた宗広顕彰運動は、古文書の発見・保存・刊行という注目すべき動き、他方で宗広の事績の考証とその水準というものを考えさせる材料を提供する。

#### （イ）「史官」の歴史的位 置

宗広顕彰運動の主要な担い手の一人であった津阪孝綽は、津藤堂家の祖・高虎の事績録『聿修録』を撰述している（文政12年）。ちょうど「結城神君之碑」が建立を見た年であった。また重野安繹は薩摩出身であるが、幕末以来史書（『皇朝世鑑』）の編纂に当たっていたし、明治政府成立後には明治政府の修史事業に深く関与した。彼らは儒官として歴史書や地誌の編纂を担当した、19世紀前期の多くの儒者たちを代表する人物だった。

19世紀幕府や大名家が積極的におこなった家祖の事績の調査・編纂、領域内のあらゆる事物の網羅的な収集と分類・叙述としての地誌編纂を担ったのが、多くの儒者たちであった。幕府の林述斎、紀伊の仁井田好古、安芸の頼杏平、津の斎藤拙堂、三河田原の渡辺崋山などはきわめて優れた史書・地誌を編んだ儒者だった。彼らは統治者のために記録の編修・叙述にあたる「史官」という概念で把握される必要がある。明治政府は幕府の歴史書・地誌を引き継ぐ形で、国史と皇国地誌の編纂に成立当初から強い意思を示した。太政官に修史局や地誌課といった部局を置き、組織的にはかなりの紆余曲折があったものの、編纂の流れが途絶えることはなかった。しかしこの国史・皇国地誌の編纂の事業は1890年前後になると、大きな曲がり角を迎え、編纂事業は帝国大学へと引き継がれていった。「史官」から専門的歴史家へという知的制度の変容をそこに見いだすことができる。

---

9「附考七則」は文政7年9月の新宮遷座式が執行された直後に作成された（『結城宗広卿の勤皇』289-29、29-30頁）。なおこれは『大日本史料』第五編ノ六、暦応元年是歳条が引く「結城神君碑銘附考」の異本である。

10「東海東山巡幸日記」（『太政官期地方巡幸史料集成』第13巻、473-474頁）。なお久米は「太平記は史学に益なし」という長大な論考を『史学会雑誌』第17、18、20～22号（1891年4、5、7～9月）に寄せている。

#### (ウ) 史実とイデオロギー

宗広埋葬地をめぐる考証については、『太平記』以外に根拠となる史料はない。『太平記』の諸本で埋葬地に食い違いがあり、両説のいずれかに確定することは困難だった。そして重野安繹のように、「公忠烈之氣塞于天地間、天下皆可祭、況吹上与安濃津均伝公遺蹟古書、鑿々有拠、則祠宇墳墓並存伝不朽、誰曰不可」と、宗広の「忠烈之氣」は天地間に充満しているのであるから、どの場所で祀ろうと問題はないとの主張もあった（「結城道忠公碑」）。それは忠臣をめぐる史実以上に、彼らの歴史的事実と倫理的行為それ自体に価値を求めるイデオロギー的立場であった。この立場は1930年代に建武親政六百年祭が挙行される時期を迎えると、もっとも歓迎される立場となった。たとえば1933年刊行の『結城宗広卿勤王事蹟』は、「国家の偉人を尊崇し、勤王家を畏敬して之を志表し祀祭する所が、史跡と反したる何処であつても干涉の論外ではなかろうか。是れ則ち斯る義挙は、社会風教上に与ふる所、洵に有益にして、表者被者共に、国民は斉しく之を欽仰して已まないものである」と述べたのである。歴史的功労者の顕彰にとって、その人物の史蹟がどこにあるかと問題ではない。功労者の行為とそれに対する敬礼こそが大事だという立場であった。史実とイデオロギーという論点は、南朝忠臣顕彰運動に限らず、戦前の顕彰運動全体にとっても重要な論点となる。

#### (エ) 由緒ある家系の発見

藤堂家の儒官・斎藤拙堂は結城夫妻の書状と伝える古文書を『結城氏聯芳遺墨』と題して、摸刻本として刊行した。この序文で斎藤は『太平記』の記述を批判した。すなわち『太平記』には宗広は最初は北条氏に従い、鎌倉滅亡後に義良親王のもとに参陣したという記述への批判である。斎藤によれば、宗広は後醍醐天皇から与えられた倒幕の綸旨への請文には、新田義貞とともに幕府を滅亡に追い込んだことが記されており、この史料を根拠に

『太平記』の数多い誤りの一つだと論じたのだ<sup>11</sup>。斎藤が根拠史料とした後醍醐天皇綸旨

と結城宗広請文の二つの史料は、宗広の子孫である秋田の白河七郎家<sup>12</sup>に所蔵されていたもので、陸奥白河松平家の儒臣・広瀬典が『白河故事考』で考証史料として採用していた。

この秋田の白河家と光明寺は関係をもっていた。天保九年光明寺は宗広五百年忌を記念して『大日本史』の宗広列伝の部分を刻んだ記念碑を建立した。この記念碑の拓本が白河七郎に贈られていた。そしてその返礼として、白河七郎は「感忠録」の拓本を光明寺に贈った<sup>13</sup>。「感忠録」とは文化4年（1807）広瀬典が松平定信のもとで、結城氏の居城であった白河城址の岩山の壁面に刻んだ文章であった。宗広顕彰をめぐる伊勢と奥州は深くつながっていたのである。

こうした南朝忠臣の子孫の探索と史料の調査は結城氏にのみ限られていたわけではな

11 『結城宗広卿の勤皇』313-317頁。

12 『結城宗広』（結城宗広公事蹟顕彰会、1941年）27-293頁参照。

13 『結城宗広卿勤王事蹟』179-18頁。

い。伯耆国久米郡の名和長年もその一例である。鳥取池田家は幕末に名和長年の顕彰に積極的に取り組んだ。久米郡坪田村にある氏殿権現（後の別格官幣社名和神社）を中心とした長年関係の遺蹟、隠岐から帰還した後醍醐天皇の遺蹟の調査と顕彰がおこなわれた。その際、池田家では名和氏の末裔を探索し筑後柳川氏の儒臣・牧園猪（字は大野、号は茅山）著『行在或問』を通じて、柳川家に長年の二十四代孫・名和十郎長靖という家臣がいることを突き止めた。そして顕彰運動を進めていた門脇重綾は、万延元年の春柳川を訪問し、名和長靖家で系譜・文書を写し、それらを別の書によって考証し、『名和氏紀事』<sup>14</sup>を書いたのだった。こうした南朝忠臣の子孫が19世紀から近代にかけて、どのような処遇を受け、またどのように顕彰運動に貢献したのか、これらの点も検討されるべきだろう。

#### （オ）顕彰の担い手

宗広顕彰運動は藤堂家と光明寺の二カ所でおこなわれ、光明寺の住職の匡巖や石束誠翁などの古文書保存などがあり、また藤堂家の「史官」や伊勢神宮祠官・国学者などがその担い手となった。明治維新後には山田では「結城公旧蹟保存会」が組織され、他方津では川口常文を忠臣とした運動へと引き継がれていった。こうした宗広顕彰運動と関連しながら、三重県の郷土史研究が萌芽を見せつつあった。三重県史談会が早稲田大学英文科卒の四方弘克（松阪町出身）らを中心に組織されたのは、1910（明治43）年6月のことだった。三重県内外の会員は150名をこえる規模となった。県外会員には東京帝大国史学科教授黒板勝美、『大日本地名辞書』編纂者の吉田東伍、『大日本地誌大系』編纂者の芦田伊人らが含まれていた<sup>15</sup>。そして『三重県史談会々誌』第5巻第1（1914年1月）に掲載された

大西源一<sup>16</sup>「北畠氏顕彰熱の勃興」は、当時いまだ村社であった北畠顕家を祀る北畠神社の官幣社昇格運動の様子を述べたものである。こうした三重県の郷土史団体の結城氏・北畠氏の顕彰運動は三重県における郷土史研究を活性化する媒介となったのである。

#### むすびに

南朝忠臣の歴史的遺蹟は日本全国に散在している。18世紀末から昭和戦前期に至る間、多くの地域で顕彰運動がなされ、史蹟の発見・保存、忠臣を祭神とする神社の創建、顕彰碑の建立、古文書など歴史資料の編纂・刊行、由緒ある家の発見などがおよそ150年にわ

14 『名和氏紀事』（文久2年9月）『因伯叢書』第4冊、名著出版、1972年。

15 大西春海「三重県史談会と『三重県史談会々誌』について」『復刻三重県史談会々誌』別冊解説、郷土出版会、1999年。

16 大西は少年時代から伊勢国司北畠氏を顕彰する必要を感じ、1897年10月発行の帝国古蹟取調会の雑誌『古蹟』第2巻第11号に「伊勢の国司北畠氏の遺蹟」と題する一文を寄せていた。つづいて第3巻第1号に「大河内城の見聞」を寄稿、その後1907年頃に『三重新聞』紙上に「国司遺蹟」を連載して北畠氏の表彰を論じた。また『南勢新聞』に「北畠神社昇格論」を掲載した。

たって継続しておこなわれてきた。こうした顕彰運動は、南朝に忠義を尽くした「忠臣」としての功績を表彰し、その事績を地域社会の歴史のプロセスに特筆すべき出来事として刻み込むことを目的としていた。そして功績の表彰とは「忠臣」の「忠烈之氣」を人々に感じさせることであり、功労者のもつ威力、権威を確立することであった。神社や記念碑の前での顕彰行事・祭典（敬礼行為）をくり返しおこなうことによって、「忠烈之氣」を追体験し、彼らの比類なき生命力、歴史への貢献を可能としたエネルギーを獲得することが顕彰運動の意図するものだった。

18世紀末以降、歴史上功績をあげた功労者の発掘と顕彰が広汎におこなわれるようになった。国家、藩、地域社会などさまざまなレベルで、開拓者や忠孝・「義」に殉じた人物への回帰・表彰が一般化し、特質すべき政治文化の様相を生みだしていった。こうした「復古」の歴史的潮流が国民国家の文化的・イデオロギー的な基盤となり、近代日本人としての国民性・気質、歴史意識の内実をしだいに形成していったのではないかと考える。

## 第2節 郷土史と記念碑文化

はじめに

私は大学で日本近代史を担当している。今年の秋からの授業で、出版されたばかりの福田アジオ『歴史探索の手法——岩船地蔵を追って』（筑摩書房、2006年）を教材に、過去の出来事をどのような資料を使って、どのように再構成するのかということを、2年生の

学生に考えてもらっている。岩船地蔵は地蔵が船型の台石に乗った形態の地蔵尊だが、関東から静岡県に一八世紀初めに流行した民衆信仰である。下野国岩船山は死者の赴く山として周辺の人々の信仰を集めていたが、その地蔵信仰は享保4年(1719)にとつぜん関東・東海地域に流行した。この地蔵信仰の流行の背景を文字資料、現存する岩船地蔵、現在に残された民衆信仰というさまざまな、ある意味では断片的な資料を掘り起こし、組み合わせながら解明しようという書物である。

民衆の信仰や思想について、宗教史や民俗学、あるいは民衆思想史といった分野での研究がある。福田の研究の手法は一つの固定的な方法や限定された資料にもとづいた研究ではない。福田は江戸時代のある時期、ある地域で突然起きた一つの民衆信仰の様相とその背景を、文献や石造物、今に伝わる民俗信仰をフルに活用して、再構成することを試みている。私は歴史学研究を志したばかりの、20歳の学生に福田の手法を学びつつ、他方でみずから生まれ育った地域の過去の民衆信仰のありさまを再構成するため、実際にこの地域の江戸時代から近代に掛けて流行、定着した御嶽信仰の石造物の調査研究をおこなってもらっている。

近代の歴史を考えようとしたとき、多くの資料が私たちの前にある。文書などの文字資料がもちろん基本だが、その他にも多様な資料がある。文字として残された資料、写真・絵画・漫画などの図像資料、民俗生活や信仰に関する資料、石仏石塔・記念碑や梵鐘などの金石資料であり、この他に建築資料、地図資料、音声資料といったものをつけ加えることもできる。

このなかで私は石造物資料のもつ資料的な価値をよりいっそう再認識しなければならないと考えている。江戸時代に入ると、大量の石仏石塔・墓碑類はもとより、19世紀に入ると記念碑も建立されるようになった。石に何ごとかを託して造形し、何ごとかを文字や文章として刻みつけ、何かを人々に示し、あるいは後世に何かを伝えようとする行為が意味を持ちはじめていた。他方で、多くの古代石碑も発見され、石碑の建立に影響を与えていった。石に何ごとかを刻むという行為と残された石造物が当時を生きた人々の社会的な表現として、いまを生きる私たちの前に現存しているのである。現存しているだけではなく、私たちの社会はそうした石造物をたえず生産しつづけているのである。

石造物と私たちの歴史的関係は深いものがある。これは日本だけの現象ではない。欧米でも中国・韓国でも同様である。石造物を資料として、それぞれの社会とそこに生きた人間の様相を問うことは、いろいろな学問分野の重要なテーマとなるのではないかと思う。石造物はいうまでもなく歴史・民俗・宗教など過去の人々の行為の所産であり、そのなかに人間行為の意味を探りうる貴重な資料である。

## 一 石碑への関心と調査

いったい日本全国にどれほどの石仏石塔などの石造物、記念碑があるのだろうか。またそれらはどのような種類に分類できるだろうか。思いつくままに記せば、古代に建立された石碑、中世の板碑、近世から劇的に増加する墓碑、記念碑(史蹟碑・名勝碑・人物顕彰碑・戦争記念碑など)、文学碑(句碑・歌碑)などがある。

記念碑が建立されはじめた19世紀半ば、石碑やそこに刻まれた文章に関心を示した書

物が現れた。明治維新の前後に編集された『事実文編』（全 119 冊）という文献である。五弓久文（文政 6 / 1823～明治 19 / 1886）という学者が江戸時代の書物になかから碑文・伝記など優れた名家の文章を集めたものである。明治維新後に増補されたものが、明治政府へ献上された。この書物を見ると、多様な石碑の名称があったことがわかる。【表 1】は記念碑と墓碑について、その名称を種類毎に分類したものである。それぞれの名称の前には、「個人名、地名、戦争名などが付く。現在私たちの周囲で簡単に目にすることができるものばかりだ。

【表 1】

種 別	石 碑 の 名 称
人物の事績を顕彰するもの	「紀功碑」、「紀徳碑」、「功德碑」、「紀恩碑」、「留恩碑」、「義奴碑」、「神道碑」、「追福碑」、「遺愛碑」、「遺愛碣」
戦争に関係するもの	「戦績碑」、「招魂碑」、「忠魂碑」、「死節碑」、「追遠碑」、「表忠碑」、「慰忠碑」、「戦亡碑」、「戦死碑」、「旌烈碑」、「首塚碑」、
政治に関するもの	「徳政碑」
天皇に関するもの	「聖蹟碑」
歴史的史跡にかんするもの	「遺趾碑」、「城趾碑」、「古城記」
名勝に関するもの	「公園碑」、「清泉碑」
土地・道路・河川に関するもの	「墾田碑」、「新田碑」、「新墾碑」「新道碑」「修堤碑」、「治水碑」、「修道碑」
墓碑類	「墓」、「石棺銘」、「墓表」、「墓文」、「墓誌」、「墓碑」、「墓銘」、「墓記」、「墓碣」、「碑陰記」
その他	「碑表」、「碑記」、「碑銘」、「碑誌」、「石誌」、「祠碑」、「寿碣銘」、「寿碑」

この『事実文編』に載せられた記念碑の文章（撰文）をていねいに検討するだけでも、なぜ、どのような理由で、誰が、十九世紀という段階で記念碑を建立していったのか、あるいは撰文の文章の質にいかんが当時の人々がこだわっていたのかを知ることができる。これらの撰文の多くは当時のたいへん有名な儒学者が書いている。

こうした石碑類以外に、日本社会は数えきれないほどの石造物、石仏や石塔を生み出してきた。『日本石仏事典』（第二版、雄山閣、1980年）には多様な石仏についてたいへんくわしい説明がある。あるいは『石仏研究ハンドブック』（雄山閣、1985年）など石仏調査のハンディな入門書もある。個別の信仰が生み出した石造物を集中的に調査することは、その信仰の様相を明らかにするために必要だろう。

しかし、ある一定の地域の石碑や石造物の全体をもらさず調査して、それらの石碑・石造物を生み出した背景を明らかにすることは、容易なことではない。あまりにも残された石碑・石造物が多いからだ。それらをしらみつぶしに調べることは、一人でできることで

はない。協同作業が必要である。

そうした作業の成果はおそらく日本各地でなされていると思われる。私の住んでいる東海地域でも、愛知県安城市に住む歴史愛好団体・安城の歴史を学ぶ会が調査した『安城の石仏』（1979年）、『安城の石造物』（1992年）という報告書がある。後者は一九八七年から調査しはじめた成果で、五七三基の記念碑などが収録されている。こうした網羅的な調査でないにしても、自治体史の編さんの際の文化財調査にともなって石造物を調査した報告書も少なくない。

ここで私はきわめて価値ある石造物の調査報告書を紹介したいと思う。静岡県浜松市の教育委員会が2001年に刊行した『浜松市石造文化財調査報告』である。この報告書は浜松市の社会教育の一環として、浜松市石造文化財調査会が組織され、そこに200人を超える市民が参加して、1996年から2000年の5か年間かけて市内に現存する石造物をことごとく調べ上げた成果である。

そしてこの調査のエッセンス、市内の特徴的な石造物を地区毎に紹介した『浜松市の石造文化財』（2001年）も刊行された。「第一章 浜松市の石造文化財」では、石造物の歴史資料としての価値が強調されるとともに、市域内の石造物建立の特徴として、(1) 17世紀後半から一八世紀前半には、地蔵菩薩像と三界万霊塔、西国巡礼供養仏、秋葉灯籠などの石造物が多く現存していること、(2) 18世紀末から19世紀前半にかけて歴史的人物を顕彰した記念碑が建立されてくること、(3) 明治以後には戦争記念碑や神社への奉納石造仏が増加してくること、などが明らかにされた。すなわち一地域の石造物の悉皆調査によって、石造物の量と種類、建立の時代的特徴といった、ほんとうに基本的な事柄が提示されたのである。

またもう一つの貴重な調査を紹介することができる。私がお手伝いをしている伊東市史編さん委員会では、調査の協力をいただいているボランティアの市民二人の手で、市域すべての膨大な数の墓石が調査された。その墓がいつ建立されたのかが、統計数字として示された。おそらくそうした墓石の調査はほとんどこれまでなされてこなかったと思われる。この調査によって、近世後期の飢饉の際に墓石の建立数が増加し、当然のことだが近代の戦争の時期にもそうした顕著な傾向が現れることが明らかになった。

こうした調査が意味あるのは、一定の地域のしらみつぶしの形をとった調査で石造物文化の様相が示されたことばかりではない。地域がたどってきた歴史の痕跡を市民のボランティア的活動で明らかにされ、その活動によって地域の歴史の歩みを解明するに欠かせない資料群が市民共有の財産になったのである。

## 二 古代石碑の発見

石造物全般ではなく、ここでは過去の歴史的出来事を碑に刻んだ石碑について考えてみたい。現在でも地域の過去に起きた出来事や、地域の発展に功労のあった人を記念するための石碑が数多く残されているし、建立されてもいる。

こうした記念碑は19世紀に入って建てられはじめる。私は最初にそのことに気づいたのは、尾張徳川家が編纂した『尾張名所図会』を見たときだった。このことについてはあ

とで述べたいと思うが、過去の出来事を石碑に刻んで後世に残すという行為に影響を与えたのは何であったのか、このことがたいへん気になっていた。

石碑に対して社会的な関心がふかまっていく一つに有力なきっかけに、古代に建立された石碑の発見とその研究があったのではないかと推測した。古代という時代が意識されるのは、埋もれていた遺跡や遺物が何かのきっかけで発見されたことによる。

「那須国造碑」とよばれる古代石碑が、現在の栃木県那須町に存在する。それは栃木県那須郡湯津上村の笠石神社境内に現存し、国宝に指定されている。花崗岩製で、高さ 120 センチで、その表面には 152 文字が刻まれている。この石碑は古代史研究で古くから注目されてきた。斎藤忠・大和久震平の研究(『那須国造碑・侍塚古墳の研究』1986 年)や『栃木県史』に詳しく紹介されている。しかもこの国造碑の発見と周辺の古墳の発掘は、日本の考古学的研究の始まりに位置づけられている。

この国造碑は延宝 4 年(1676)にある巡歴僧侶によって偶然にも、道ばたに倒れた状態で発見された。その情報は近くの水戸藩領の庄屋大金重貞のもとに入った。そしてこの村の領主であった徳川光圀がこの地域を巡覧したとき、大金からこの石碑の話が伝えられた。光圀はこの石碑の調査を佐々宗淳に命じた。

光圀はこの石碑に記された人物を探るために、すぐ近くの二基の古墳を発掘させた。これが日本の考古学史上特筆される発掘だった。光圀はこの古墳の被葬者を確かめたかったのである。光圀は発掘された遺物の図を書かせた上で、それら遺物を再度うめ返し、古墳を保存した。

道ばたに放置されていたために、石碑の表面は摩滅した部分もあった。このため碑文をどのように解読するか、さまざまな解釈が出て、論争が始まった。年号表記の箇所を「永昌元年」と読むか、または「朱鳥四年」と読むか。またある一文字を「祢」、「弥」、「殊」のいずれと読むか。那須国造の表記について、「那須直韋提」、「那須宣事提」のいずれと考えるか。

論争は 17 世紀後期から戦後まで続いた。江戸時代に限っても、発見関係者の大金重貞・佐々宗淳、幕政指導者で古代研究者でもあった新井白石、狩谷掖斎、藤原貞幹、山岡俊明、長久保赤水、中山信名、諸葛琴台、木曾武元、蒲生君平、河野守弘、三田弥平、栗田寛など、江戸に限らず、地元の知識人がこの石碑をさかんに論じあった。

この古代石碑の発見は 18 世紀中期から 19 世紀初めにかけて、古代遺跡の発掘に目を向けさせ、また歴史研究そのものを活性化させることになった。「好古」家たちの手によって、古代の石碑を含めた金石文の探求、書物として刊行されていったのである。論争の当事者の一人だった狩谷掖斎は『古京遺文』(文政元年/1818 自序)を著し、平安京遷都以前に成立した金石文 29 篇を集成し、考証した。狩谷の仕事の直前には、幕府の寛政改革の指導者で、当時のもっとも有力な知識人であった松平定信が、『集古十種』(寛政 12 年/1800 序文)を刊行していた。この書物には、古画肖像・扁額・文房・祖賛・名物古画・碑銘・鐘銘・銅器・甲冑・弓矢・旌旗・刀剣・馬具・楽器・印章が集められ、図示された。このうち碑銘は 123 基も収録された。この「実に我国の好古学上の大著作たり」と表された著作について、狩谷の著作があり、さらに西田直養の『金石年表』(天保 9 年/1838)が著された。

古代石碑への関心は那須国造碑ばかりではなかった。奥州の多賀城碑や「上野三碑」と呼ばれた多胡和銅碑・金井沢神亀碑・山名上村辛巳碑などにも向けられていった。「上野三碑」については、国学者であった伴信友が「上野三碑考」（天保7年自序）を書いている。その一つの「金井沢神亀碑」は天明時代に長雨で山崩れがあったとき、偶然に出現したもののという。

古代の石碑は江戸時代タブーをもっていた。那須国造碑は道ばたに放置されていたときには、人々や馬が触れてはならないタブーの対象だった。そして徳川光圀は保存のために石碑を堂宇で覆い、管理人を置いた。管理人は金銭を取って人々に拝観させていた。名古屋にまでも拓本が流通しており、拓本も管理人が取ったものだろう。

また「上野三碑」も同様なことが確認できる。「多胡和銅碑」にも管理人が置かれて、石碑の前に拝所があり「神物」の如く石碑は取り扱われた。拝所を建てたのは土地の領主で、拓本を取る人も増えていったという記録もある。ここでも拓本の流通が盛んだったことを確認できる。社会的に古物や古跡への関心があったことの証左だと考えていいだろう。

### 三 「樹碑」の人の登場

こうした古代の石碑への関心と調査・論争が深まっていくことと並行するかのようになり、日本各地で記念碑の建立が始まっていった。そこには「樹碑」の人が登場する。「樹碑」とは「碑を樹てる」という意味である。

たとえばその一人に紀伊徳川家の儒者、仁井田好古をあげることができる。仁井田は『紀伊続風土記』の編さん責任者だったが、藩領の村落調査を実施するなかで、各地の史蹟（多くは古代遺蹟であるが）に記念碑を建立していった。この記念碑の建立によって、その場所で起きたある出来事が“歴史的事実”として公認されることになったのである。そのことは膨大な文献と現地調査によって得られた諸史料を駆使したことによって確立された知識体系の権威があった。

一九世紀に入って新しい段階を迎える幕府や大名による地誌編さん事業と記念碑建立は深く結びついていた。『紀伊続風土記』だけではなく、この時期の地誌をひもとけば、かならずと言っていいほど記念碑の撰文が掲載されている。さらに、名所図会には記念碑が描かれていることもある。そのことを『尾張名所図会』前編（岡田啓・野口道直編、天保12/1841）で確認してみよう。

『尾張名所図会』には桶狭間古戦場跡の紹介記事に添えられた挿し絵がある。この挿し絵は十九世紀における記念碑文化の登場を象徴するのではないかと思う。桶狭間の戦いとは、織田信長と今川義元が戦って、信長が奇襲攻撃で今川を破った戦いである。東海道・鳴海宿を少し東へ行った所、街道沿いに桶狭間の古戦場跡がある。

挿し絵では手前の東海道には旅人数人が行き交っており、街道沿いの松並木の奥に古戦場跡が描かれている。そしていちばん奥まった所で旅人二人が「碑銘」と刻まれた記念碑に見入っている姿がある。その周囲にはいくつもの石碑が見え、「松井塚」、「士大将塚」、「士大将塚三基」などという説明書きが見えている。この旅人が見入っている記念碑は、今川氏の家臣で桶狭間の地で戦死した松井兵部少輔の子孫だという氷室豊長（津島神社神主）が文化十三年に建立したものである。また周囲の石柱はそれより早く明和8年（1771）

尾張藩の勘定奉行を勤めた人見らが建てたものである。

記念碑の題額には「桶狭弔古碑」とある。桶狭間古戦場という歴史的事件が起きた場で、その出来事とそこで戦死した者を思い起こすこと、つまり「弔古」、「懐旧」の感情を共感する空間であることを記念碑は象徴していた。そして歴史的遺蹟として保存しようという意思がそこには見られた。

「古を弔う」、「旧を懐う」といった言葉が、この時期に重要な意味を持ちはじめた。そのことを記念碑の文章に刻んだのが秦鼎（宝暦 11 年／1761～天保 2 年／1831）という儒者だった。秦はこの合戦で滅亡した今川家のたどった歴史と、後世に伝えるべき歴史の教訓とを撰文として綴ったのである。『名古屋市史』人物編（1934 年刊）は秦について「好みて古書を校正し、後学に裨益する所あり、其文を作る、古を襲はずして自ら一家を成す、樹碑の癖あり」と評している。

「樹碑」の人、秦鼎が関係した記念碑を表 2 に示した。平手政秀の記念碑は『尾張名所図会』に挿絵入りで紹介されている。「平手政秀宅址」の記述は秦の撰文の引用も含め、たいへん長文である。織田信長に諫言して自殺した政秀の忠義が表彰されている。細野は秦が撰文を書いている平手政秀の遺趾碑の拓本を取った時、平手の信長への忠誠心が永遠に残されたのは「秦氏立碑の功、亦万世忠臣の遺趾をして顕然たらしむ」と評価していた。

【表 2】 秦鼎関係記念碑一覧

記念碑・墓碑名	建 立 場 所	建立（撰文）年月日
平手中務碑銘	春日井郡西志賀村平手宅址	享和 2 年(1801)
河村南山先生之墓	名古屋東門前町	文化 2 年（1806）
墨海伊藤先生碑	愛知郡川名村香積院	文化 5 年 9 月
桶狭弔古碑	知多郡館	文化 6 年
一里塚碑	名古屋東田町円教寺	文化 7 年 6 月
加藤清正旧里之碑	愛知郡中村妙行寺	文化 7 年 10 月
早野白龍碑	愛知郡田代村真福寺	文化 8 年
武川松正孺人墓銘	名古屋南小川町妙連寺	文化 11 年
小森貫諒齋碑	愛知郡田代村真福寺	文化 11 年
小野晃忠遺跡碑	春日井郡松河戸村	文化 12 年（1815） 春
菊水銘（養老瀑泉碑）	美濃国養老郡養老	文化 13 年
船頭小栗重吉之	愛知郡白鳥村成福寺	文政 7 年

碑		
松田口園墓銘	名古屋小川町曹流寺	文政 12 年
山田梁山墓銘	愛知郡広路村興正寺	文政 12 年 4 月

こうした記念碑の建立の展開のなかで、秦のように記念碑の撰文作成を依頼され、積極的にそれに関わっていく「樹碑」の人がいた。紀州の仁井田好古もそうであり、尾張徳川家でいえば 18 世紀末から 19 世紀前期の尾張藩の経済吏僚として著名な樋口好古（寛延 3 年／1750～文政 9／1826）である。樋口も 11 基の墓碑・記念碑の撰文を書いているのである。

そして尾張でいえば、こうした記念碑文化の背後には、精力的な金石調査という作業があった。尾張徳川家の家臣であった細野要斎は、領内の石碑類の調査を長年にわたって実施し、『碑叢』（写本 4 冊）、『碑叢 尾張二』（自筆稿本 1 冊）、『尾張名家誌』初編（2 冊）を編集して、石碑に刻まれた文章を採録した。細野は随筆家としておおくの文章を書き残しているが、それらには細野の調査のありさまがつつられることもあったし、また那須国造碑などの石刻摺（拓本）が名古屋で流通していたことも確認できる。

#### 四 記念碑とは何か

名所図会がこうした挿絵を載せたのは、由緒ある史蹟、史蹟空間に人々が巡礼することを期待したからだろう。史蹟の見入る旅人を見て、それに刺激されてつぎの旅人がそこを訪れる。旅人だけではなく、周辺の住民もまたそこに引きつけられていったのだと思う。

記念碑は過去にそこで何事かが起きたところであることを表示する目印であり、その歴史的出来事をしのぶより所だった。その場所に立ったとき生まれる「弔古」、「懐旧」の感情のなかで、人々は過去への想像力を働かせる。しかもその場所を取りまく風景を実感しながら歴史的想像力を働かせていった。歴史の遺蹟、残されあるいは発見された遺物、周囲の景観、そうしたものの全体が歴史的遺蹟としてつかまえられ、人々がそこを訪れて、過去の出来事と人物たちの活動を振り返った。そして過去を想像して見ること、過去を実感して通じて、日本人としての歴史的な共通感情というものが形づくられていったと考える。

19 世紀に成立してきた記念碑の文化は、20 世紀のはじめにわれわれの前にその確立した姿を見せてくる。都市の日常生活に比べたとき、そこは俗塵から離れ、心を安らかにする神聖な場所としても認識されていった。つまり歴史的遺蹟は都市化、近代化にともなった時間の流れ、異質の時間感覚をそこを遊覧する人々に感じさせることにもなった。

記念碑に歴史の出来事やその評価が刻まれることで、人々はその場所と行為がかけがえない価値をもったものとして了解されていく。つまり歴史の記憶の装置として記念碑はわれわれの目の前に存在する。石という素材によって長いあいだの風雨にさらされても後世に残っていく。

しかし、記念碑という形をとって記憶されていく出来事と、そうではない出来事がある。何が記念碑に刻まれて記憶として後世に残されるべきか。その選択は時代の要請と価値観が大きく左右する。戦前には天皇や忠臣たちが精力的に顕彰されて、記念碑が建立され、

その功績が社会に表彰された。しかし、戦後はそうではない。

私は記念碑というものは、四つの性格を持っているのではないかと思う。

- (一) 記念碑にはそれを取りまく空間性がある。それらは広場や公園など人々が集う場所、つねに人々の目にさらされている。あるいは景観を考慮しながら建っていて、記念碑に込められた事柄が風景とともに記憶されていく。
- (二) 記念碑には象徴性がある。そこに込められた出来事や人物の活動は社会に発展に大きな功績を残したことを示し、またそれらが体現していた倫理性を象徴している。
- (三) 記念碑には共同性がある。その建立のためには多くの人々の協力が欠かせないし、定期的にそこで記念祭や供養などを実施できる。そうした行為はそこに参加する人々にあいだに、共通の感情を抱かせることになり、記念碑が人々にまとまりをもたらす、共通した感情を生み出すことになる。
- (四) 記念碑には反復性がある。その記念碑をたえず見続けること、また同じような記念碑をあちこちで見ることで、記念碑に込められた象徴的な意味を意識することになる。

しかしながら、記念碑が語る事柄はすべてが事実ではない。記念碑は偽りの歴史を語っていることもある。記念碑の建立が過去の出来事を多くの文献史料による考証することを前提としている。歴史の考証に支えられた知的な権威が記念碑に刻まれた“事実”性を保障している。しかし歴史の考証自体が時代と文献史料による制約を受けていることからいえば、記念碑それ自体のなかに歴史的考証の水準を確認することもできるのである。

## むすびに

石碑・記念碑というまでもなくさまざまなきっかけで、建てられる。それらを調査することは地道な作業をとまなうけれども、たいへん面白いし、興味深い研究テーマも多い。たとえば江戸時代にたびたび飢饉におそわれた東北地方には「飢饉供養碑」と呼ばれる記念碑がある。菊池勇夫『飢饉の社会史』（一九九四年）や杉山勝『餓死一揆碑めぐり』（1997年）にそうした飢饉記念碑について簡単に紹介されている。こうした飢饉に関する供養碑（塔）がどの程度現存するのか、その調査をおこなったのが三原良吉である。三原は『宮城県史』に「災害金石志」という報告書を書いているが、そこで宮城県内の飢饉金石文の調査結果を示した。それによれば「飢饉」という文字を刻んだものは九二基、「飢饉」という文字を刻まないもの八八基を紹介している。建立された時期は18世紀中期の宝暦年間から百数十年にわたっている。

飢饉で亡くなった人々を慰霊するために供養碑（塔）は建立されたのだが、その供養碑（塔）は、三界万霊塔、無縁精霊塔、無縁塔、無縁墳墓、無縁塚、叢塚、施餓鬼塔、供養霊塔、念仏供養塔、名号碑など多様である。しかしこうした飢饉供養碑（塔）によって飢饉の様相はもとより、それに対する当時の社会の対応（死者への観念や供養のあり方など）を知ることができるのである。災害という点でいえば、三原は宮城県内の地震記念碑（供養碑）の調査もおこなっている。こうした災害記念碑（供養碑）もまた、災害国の日本各地には数多く現存しているし、阪神淡路大震災の大量の慰霊碑が物語るように、いまも継続して建てられ続けているのであり、こうした記念碑（供養費・慰霊碑）を通じて、日本

社会と災害との関わりを考えることが可能なのである。

戦前に金石文（石や金属器に刻まれた文章）の調査と研究をおこなう金石学という学問があった。歴史学の補助的学問として位置づけられ、あるいは郷土研究の不可欠の資料としてその意義が強調されていた。代表的な歴史学者の黒板勝美『更訂国史の研究 総説』（岩波書店、1907年）や、中村直勝『日本古文書学』（日本文学社、1935年）にそうした見解が示されている。

金石学の出発点はすでに述べた古代石碑の発見と研究にある。そして戦前における集大成として、木崎愛吉『大日本金石史』全3巻（好尚会出版部、1921年）という大著がある。ここに収録された金石文は古代から江戸時代初頭までのもので、それ以降のものはない。だがここには「斯界に於ける先人の業績」をあげた98人の金石家の名前と著作をあげるとともに、歴史学・考古学と金石学との関係、金石学の定義など基本的な問題を論じている。黒板はこの大著に序文を寄せて、「金石文の研究を好古家の閑事業なりとする時代ハ早く過ぎ去れり、掘って以て文化の跡を訪ね、採つて以て歴史の闕を補ふに於て、金石文はしめて価値あり、それ研究こゝニ意義を有すと謂つべき也」と、金石学の確立に木崎の著作が大きく貢献している点を強調し、木崎を大正時代の狩谷掖斎だと表したのである。

木崎には『攝河泉金石文』（郷土史研究会、1914年）、『大坂金石史』（上方文化協会、1922年）という調査研究もある。そして木崎の仕事の前後には全国的に金石文調査がつづけられていった。これらは木崎と同様江戸時代初頭までを対象としているが、すでに最初に述べたように現在各地で共同作業として取り組まれている石碑調査はそれを継承しつつ、補うものだということができる。記念碑・石碑の研究をさらに発展させていく上で、江戸時代以来の金石学の展開とその意味を考えておくことは決して無益ではないと思う。

### 第3節 史蹟空間と民俗文化

はじめに

地誌・名所図会は近世文化を代表する所産であることはいままでもない。ある領域（国・大名領域・街道・河川・史蹟・名所など）を対象とした多様な地誌・名所図会が生み出されてきた。近年こうした地誌・名所図会は注目を集めており、幕府・大名・地域知識人に

よる編纂事業、近世の景観形成史、近世都市史、植生学など多様な視点からの研究が盛んになりつつある<sup>17</sup>。

私も地誌や名所図会を資料として、18世紀後期以降の各地における史蹟の発見と保存について検討したことがある。史蹟はある歴史的時点に、ある場所で起きた出来事の痕跡だが、その時点から現在に至るまでさまざまな履歴をたどってきている。時代の変化とともに、史蹟がもつ価値やタブーは異なっており、史蹟に対する人々の視線は一様ではない。史蹟にどのような価値を求め、どのように対処し、どのように保存するかは、時代の変遷をそのまま反映する。

史蹟に対する人々の関わり・態度を、そこに現れる民俗事象に焦点を当てて検討することが本稿でのテーマである。ここでいう民俗文化は基層文化という意味ではない。近世後期、歴史的遺蹟や遺品に対する近世の身分制社会を生きてきた人々の精神態度、行事、伝承、信仰などをさして用いる。そしてその民俗文化は18世紀末以降の史蹟への関わり方の変化によって、変容してくる。この変容になかに近代日本人（鎖国体制下の社会が生み出してきた日本社会の構成する人々が対外的に開放され、身分制を克服するなかで形成されてきた人々）の形成を確認することができるのではないかと思う。

史蹟もしくは史蹟空間に現れる民俗事象を検討するために、一定領域のあらゆる情報を網羅的に記述した地誌や名所図会よりも、一定領域の史蹟にのみ着目し、挿絵入りで描かれた史蹟図会が資料としてふさわしい。こうした史蹟図会としては『賤嶽図会』（藤原忠利、寛政11年）<sup>18</sup>や、『遠江古迹図会』などがある。ここでは『遠江古迹図会』を素材にして、史蹟に現れる伝承や民俗事象の特質を明らかにし、さらに『遠江古迹図会』に記録された伝承や民俗事象が地誌の世界の止まらず、文学的世界のなかでも素材として利用され、また新たな民俗文化を育てていたことを考えたいと思う。

『遠江古迹図会』<sup>19</sup>は享和3年著者である再影館長庚が山野を跋涉して記録し、挿し絵を多く取り入れた形の叙述である。この書は8つの内容から構成されており、それらは「水の部」、「塚石碑の部」、「石巖山の部」、「古城の跡の部」、「神社塔堂の部」、「寺の部」、「木の部」、「雑の部」であって、全部で103カ所が紹介されている。序文（東陸散人）によれば、「異事怪跡」や「村翁野郎」の人口に膾炙する雑説に意を用いたことに他の地誌に見られないこの著作の特徴を見いだしていた（417頁）。それらは民俗文化にかかわる事象であり、史蹟と民俗との関わりを意識した長庚の深い関心を確認することができる。

---

<sup>17</sup>長谷川成一『失われた景観』吉川弘文館、1996年、鈴木章生『江戸の名所と都市文化』吉川弘文館、2001年、千葉正樹『江戸名所図会の世界』吉川弘文館、2001年、白井哲也『近世地誌編纂史研究』思文閣出版、2004年、岩松文代「『都名所図会』にみる京都近郊山村の名所性」『日本林学会誌』85-2、2003年など。

<sup>18</sup>藤原は畿内を巡覧して旧跡を訪い、碑石の銘文を写し、荒廃した遺蹟の再興を志していた。『山崎古戦図会』、『江州碑石図会解』の刊行を計画したが、これらは完成しなかったらしい。

<sup>19</sup>『日本名所風俗図会』。なおこの書から引用する場合には本文中に頁数のみを記す。

## 二 『遠江古迹図会』に現れる民俗事象

『遠江古迹図会』において、史蹟空間に現れる人々の行為や観念はどのように記録されているのだろうか。一例として袋井宿の南、高部村にある石棺の記述をみてみよう（438頁）。享和2年（1802）長庚はこの地を訪問し、挿し絵入りでこの石棺について紹介している。

「民俗方言」では「この石棺の蓋を執ると火の雨降る由を云ひ伝へ、人皆恐る。あるいはこの上へ登れば忽ち煩ひ出すとなり」と伝える。去る戊年8月に見学し、近所で耕作していた老人に石棺の由来を尋ねた。老人はこの近所に妙法院宮という貴人が流され、御所を建てて滞在していた。その跡を高御所村という。そこは宮が亡くなったとき石棺を納めた場所であり、宝暦年間までは石棺の半分は見えていたが、今は埋もれて蓋だけが見えている状態だ。その脇には四角の切石に丸石を置いて五輪の形とした。老人は「貴人の石棺なれば、上に登る人あれば罰を蒙る事なり」と語った。

ここでいう「民俗方言」とは、土地での伝承という意味であろう。貴種のもつタブーであるが、同様な話は地誌・名所図会に一般的に見られ、珍しい話ではない。長庚自身は土地の伝承に対する解釈、つまり一定の歴史的知識による解釈をなし、「妙法院宮」について実在の歴史的人物に比定をおこなって、後醍醐天皇の子、尊澄法親王だと推定している。

こうした歴史的遺跡・遺物のもつタブーとそれを犯したときの災厄については、『遠江古迹図会』にいくつかの事例がある。たとえば遠江ともっとも関係の深い人物である徳川家康に関わる例がある。浜松宿の西来院に家康の正室、築山殿の塚がある。密通の罪により家康は野中三五郎に命じて殺害させる。築山幽霊が三五郎のもとに現れ、三五郎はもとより女房・子どもに取り付けて殺した。西来院の碑前に堂を建てて懇ろに弔ったところ家への祟りが亡くなった。蟋蟀に似た小さな虫が碑により集まり、この虫を殺せば狂気を発するという（431頁）。

『遠江古迹図会』は石への関心が強いが、石についてのタブーと災厄の例として、小笠郡大須賀の藤塚には赤石を積んだ安倍晴明塚があり、普通の石もここに入れておくと赤石に変わり、この石を持ち帰ればたちまち狂い出すとって人々が恐れる（429-430頁）。また、新居の二之宮大明神の神石（曲玉）は遠江国を飛び回るため「飛神」と呼ばれるが、この曲石を拾って箱に入れておけば飛ぶことができないので、その家には祟りがあり、子どもは育たず、あるいは家は衰える（479頁）。

古城跡・古戦場跡についても、浜松の犀ヶ崖は徳川家康と武田信玄が戦った場所だが、折れた太刀や鎧などが稀に出土するが、掘り出した者は狂気するという話（443頁）、二俣古城においても鉄砲玉・太刀の破片・鎧などが掘り出されるが、それを家に持ち帰ると乱気するという話（448頁）、城東郡の高天神古城跡では農民が鉄砲玉を掘り出すことがあり、その者は瘡を煩うことがあるという話（454頁）が『遠江古迹図会』にはある。そして犀ヶ崖古戦場跡では発掘される遺物に対するタブーのみならず、戦死者に対する宗教的な鎮魂行事が周辺村落を包みこんで成立した。このことについては後述する。

こうした「古いもの」、埋葬地、歴史的な功労をなした人物との由緒、著名な神社の宝物などの遺蹟・遺物は、それに触れたり、掘り出したりすれば、人々に災厄をもたらす力を内在させているのだと観念されている。遺蹟・遺物が人々に災厄をもたらすと考えられ

ている力は、上の事例に即していえば、歴史的人物や神、あるいは戦死者が来世から現世の人々に働きかけてくる意思とっていいだろう。遺蹟・遺物を前にして、来世の存在者の何らかの意思を人々が受け止める民俗的風土が江戸時代にはあった。遺蹟・遺物の内在する力とそれを前にして一定の態度を示す関係性がそこにはあった。

こうした力への配慮と姿勢があることで、当然その場所や物を不可侵の領域に置かれることになる。と同時に、遺蹟・遺物がもたらす災厄にたいしては、築山塚の話が示すように、堂を建てて弔意を表すことによって制御が可能である。来世からの力（意思）のコントロールである。築山殿の話の他にも、掛川宿近くの遠江塚の例も同様である。その塚は家康の不興をかって自害した松平遠江守を埋葬した場所で、そこに松平遠江守の石碑がある。この石碑の前で「奴をふると瘡の病落ちると云」い、実際に「藁にて鎗を造りて振ると、果して落ち」たという（437頁）。

そして遺蹟・遺物は現世の人々に働きかける力をもつ故に、逆に霊験・効能を求めて来世に向けてアプローチがなされる。城東郡和田村の和田義盛塚には五輪の形をした石碑があり、村人が願をかければ功験があるという（430頁）。また見附宿南の鎌田村には源義朝の家来の鎌田正清およびその一族の石塔があり、人々の願掛けの対象となっていた（434-435頁）。しかも石碑や石塔が建てられた時期、そこに刻まれた文字などがぼんやりとしていた方が、こうした効能が現れるのがと信じられていたようだ。正清一族の石塔がある万福寺の僧侶が磨滅した石塔の文字を浮かびあがらせようとして墨を入れたところ、たちどころに狂気を発したという伝承を『遠江古迹図会』は書いている。

神社・祠や寺院・堂が霊験あるのは、そこが何らかの霊験譚をもった仏像なり、神体なり、伝承なりの由緒を持っているからであろう。遺蹟・遺物も同じような霊験譚をもつことによって、タブーがそこには存在し、何らかの功験が現れる。城東郡の高天神古城跡について、遺物への禁忌を犯した者が瘡を煩うという伝承について、再影館長庚は「惣て有る事なり」と書き、また松平遠江守の石碑についても藁の槍を石碑の前で降ったところ瘡が落ちたと書いたのである。つまりそれは『遠江古迹図会』の著者をもふくめて広く共有された遺蹟・遺物をめぐる社会意識だった。

### 三 名所旧蹟をめぐる伝説

遠江には“小夜の中山”という、歌枕で有名な名所がある。『古今和歌集』をふくめ多くの和歌集には、この小夜の中山を詠んだ和歌があり、紀行文にもその風景についての記述も多い。また、小夜の中山は17世紀中期以降たびたび歌舞伎の題材となっていた<sup>20</sup>。

東海道の島田宿から大井川を渡ると金谷宿だが、そこから日坂宿への途次、つづら折りの、道の左右に深い谷がつづく日坂峠にある伝説地が、小夜の中山である。この場所は安藤広重の『東海道五十三次』の「日坂」に描かれている。急峻な坂道を下りきったところ、街道の中央に一個の大石が描かれ、それを数名の旅人が見入っている。この大石が「夜啼き石」として小夜の中山の名物であった。

<sup>20</sup>池田弥三郎「さよの中山——歌舞伎と民俗学と——」『芸能と民俗学』岩崎美術社、1972年。

『遠江古迹図会』はこの小夜中山の伝説について、次のように書いている（442—443頁）。

往古小夜姫と云ふ女懐妊して中山を通り、金谷へ用事有りて行く時、盜賊付きて懐中の金を取り、その女を殺す。その切口より男子産まる。中山の久遠寺に有る観音、その子を不便に思し召され、子を育てられるに飴の餅をくれて育てし由。その子を松原に有る松の節穴に入れて置かれしが、毎夜赤子の泣く声聞こゆ。松の泣く様に見えければ、呼びて夜啼の松と云ふ。その松、近来枯れたれば丸石を号けて夜啼石と云ひたる由。誠は夜啼松なれども、今は夜啼石と云ひ来れり。夜啼石に南無阿弥とばかり書き、陀仏の二字なし。そのゆゑは知らず。筆は弘法大師筆と申し伝ふ

この伝説は、(ア) 盜賊による懐妊した小夜姫の殺害、(イ) 男子出生と観音菩薩による救済・養育、(ウ) 松・石から発する赤子の泣き声、(エ) 夜啼き石に刻まれた弘法大師筆の文字、という内容からなっている。さらにこれに続けて『遠江古迹図会』には、中山の二カ所に夜啼松の旧蹟という傍木があること、そのうちの二カ所には二本の松があつて、松に注連が張られていることに触れている。また夜啼石（日坂丸石）は中山の北に「事任明神」という大社があり、その神前にあつた石で、宮が焼失後に往還に出して置いた石である。この石の上に人が乗らないように念仏を書き付けたという。この石は不思議にも闇夜に往来する者もつまずくことがなく、旅人は石摺をして他国に持参するという。

再影館長庚は夜啼石について、「この石の事、古来より正説知れず」と書いているが、興味深いのは19世紀初頭には、ここで小夜の中山についての種々の奇談を冊子として旅人に売っていたことである。長庚はこれらの冊子はすべて妄説であると批判しているのだが、『東海道五十三次』でも描かれるほど東海道中の名所となっていたのである。

ところで、この小夜の中山の伝説は17世紀中期に刊行された、浅井了意『東海道名所記』にも記述がある<sup>21</sup>。金谷宿から日坂への途中には、「いにしへの名所」菊川があり、そこから峠を登っていくと小夜の中山に着く。さらにそこを下っていけば日坂に至る。浅井は西行法師が和歌を詠んだ名所として小夜の中山を紹介する。西行の歌は『新古今和歌集』に載る、「年たけてまたこゆべしとおもひきやいのちなりけりさよの中山」という歌である。そして伝説について、次のように書いている。

むかし日坂に女がいて、金谷の親に会いに行く途中、盗人に殺された。女は産み月を迎えていたため、中山の寺の法師が哀れに思い、女の腹を割いて子を取り出し、育てた。その子が15歳となったとき、法師は出生について話したところ、出家せず寺を出ていった。美濃池田宿である家に仕え、月日を送っていたが、いつも「命なりけりさよの中山」という言葉を口ずさんでいた。その理由を主人が問いただすと、その子は出生のいきさつを話したところ、主人はその盗人は隣の家の主だと答えたため、その夜「命なりけり」という歌を唱えながら、討ち果たした。その後その子は出家して、父母の菩提を弔ったという。その寺には無間の鐘があり、2月初午の日に開帳がある。小夜の中山より10町ばかりの所に夜泣きの松があり、この松を見せれば子供の夜泣きが止むという謂われがある。往来の旅人が松を削り取るため、ついにその松は枯れて

21 『東海道名所記／東海道分間絵図』国書刊行会、2002年、92—95頁。

しまった。

『遠江古迹図会』と異なっているのは、(ア) 殺害された女が小夜姫という名をもたないこと、(イ) 誕生した子が池田宿で母を殺した盗人を討ち果たしたこと、(ウ) その後「無間の鐘」がある寺で出家し、父母の菩提を弔ったこと、(エ) 小夜の中山から少し離れた所に夜泣き松があり、この松を燃やせば子どもの夜泣きが止むこと、といった点である。

浅井了意は僧侶が深く関係した因縁話、母の敵を討つ復讐話として紹介したのであり、また「いのち成りけり」という言葉が小夜の中山伝説のキーワードだった。

『東海道名所記』には夜啼き石の話はない。また元禄3年(1690)の序がある『東海道分間絵図』で日坂は「道中第一景地」、菊川から登った所は少し平地であり、そこには茶屋、一里塚、その北方に粟ヶ岳、観音、無間の鐘が描かれている<sup>22</sup>。しかしこのなかには夜啼き石はない。少なくとも17世紀末までの段階までは、小夜の啼き石の話はなかったことになる。

ところが寛政9年(1797)に刊行され、名所図会という新しい出版ジャンルを切り開いた秋里籬島『東海道名所図会』では、かなりの分量を使って小夜の中山が紹介されている<sup>23</sup>。「いにしへより名高き名所にて、勅撰に古詠多し」として、古今集、千載集、新古今集などから20数句を引き、また紀行文からの引用もある。そして夜啼き石の話があり、挿し絵のなかにも夜啼き石は描かれている。

つづら折りの山道、その道の真ん中には「夜泣石」が描かれ、それを三人の旅人が見ているという場面で、挿し絵のなかに西行の和歌を書き込んでいる。さらにこの挿し絵を見ると、坂道を東に一町ほど行った山の中腹付近に、「夜泣松」と「妊婦塚」も描かれている。そして本文には、「夜泣石」・「夜泣松」・「妊婦塚」の由来を書いた冊子が茶店で売られており、それを参考にした文章を書いた。

話の骨格は『東海道名所記』と同じだが、(ア) 女から赤子と取りだしたのは観音の化身としての僧であること<sup>24</sup>、(イ) 飴によって赤子は養育されたこと、(ウ) 夜泣き松から夜泣き石への変化、この三点で話の内容、もしくは強調点が異なっている。『遠江古迹図会』はこの『東海道名所図会』の話をはば踏襲していると考えてよいだろう。しかし、石の由来についてくわしく紹介、言及したのは『遠江古迹図会』が初めてのことであった。

では夜啼き石の話はいつ出現したのだろうか。17世紀中期から18世紀末の伝説の変容

<sup>22</sup>同上書、285-286頁。

<sup>23</sup>秋里籬島『東海道名所図会』(『日本名所風俗図会』17、角川書店、1981年、153-155頁)。

<sup>24</sup>『東海道名所図会』のいう「観音」とは、日坂宿の北に聳える「淡獄」(粟ヶ岳)の山上にある無間山観音寺のことであろう。この寺には鐘を撞けば現世にて無料の財宝を得ることができるが、死後には無限地獄に墮ちるという「無間の鐘」の縁起があった。秋里によれば、夜啼き石などを書いた冊子と同じく、「無間の鐘」の由来は「鶴見因幡」が刊行し、「佐夜の中山の茶店」で売っていたという。さらに近年には『佐夜ノ中山霊場記』といふ談義本が刊行され、とるに足らない「妄説」に過ぎない話が「傀儡楽戸・舞妓扮戯まわりのりばかに取組むより世に名高なご」なごくなったと書いている(同上書、158頁)。『小夜ノ中山霊場記』は欣誉『小夜中山霊鐘記』(寛延元年刊)であろう。

をうかがわせる資料として、西村白鳥『煙霞綺談』がある。西村によれば、夜啼き石の伝承が広まったのは、享保年間（1716—1736）の中頃だったという<sup>25</sup>。

小夜の中山夜啼き石といひはやらせしは、享保の中比よりの事なり、其始め佐夜の中山久延寺に近き並木の松に古木ありしを、土俗夜なきの松と呼ぶ、ふるき道中記にも見えたり、彼孕女を殺害せし跡なりといへり、享保の中比雷墜て此松枯たり、其近きあたりに丸石といふて、むかしより往来の真中にあり、憶ふに事任社は、加茂長明紀行にも、此中山のうちなるよし見へ侍れば、此石社中の神石なれ共、兵乱の節社地を移し替し時に、便あしければそのまゝ残し置たりと見へたり、去によりて何といふ謂もなく、石の形まるきを以て、其まゝにまる石とのみいひならはせしを、夜啼の松枯て後は、此石へ夜なきの名を描して、浄瑠璃にも作り出せしより、いよ／＼世上に夜啼の名高し……其外孕女を殺害し、又菊川矢根鍛冶の先祖など、さま／＼の俗説あれども執に足らぬ事なり、近き世にさへ、松より石に名を譲る、まして遠き無間の鐘、金銭の湧出るとは、飽まで欲心深きものゝ云はやせし事なるべし

冒頭で引く「道中記」は『東海道名所記』と推定できるが、夜泣き松が落雷で枯れた後、道の真ん中にあった丸石が代用となったという。その丸石は再影館長庚も言及していたように、「事任社」の神石であった。そのため「此石土中に深く入て、堀出さんとすれば必風雨の災起る」という言い伝えがあった。

西村は小夜の泣き石の名所化に理由について、浄瑠璃でこの小夜の中山の因縁譚・復讐譚が演じられたことにあると言っている。ちなみに『国書総目録』によれば、浄瑠璃本・謡曲本として『さよの中山』、『小夜中山』が各種あるし、また小夜の中山についての諸本は30種をこえる。確かに小夜の中山の伝説は近世において関心が寄せられていたことがわかる。中世には多くの歌人が歌枕にした名所としての小夜の中山は、名所記・名所図会の刊行、浄瑠璃などの演劇、地元における由緒記の刊行、『東海道五十三次』での夜啼き石の挿し絵などを通じて、東海道を行きかう旅人にとって新たな名所として著名になったのである。

#### 四 名所旧蹟と文学——滝沢馬琴の読本世界——

18世紀には東海道の名所となった小夜の中山を考えると、もう一つ注目されることは、文学的想像力によって名所をめぐるさまざまな伝承が、歴史的過去に移しかえられて再構成されたことである。そしてそこでは勸善懲悪や忠孝、あるいはまた功労者の顕彰とかいった価値観が、小夜の中山の伝説と融合させられ、それらが再構成の作業を通じて、明瞭な形で読者に提示されたのである。『東海道名所記』にしろ、『遠江古迹図会』にしろ、そこで紹介された小夜の中山の伝説は、言ってみれば特定の時代の出来事と関連づけられたものではなかった。

享和2年（1802）5月9日から8月24日まで、馬琴は江戸から東海道を經て大坂に入り、さらに伊勢を經て、江戸に帰るといふ旅に出た。その旅行記では子育観音、小夜の峠、久延寺、淡ヶ嶽、無間山観音寺などに関心を示している。旅から帰ってしばらく経った文

<sup>25</sup> 『羈旅漫筆』日本隨筆大成卷一、吉川弘文館、1927年、152頁。

化2年(1805)、馬琴は小夜の中山を題材にした『繡像復讐石言遺響』を刊行した<sup>26</sup>。馬琴の蔵書には、『小夜中山子育観音夜啼之石敵討由来』、『小夜中山無間之鐘之由来』、『小夜中山刃之雉子之由来』があり、また著作として『小夜中山宵啼碑』(文化元年刊)がある。これらは『繡像復讐石言遺響』の著述の参考資料であり、関連する著作だった。

『繡像復讐石言遺響』は5巻構成で、各編に仁義礼智信を当てる。馬琴はこの序文(文化元年)で、小夜中山の夜啼き石や無間山の鐘に関する故事伝承は長く伝えられてきたが、根拠がなく僧侶の作り事にすぎない非難した。そして享和2年この地を訪問し、古老に尋ね、他方で諸説を参考にし、訂正して著述したと書いている<sup>27</sup>。

馬琴が描き出した小夜の中山の読本世界は、次のように構成されている。

- (ア) 時代設定は後醍醐天皇による親政の時代、話は東福寺の兆殿司和尚が諸国の霊場に赴く途次、小夜の中山を越えた菊川の岸辺で中御門宗行・日野俊基の亡霊とまみえるところから始まる。宗行は承久の乱で捕縛され、俊基は幕府打倒の反乱で捕らわれの身になり、この菊川の地で殺害された人物である。俊基の冤魂は新政が実現したにもかかわらず、「忠義に死したる者の子孫」への褒賞をしないことを怨み、宗行とともに後世にさまざまな障碍をなすことを示唆する。怨みを残したまま慰霊されない冤魂が、小夜の中山に関わりある登場人物を導きながら話は進んでいく。
- (イ) 兆殿司和尚は俊基の娘・月小夜姫、日野家の家臣・春木為宗と出会い、俊基の菩提を弔うために、小夜の中山の埋められた無間の鐘の再建をうながす。そのころ小夜の中山には良基の化身である怪鳥が出現したため、朝廷はかつて月小夜姫の婚約者であった日野良政に退治を命じた。良基はここでも後醍醐天皇が忠義のために死んだ者の功績を忘れ、「無祀の冤鬼」となると小夜姫に語る。
- (ウ) 月小夜姫は良政と再会し、まもなく小石姫と香樹丸を生んだ。しかし良政には正妻(万字前)がおり、月小夜姫に嫉妬し、良政にも取り入って姫の殺害を謀ったが、姫が身につけていた観世音の尊像の加護で逃げる事ができた。時日が経ち、月小夜姫は鐘供養の志が果たせないまま、小石姫と春木為宗の子・伝内を婚約させたのち、亡くなった。
- (エ) 小石姫は兆殿司和尚と会い、月小夜姫の運命は宗行の冤魂が女人に生を引いて障碍をなしたためなので、速やかに供養するように諭された。ところが、隈高業右衛門という賊が、金を奪うために懐妊していた小石姫を殺した。その時小石姫の傷口から赤子が生まれ、一人の法師が現れて赤子を抱いて去った。
- (オ) 伝内は小石姫の遺骸を沓掛の松原という場所に埋め、円石を立てて墓標とした。沓掛の街道にある夜啼き石がそれである。この場所には一つの奇異がある。毎夜小石姫の墓の側で赤子の泣き声がするので、観音寺住持巖峰に告げると、石が泣くときには王道が乱れた時の怪異であると答えた。
- (カ) 山中の新田村に飴・餅を売る店があったが、小石姫が横死した次の夜から、一人の

<sup>26</sup> 『馬琴中編読本集成』第1巻、汲古書院、1995年所収。また『復讐奇談小夜中山』という書名で1918(大正7)年に刊行されている(『絵本稗史小説』第10集、博文館)。

<sup>27</sup> この著作については、大高洋司『「石言遺響」論』『国語と国文学』55巻11号を参照のこと。

法師が飴を買うようになった。店の主が法師の後を追ったところ、夜啼き石の近くで法師の姿を見失ったが、石の後ろに赤子を見つけ、家に連れ帰った。

(キ) 伝内は小石姫殺害の犯人の捜索に出かけ、その後隈高を討ち果たした。そして香樹丸は吉野で父良政に再会し、南朝に仕え、伝内も吉野で官位を得た。そして伝内は中山に戻り、小石姫の遺児を引き取って、鐘供養を成就した。

この馬琴の作品では夜啼き石は小石姫の墓に立てられた標石であり、その背後には日野良基一月小夜姫一小石姫と三代つづいた「無祀の冤魂」をめぐるさまざまな宿縁がある。そして石が泣くことは、「無祀の冤魂」の来世からの救済を求める（つまり魂の落ち着きところを求める）意思を示すということだった。その「怨霊解脱」のために、兆殿司和尚や観音寺住持巖峰を通じた観世音菩薩の導きがあり、また最後には発端に出現した良基＝「冤魂」の宿願は南朝からの褒賞で達成されることになった。

小夜の中山の名所としての形成は、名所図会や地元の案内冊子の刊行を通じてなされていった。しかし古くからの由緒をもっていた場所が名所化することは、たんに旅人を呼び込んだり、かれらに土産話に素材を提供したりすることだったのではない。そこには忠孝という規範の発揚、南朝への復古意識、「無祀の冤魂」への宗教意識、歴史的功労者の顕彰といった、19世紀という時代を背景にした社会の価値観・歴史意識が働いていた<sup>28</sup>。

## 五 古戦場伝説と遠州大念仏

ここまで名所旧蹟をめぐる伝承・縁起のなかに、ある一定の禁忌と効能をめぐる関係性があることを指摘してきた。また名所旧蹟が地元において宣伝され観光地化し、他方で創作にあたって時代思潮を強く意識した文学的作品によっていっそう有名地となり、ゆるぎない形でその場所は史蹟空間として認知されるようになったことを、小夜の中山を例に取りあげ考えてきた。

そうした史蹟空間はその場を訪れる旅人や、名所図会や作品を読んだりする読者の想像力を喚起させる空間となった。史蹟空間は活発化する人々の移動、出版文化の発展、『遠江古迹図会』の編纂に示されるような地域の過去への関心と調査の実施（すなわち郷土史家の誕生）など、19世紀日本社会の文化的発展を支えに形成された。

史蹟空間は想像力をはたらかせ、伝承を生み出すとして場であるが、また民俗文化を生み出す場でもある。史蹟の場所での戦亡者への鎮魂行為はそのもっとも顕著なものである。すでに「2.『遠江古迹図会』に現れる民俗事象」において、古戦場跡・古城跡に見られる災厄についてふれたが、ここではそうした史蹟で創出された民俗文化を、三方原合戦跡で戦死者の靈魂を鎮めるために始まったという由緒をもつ遠州太念仏を素材として検討したい。

遠江三方原は元龜3年（1572）12月22日、浜松に居城をおいていた徳川家康と武田信玄が戦った場所である。浜松の北に三方原台地が広がり、そこを主戦場とし、合戦は浜松

<sup>28</sup> この点については、羽賀祥二「史蹟の保存と顕彰——南朝忠臣顕彰運動をめぐる——」『国文学 解釈と鑑賞』2005年10月号、pp51-60を参照されたい。

城のすぐ北、三方原台地の南端、犀ヶ崖という深く切れ込んだ崖でも起きた。現在、この犀ヶ崖には資料館があり、遠州大念仏保存会がここに置かれている。資料館のなかには、念仏関係の装束や鉦・幟、保存会に参加している周辺地域の念仏組織の桃燈などが展示されている。

遠州大念仏は静岡県を代表する無形文化財である。1972年3月1日、浜松市の指定無形文化財に指定され、1994年1月1日には浜北市の指定無形文化財の指定も受けた。遠州大念仏とは、浜松周辺地域で毎年盆に行われる念仏踊りで、20～30人で組織される念仏集団が饅頭笠・浴衣姿で行列を組み、鉦・太鼓をたたきながら初盆の家々を回り、念仏踊りで死者を供養するという行事である。同様の念仏踊りは中世以来、遠江から東三河地方に分布しており、その念仏踊りの形態も多様性が見られ、浜松周辺では「トツタカ念仏」と呼ばれている。この祭りには死者供養という意味と虫送り行事という要素もあるとの指摘もある<sup>29</sup>。

この遠州大念仏と犀ヶ崖の由緒について、『遠江古迹図会』では次のように紹介され、また挿し絵が添えられている(443-444頁)。犀ヶ崖は浜松城北の名栗町にあり、ここは三方原につづく深い峠である。古くは屏風を立てたような急な崖であったが、近年浅くなったという。挿し絵を見ると、両側に深い崖があり、そのそこを小さな川が流れている。片方の崖の上には柵で囲われた一画があり、そこにはわらぶき屋根の小屋、青雲庵宗円寺と、天神宮という小さな祠がある。

三方原合戦に勝利した武田軍は家康軍が籠城する浜松城に迫ったが、家康は武田軍を欺き、この峠に布橋を掛け、多くの軍兵を谷底に落とし入れたという話が『三河記』に見える。そして大念仏の由来について次のように続く。

その落とし入れたる当峠より、夜な夜な燐火燃え出で、谷底にて叫喚の声止まず、これ亡霊のなす事なれば、人怖れ、往還旅人歩行絶えしと云ふ、村中集まり大勢にて念仏し、これより大念仏と云ふ事始まり、毎年盆になれば遠州在々に念仏有り、殊に川西辺にては念仏の時大喧嘩有りて、死人怪我人多し、この時に至ると村中人氣盛んに成り、死を怖れざる気性生ずるとなり、これ往古軍卒の亡霊の為す業なりと云ひ伝ふ、ゆゑに近来公儀より大念仏を停止これ有り、法度とす、宇治に毎年有る螢合戦と同様の事どもなり

戦死者の慰められることのない亡霊が現世に対して叫喚の声を挙げ、何ごとかを示唆する。すでに述べたようにこの場所からは折れた太刀・鎧・金物などの遺物も発掘され、発掘の当事者は狂気を発するというタブーの伝承があった。こうした畏怖される空間で地域の住民たちが鎮魂行為として生み出したのが大念仏だったと言い伝えられてきたのである。

この史料にある「螢合戦」とは、一般には多くの螢が乱れ飛ぶ様子をいうが、螢の出現が盆の時期と重なることもあり、螢を人の魂とか、死霊の化身だとかいう伝承は全国に多

<sup>29</sup> 念仏踊りについては、『静岡県史』資料編 25、静岡県、1991年、p 932-957、『天竜川流域の暮らしと文化』下巻、磐田市史編さん委員会、1989年、p 309-360、『浜松市史』2、浜松市、1971年、p 607-609、坂本要「遠州大念仏」(『国文学 解釈と鑑賞』1988年5月号)、浜田全真「遠州大念仏の一考察」(帝塚山大学『日本文化史研究』30)による。

いとされる。宇治の蛍合戦とは、山城宇治は数十万の大きな蛍が乱舞する場所として有名で、それを源頼政の亡魂がいくさをするありさまだと、蛍＝死者の亡魂という話が流布していた<sup>30</sup>。

古戦場と戦死者の亡魂との関わり、そこに見られる民俗行事について、同じような事例が長篠・設楽原古戦場跡に見られる<sup>31</sup>。天正3年（1575）5月三河国の北部、長篠および設楽原で武田軍と織田・徳川連合軍とのあいだで、長篠城の争奪をめぐる合戦があり、とくに武田軍には多大の死者を出した。織田軍が防護柵を作り、そこからの鉄砲隊で武田軍の騎馬武者を撃破した設楽原古戦場跡（信玄原、新城市竹広地区）で、武田軍戦死者の鎮魂のために毎年8月15日火踊り（ひおんどり）という民俗行事がおこなわれている。

信玄原には長篠合戦の戦死者の亡きがらを葬ったという、大塚と小塚の二つの塚があり、ここで竹広地区の住民が大小さまざまな松明を振りまわして踊る火祭りである。この火踊りの前、夕方には信玄原に設けられた施餓鬼棚で、僧侶の読経と竹広地区の人たちによる焼香が行われる。そして夜になって、自分たちの家で作った松明に点火され、勇壮な松明踊りがくり広げられるのである。

この行事がいつから行われるようになったかは、はっきりしない。武田・織田両軍の戦死者の亡霊が蜂となって、人々を悩ますことがあり、御津山大恩寺演善上人が供養したところ、そのことはなくなり、それ以後村民が火踊りを行って戦死者の霊魂を祀ったという伝承があった。犀ヶ崖では叫喚の声であったが、この長篠では蜂が戦死者の亡魂として現世に姿を現し、災厄をもたらすのだと伝えられていた。

遠州大念仏の起源に話をもどそう。大念仏の起源を記すもっとも古い記録として、『旅籠町平右衛門記録』がある。この史料は宝暦2年（1752）の記事まで記載しており、浜松宿のもっとも古い記録である。このなかには「浜松大念仏之由緒之覚」という記事がある。それによれば、念仏による戦死者供養が死者一般の初盆供養へと広がったという由緒が語られていた。すなわち、家康が浜松城へ帰った後、犀ヶ崖の死者の声がしたので、三河から宗円という浄土宗の僧侶が招かれた。宗円は燈籠・幡・幟をこしらえて、鐘・太鼓をたたき大念仏を始め、供養したところ死者の声は静まったという。こうして大念仏の功德が明らかになったため、死者が出た町人百姓の家では初盆に念仏を請うようになった。その始まりは天正元年頃だという<sup>32</sup>。

また『旅籠町平右衛門記録』の異本には、宝暦年間より「町在不残、右犀ヶ崖念仏堂ニ集り、大念仏を唱へ、夫より町在新盆之所々え罷越、念仏修行是より初ると申伝候」とあり、犀ヶ崖には念仏堂があつて、そこが浜松およびその周辺地域の盆の死者供養の拠点になっていたことがわかる。

この『旅籠町平右衛門記録』の内容とは異なった由来を語る文献もある。内山真龍の『遠江国風土記伝』（寛政元年〈1789〉自序）である。5月の合戦で武田軍兵が犀ヶ崖に転落し、7月中旬になると「亡魂哀音を發」した。これに次のような文章が続いている<sup>33</sup>。

<sup>30</sup>喜多村信節『嬉遊笑覧』日本随筆大成別巻10、吉川弘文館、1979年、p257頁。

<sup>31</sup>羽賀祥二『史蹟論』名古屋大学出版会、1998年、pp. 372-382

<sup>32</sup>『浜松市史』史料編1、浜松市役所、1957年、217-218頁。

<sup>33</sup>『遠江国風土記伝』歴史図書社、1969年、112頁。

時に郡中<sup>ずいし</sup>螟あり、稼を傷つく、流言に曰、亡魂の祟なりと、宗円なる者陥溝の上に住み、常に念仏す、村民就いて合唱す、之を囃して宗円佐阿と謂ひ、自ら拍子を為す、去つて村中の亡魂を回向す、近世は燈籠を挑け、天蓋を指し旒を揚げて村号を表し、笛棒を持つて隊伍を為す、鉦鼓を鳴して他郡に夜行し、動すれば怨悪を為す、村老之を制すと雖も、気に乗れば則ち止まず、自然官省に達す、天明八年官省の政有り、御代官大草正之、而して念仏夜行の輩を国中に停止し、静謐す、螟も無し

これは長篠・設楽原で死者の亡霊が蜂となって人々を悩ませたという伝承に似た話である。螟は蛍や蜂と同じく亡霊の化身であるとされている。この史料から 18 世紀末の村落を村号を記した幟を掲げて、鉦鼓をうち鳴らしながら念仏行を行う大念仏の様相を知ることができる。

そして村落を練り歩く大念仏は村落相互の闘争を引き起こすこともあった。大念仏の鉦鼓の音と踊りがもつ集团的熱狂が参加者を興奮させ、そのためたびたび喧嘩がおき、死傷者も出したことは『遠江古迹図会』にも言及があった。そしてこうした秩序を不安定化させる行為が見られるようになったため、禁止令が出されたことは、『遠江古迹図会』の記述にあった。とくに天竜川の西では死者が出るような大喧嘩もあり、「村中人氣盛んに成り、死を怖れざる気性生ずる」ような喧嘩祭りの様相を見せるようになった。この結果浜松藩から禁止令が出されたという。また『遠江国風土記伝』には、天明 8 年（1788）中泉代官大草正之が念仏参加者の乱暴行為を制止するために遠江国全体に対して禁止令を出したとある。

『静岡県史』によれば<sup>34</sup>、享保 8 年（1723）7 月 14 日岩永寺の初盆で木船村・平口村（浜松城下の北に位置する村で、現在は浜北市）の大念仏が喧嘩した事実を紹介している。また禁止令については、延享 3 年（1746）「とつたか六斎念仏」の停止、宝暦 2 年（1752）大念仏の禁止、宝暦 4 年 6 月米沢村から浦川村までの村々（天竜川中流域で豊田郡に属する村）の大念仏の規制があり、その後も享和元年（1801）まで毎年のように発令されたという。

浜松城化の西南、敷知郡伊場村の庄屋・岡部次郎兵衛の記録には、宝暦 10 年（1760）6 月 27 日浜松藩が出した触書が見られる<sup>35</sup>。その触書は、“去年から相撲・花火・大念仏を禁止している。また「とつたか念仏」というものが他領より入り込んでくるが、領分では禁止されているので断ること、領内の者が他領に見物に出かけることも無用である”という内容である。「とつたか六斎念仏」と大念仏との違いははっきりわからないが、浜松領では 18 世紀中頃から念仏修行に対する規制が連続的に出され続けていたのである<sup>36</sup>。

<sup>34</sup>『静岡県史』資料編 25、民俗三、1991 年、938 頁。

<sup>35</sup>「伊場村御用書留帳」『浜松市史』史料編四、浜松市役所、1961 年、111 頁。

<sup>36</sup>明治維新後にも大念仏に対する規制は続いていた。

## 六 名所旧蹟の近代

近代の地誌や史蹟名勝誌でも当然のことながら、小夜の中山や犀ヶ崖は取り扱われている。たとえば小夜の中山について、もっとも詳しい著述は1913（大正2）年刊行の『金谷誌稿』であった<sup>37</sup>。これは基本的には『掛川志稿』の記述を踏襲した内容である。『掛川志稿』は19世紀初頭、化政年間に斎田茂先・山本忠英らが編纂した地誌である。『金谷誌稿』は多くの文献を引用しながら、「中山」の地名考証や中山にまつわる伝説を詳細に記述している点で、『掛川志稿』を踏襲した内容をもっている。しかし、近世の地誌や図会と違って、『金谷誌稿』は近代における名所の変容という点を考えさせる。

すなわち、東海道線と、金谷から日坂に至る東海道の新道の開通によって、陸上交通のあり方が変化したため、名所・小夜の中山が記憶から忘れ去られようとしていることへの憂慮があった。しかし、名所としての中山には冷淡である。たんに険しいという難路というだけで、風景としても面白味に欠け、和歌に詠まれたといっても、座上歌人たちの空想の歌に過ぎないと切って捨てている。また、夜啼き石伝説についても、「何の奇もなき」石が有名となったことは不思議であり、「封建の世の暢気さを立証する好箇の記念品なり」と、嘲笑的である。

20世紀初めの小夜の中山の状況に関して、路傍の並木はすべて伐採されて、それまでの景観がまったく失われて、「実に憾むべき」ありさまとなってしまった<sup>38</sup>。また、時期ははっきりしないが、夜啼き石は新道の茶店の庭先に移されていた<sup>39</sup>。こうしたことは近世的名所が輝きを失っていくなかで、その再生のためには新たな対応が必要だということを示している。

他方、遠州大念仏もまた、維新後の時代の変化につれて衰退し、諸道具が売却されてしまうこともあったという。大念仏の再生の糸口は日露戦争にあった。戦死者の慰霊のために浜松市周辺では「非常なる意気込」で取り組まれるようになったという<sup>40</sup>。そのことは犀ヶ崖資料館に残されている「感謝状」で確認できる。それは引佐郡引佐町の臨濟宗方広寺が、浜名郡上島村の大念仏講に対して出したものである。その内容は、浜松町の正福寺で執行された「皇軍全捷祈祷并戦死者追吊法会」に際して「殉国忠霊」の前で大念仏を奉仕し、遺族を慰安したことへの感謝の意を表したものだ<sup>41</sup>。

提出された日時は分からないが、浜名郡庄内村の「指定無形文化財申請書」<sup>42</sup>には、「明治になって日清、日露戦役の頃、その戦死者の霊をなぐさめるために、隆盛となったが、太平洋戦争により金属回収のため双盤を供出されたりして全く衰微した」との記述がある。1900年前後に戦死者を慰霊する祭典に参加することによって、ふたたび大念仏の活動が活発になっていったのである。こうした再生の動きを支える組織として、1930（昭和5）年

<sup>37</sup>金谷町役場編纂部『金谷誌稿』金谷町、1913年、p149-170

<sup>38</sup>『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告』第1集、静岡県、1925年、p28-29

<sup>39</sup>『静岡県史蹟名勝誌』静岡県、1921年、p211

<sup>40</sup>『浜名郡誌』浜名郡役所、1926年、p587。

<sup>41</sup>明治38年8月25日「方広寺感謝状」犀ヶ崖資料館所蔵。

<sup>42</sup>「指定無形文化財指定申請書」浜松市立中央図書館所蔵。

に「遠州大念仏団」が創立され、80組の念仏組織がこれに参加した<sup>43</sup>。そして犀ヶ崖の宗円堂(1893年創建)が1935年遠州大念仏団の本部となり、大念仏再生の根拠地をなした。

犀ヶ崖には1926年3月「三方原古戦場犀ヶ崖」という文字を刻んだ記念碑が建立された。これは浜松市が皇太子裕仁の成婚記念として建てたものだが、犀ヶ崖は1920～30年代にかけて、地域の歴史と民俗文化の中核的場として形成されたのである。さらにこの犀ヶ崖古戦場跡は君主への忠という国家イデオロギーを地域社会に再確認させる場となった。そのきっかけになったのが、1931年4月に徳川家達を招待し、遠州大念仏団が主催して行われた三方原合戦三百六十年祭だった。そして6月4日には遠州大念仏団の代表は上京し、東京中央放送局で大念仏を全国に向けてラジオ放送した<sup>44</sup>。さらにその後、三方原合戦で敗北を喫した家康軍のしんがりを勤め、戦死した夏目吉信を顕彰する記念碑が1936年6月に犀ヶ崖に建立された。この記念碑は夏目の忠誠心を顕揚し、児童生徒に浸透させるために彼らの寄附金によって建立されたのだ<sup>45</sup>。

長篠・設楽原でも大正天皇の大礼記念行事として、古戦場各地に記念碑が建立され、史蹟空間として形成されていったが、1925年に長篠戦役三百五十年祭が挙げて以降、武士道や大和魂が鼓吹され、軍国主義イデオロギーが史蹟顕彰運動に色濃く反映するようになっていた。小夜の中山の夜啼き石伝説も、戦時下における精神教育の題材としての利用された。「生めよ増やせよ」と出産奨励がされた時代、無事な成長を夜啼き石に祈願する母親たちの姿は絶えなかった。またここに建てられた「子供の家」では母親への精神教化がなされていた<sup>46</sup>。

## むすびに

このように1920-30年代、名所旧蹟やそこで生成してきた民俗文化は明治維新後の時代の変化に適応することは難しく、再生のためには対外戦争や天皇祝賀行事、あるいはまた史蹟記念祭という契機が必要だったし、積極的に名所旧蹟の内容を軍国教育のための教材として意味づけし直す努力がなされなくてはならなかった。19世紀初頭、名所旧蹟が史蹟空間として形成されるなかで、当時の歴史・社会意識と関連をもちつつあったことを、馬琴の小夜の中山についての創作を通じて検討した。それは近代の名所旧蹟の再生における政治との接合と同じ意味合いをもつ。史蹟空間と政治との関係性とその変容が検討される必要がある。

たとえば紀伊徳川家の地誌編纂のなかで、儒官として編纂責任者を努めた仁井田好古が、とりわけ紀伊領内にはおおい古代天皇関係の遺蹟を調査し、考証しつつ、その標石として

<sup>43</sup> 前掲『天竜川流域の暮らしと文化』下巻、p 335

<sup>44</sup> 『ひとにわ』無形文化財遠州大念仏保存会上島組、1974年、p. 16-17。犀ヶ崖資料館にはこのラジオ放送を記念して東京中央放送局から贈られた記念旗が展示されている。

<sup>45</sup> 浜松高等工業学校・浜松師範学校や市内の中学校・高等女学校・青年学校など6,720人の生徒から一人当たり2銭、市内の各小学校の児童18,980人から一人当たり1銭の寄附金を得て建立資金に宛てたことが、記念碑に刻まれている。

<sup>46</sup> 小山有言『遠江の伝説』安川書店、1942年、p 68

記念碑を建立していった。それは史蹟としての公的認知の作業であり、大量の歴史的文献や知識を蓄積しつつあった大名家がその文化的権力を表象するものであった<sup>47</sup>。

遠江国内の名所旧蹟、寺社、石仏石塔、山川、石木などを記述した『遠江古迹図会』を資料に、民俗事象や民俗文化がどのように記録されていたのかを検討してきた。この『遠江古迹図会』などの地誌はある一定の領域内の歴史や宗教・信仰を支えている施設や事物を網羅的に調査し、記録するという編纂の目的があり、こうした地誌編纂と並行したかたちで民俗事象・行事の調査も行われ、19世紀前期には全国的に多様な民俗調査報告書が幕府に上程されていた（『諸国風俗問状答』）<sup>48</sup>。そこには編纂者たちの民衆文化への視線があり、そこに「古さ」という価値を発見しようという意思があった。

史蹟や名所には、それらに関連づけられた民俗文化の背後にあり、それを現在まで存続させてきた奥行き深い世界観を探り出すことができる。その世界観の奥行きを明らかにするためには地誌・名所図会、小説などを全体的把握することが欠かせない。こうした文献の解説を通じて、著者がどのようにして歴史的過去、来世の世界の扉を開けようとしたのか、またどのように歴史と信仰的世界を叙述しようとしたのか、そうした著者の想像力を見ることができる。

---

<sup>47</sup>前掲『史蹟論』 p 341-355

<sup>48</sup> この幕府や大名による民俗調査については、羽賀「記録化の意図と方法——地誌と民俗記述——」『記録と記憶の比較文化史』名古屋大学出版会、2005年、pp.

## 第4節 博覧会と歴史祭典——近代都市名古屋の「公共性」をめぐる——

はじめに

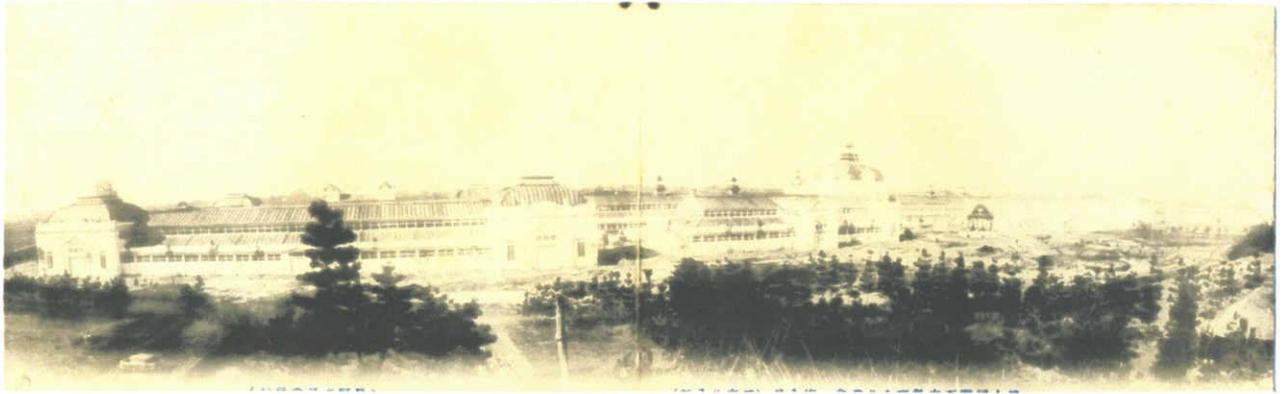
現在の日本において、「公共性」をめぐるのさまざまな議論が展開されている。たとえば、公共事業のあり方、環境問題、景観の保護、外国人の参政権、メディアの公共性などである。また「公共性」を論じた文献も、佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』（全16巻、岩波書店、2001-2002年）や齋藤純一『公共性』（岩波書店、2002年）をはじめとして数多い。「公共性」という概念について、『広辞苑』は「広く社会一般にかかわる利害や正義」という定義を与えている。齋藤純一は『公共性』とい概念を二つの意味でとらえている。一つは official（公的）ということ、もう一つは common（共同の、共通の）ということ、open（公開された）という意味をそこに含んでいる。こうした両義的な意味を内包する「公共性」ということを考えたとき、そこには「公共性」を創り出し、維持させていく上で、「歴史性」／「倫理性」という要素が深く関わっている。

この報告では、この「公共性」と「歴史性／倫理性」の関連について、20世紀初頭（明治末から大正期）、ちょうど100年前の都市名古屋を素材に考えてみたい。1910（明治43）年名古屋では博覧会と名古屋開府三百年祭という二つの都市の祭典が開催された。この時期はちょうど尾張徳川家の大城下町（政治的都市）が産業都市へと飛躍する段階にあたっていた。当時の名古屋は人口およそ38万人、市域も拡張されて南部では熱田町、東部では千種町などが市域に編入されていた。また、生活・産業インフラ（電力、ガス、水道、鉄道、熱田築港、精進川改修など）が整備されつつあった。当時の新聞には博覧会の開催が「日本帝国枢要の大都会」化、「名古屋市の発展に一新紀元」をもたらすものだと、その画期的な意義に言及していた。

こうした都市の急速な膨張と発展は、人口・衛生・交通・水・エネルギー・景観・遊楽施設といった、都市民の生活に直接関わる「公共」的問題を生みだしていた。他方、時を同じくして、都市の自己像の構築がその歴史的起源への視線の向こう側に作り出されようとしていた。都市の始まりから現在に至る歴史的歩みとそれを生みだし、支えた倫理が歴史叙述の成果をとめないながら再認識されていった。こうした「公共性」と「歴史性／倫理性」の交わるところに、1910年の2つの都市祭典を位置づけてみたいと思う。

### 一 名古屋における博覧会と歴史祭典

1910年3月16日から6月13日まで90日間、10万坪の鶴舞公園を会場に第10回関西府県連合共進会が開催された。3府28県から129,766点の出品があり、観覧人員は第9回までのそれをはるかに凌駕する263万人余にも及んだ。



【図1】博覧会場全景写真

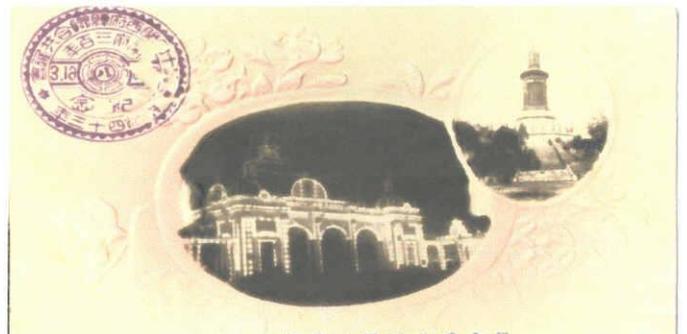
『名古屋新聞』の記事では、「10万燭の電光に照らされ、満天下を驚かすイルミネーションの不夜城」と、夜間の会場の雰囲気伝え、全体としてこの博覧会が「大、壮、美を極むる」ものだと報じていた。

博覧会は各府県からの生産品などを出展し、審査を受け、産業の発展を促すという意義をもっていた。しかしこの博覧会は同時に、歴史祭典をともなっていた。つまり歴史という要素が近代産業化の成果を示す祭典に組み込まれていたのである。

【図2】博覧会正門写真



【図3】博覧会正門のイルミネーション  
右は中区武平町交差点の日清戦争第一軍戦死者記念碑



江戸時代以来の都市的発展の起源は1610年(慶長15)の名古屋築城にあった。尾張藩の初代藩主であった徳川義直が名古屋城に入って三百年を記念する歴史祭典は、1910年4月12、13日の両日に第三師団東練兵場(旧名古屋城内)を会場にして挙行された。会場正面には入場門のアーチがしつらえられ、小學校生徒の参拝、甲冑姿の武将の調練、祭車の出場などの行事があり、さらに市内各町からは余興(大名行列・馬の塔・化粧行列・提灯行列)が出された。華やかな都市祭典として市内は、イルミネーション・球燈・提灯・花電車などによって装飾され、また花火や競馬といったイベントも行われて、当時の新聞の記事には「全市花の都と化す」という言葉で表現されていた。

市立商業学校の生徒約1000名、呉服商団体など各種団体数千の人々が参加した提灯行列の際には、国語学者上田万年が作詞した名古屋市歌を歌いながらの行進が行われた。その歌詞は、熱田神宮と名古屋城が名古屋の象徴として表現されていた(「熱田の宮の神風に

／叢雲はれて雄々しくも／豊栄のぼる天津日の／かがやく市の光かな、「正しき民がまごころに／いそしむ業の花咲きて／黄金の城のとこしへに／たかきは市の誉かな」。

記念祭初日の『名古屋新聞』（4月12日号）には「開府三百年」と題した記事が掲載されている。この記事は、明治維新後になって商工都市として急速に発展してきた名古屋は、すでに京都を圧して、大阪を凌ごうという勢いであるという現状の基礎を作り上げた徳川義直の威徳へ

の回顧を主張するとともに、「記念祭ありて共進会生れ、共進会開かれて、名古屋市の発展に一新紀元を画する」ことになると、二つの都市祭典の意義を論じたのである（これより先すでに1900年5月7日に義直二百五十年祭が举行され、正二位を贈位されていた）。

この4月の開府三百年祭につづいて、6月6、7日には鶴舞公園を会場に開府三百年記念祝賀会が開かれた。この祝賀会では名古屋で始めて歴史行列が実施された点で、たいへん注目される。

この歴史行列への参加者は、市役所員200余人、県庁役人100余人、その他区役所員・有志者約600人など総勢1000余人であった。この行列は加藤清正など名古屋築城にあたった大名、徳川義直・織田信長・豊

臣秀吉などの武将のほか、尾張に関係ある著名人（源頼朝・小野道風・細井平州など）に扮した参列者が行った仮装行列だった。

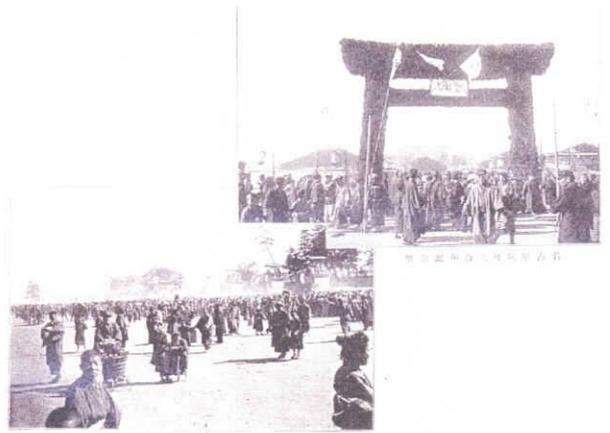
まさに城下町名古屋の開祖である徳川義直への復古的意識を顕在化させ、織田信長・豊臣秀吉・徳川義直以来の歴史を行列として視覚化したものだった。

博覧会・開府三百年祭の前後、名古屋の歴史研究、郷土史の叙述は構築されつつあった。1907年5月7日名古屋市会は加藤重三郎市長

に対して、「市史編纂ニ関スル建議」を提出した。社会の変化、市の未曾有の発展に際して史料の収集保存が必要であり、市史編纂に着手する方法を設けて、名古屋開府三百年祭举行に先立って完成することを要望した（『名古屋市史』6冊の刊行は1914年）。

そうした編纂事業の成果として、博覧会にあわせて『名古屋史要』・『名古屋案内』・『名古屋商工概要』といった名古屋の歴史と現状を紹介した書物が出版された。とくに、名古屋における初めての本格的な郷土史となった『名古屋史要』は、名古屋の地理的・歴史的な自己認識を提示していた。『名古屋史要』に寄せた名古屋市長加藤重三郎の序文は、名古屋の現状について、「東西両京の中間に位し、尾三遠の沃野を控へ、気候中和、物貨輻湊、人口日に増し、街衢月に加はり、最近一二十年の間に従来面目を一変して、尚駭々として底止する所を知らず、将来の発展蓋し測るべからざるものあり」と述べ、さらに将来的

【図4】開府三百年記念祭会場写真



【図5】市内を行進する仮装行列写真



には「京阪二大勢力の接衝点として、商工業の隆盛今や京都を凌がんとするに至れり」との自信を示していた。

そうした歴史的、産業的都市としての名古屋のイメージを示す表現として、「名古屋唱歌」（大和田建樹作詞・田村虎蔵作曲、1909年12月・1910年6月訂正）を取りあげておくことは意味あることだと思われる。20世紀初頭には民謡が着目され、民謡の採録がなされる一方で、各地のいわば「\*\*\*小唄」、「\*\*\*音頭」といった“ご当地ソング”が創作されはじめていた。地方自治団体の歌もこうした風潮のなかで作られていた。

「名古屋市歌」と「名古屋唱歌」もそうした流れの中にあつた。それらは都市祭典としての博覧会と開府三百年祭、歴史書としての『名古屋史要』と並んで、20世紀初頭の大都市が生み出した所産だった。「名古屋唱歌」は名古屋の歴史と都市のイメージを喚起するように、象徴的な言葉を散りばめながら書かれていた。22番まである長い歌詞だが、ここではその若干を引用しておきたい。

- 1, 天守閣上黄金の／鯨雲にかがやきて／不朽に加藤清正が／伎倆を遺す名古屋城
- 2, 徳川義直居城して／それより開けし中京の／繁栄ここに三百年／人口三十八万人
- 3, 離宮となれるのみならず／出づれば必ず敵に勝つ／第三師団を此の城に／置かるる名誉の類なさ
- 7, いでや市中の賑を／見んとて電車に乗り込めば／名古屋駅より千種まで／道は東西一直線
- 8, 納屋橋過ぎて広小路／県庁市役所五二会館／靡く楊の蔭占めて／夜は夜店も続くなり
- 14, 千代呼びかはす鶴舞の／名も世に響く公園は／四十三年開きたる／共進会場記念の地
- 15, 道に掛けたる記念橋／踏み轟かし朝夕に／ゆきてかへる人数は／幾千万に余らん
- 18, 栄町より南へと／分るる一路は熱田線／熱田神宮神の代の／御稜威を今に伏し拝む
- 19, 東夷退治に功ありて／三種神器の其の一と／仰がれ給ふ草薙の／剣は当社の御神体
- 20, 電車を下りて運河より／海に出づれば名古屋港／官の渡のそのかみを／思へば夢の心地して
- 21, 今は出で入る百千船／陸なる臨港鉄道と／煙は空に重なりて／立つは霞か黒雲か
- 22, 港に寄する波までも／かかる名古屋の繁栄を／御代のめぐみと諸共に／万代かけてや歌ふらん

名古屋城・鯨・徳川義直・離宮・第三師団・電車・広小路・鶴舞公園・熱田神宮・名古屋港といった、産業都市としての発展を支える施設と、歴史的遺産とが歌詞の中に散りばめられており、そうした歴史と現在の都市的施設が有機的に結びつくことによって、都市の活発な交流と繁栄がいま目の前にあるのだという意味が歌い込まれたのである。

## 二 都市の開祖を祀る

文明と歴史という二つの要素が1910年の名古屋で2つの都市祭典のなかに現れていた。こうした近代都市の祭典の先例、モデルとして1895（明治28）年の京都がある。ちょうどこの時には日清戦争の勝利、下関講和条約の締結があり、戦勝記念という意義も含まれることになった。4月1日から7月31日まで新しく整備・開園された岡崎公園で第4回内国勸業博覧会が開かれた。拝観者は113万人余に及んだ。そして、この大規模な博覧会が開かれた1895年は平安京遷都千百年記念の年に当たっていた。岡崎公園のなかには平安時代の大極殿を模した平安神宮が創建された。その祭神は平安京が造営されたときの天皇、桓武天皇であった。まさに都市の開祖を祀る神社が創建され、平安遷都千百年祭という歴史祭典が創造されたのである。

さらに名古屋における歴史行列もこの遷都千百年祭にモデルがあった。現在まで京都で続けられている時代祭である。それは平安遷都・桓武天皇から王政復古までの「古都」の歴史を行列化したもので、京都御所を出発した各時代の衣装をまとった人々の行列は平安神宮へと京都市内を行進し、歴史的スペクタクルとして市民の前に視覚的に提示されたのだった。

この「古都」京都における文明的博覧会と歴史的都市祭典は、その後各地に波及していった。1910年の名古屋もその一例である。ただ名古屋では都市の開祖である徳川義直を祀る神社の創建は、博覧会・歴史行列の組織化に合わせた形では実現せず、大正年間の尾陽神社の創建にずれこんだ。しかし、徳川義直を祀る祭祀は4月30日に名古屋東照宮で執行された。この祭祀で読み上げられた祝詞によれば、現在の都市発展の基礎が徳川義直の優れた治世と、義直自身の知的・道徳的力量にあるとされ、そうした永遠に称讃されるべき徳性は名古屋城の金鯱の輝きに表象された。神としての奉斎という行為は義直の抜きんできた功績に対する敬礼の現れであった。

【図6】博覧会場内の模擬名古屋城（愛知県売店）



そして徳川義直のはじめての本格的な伝記が、大阪朝日新聞記者の西村天囚によってまとめられた。それは大阪朝日新聞紙上に西村が連載したもので（1910年10月15～12月10日）、『尾張敬公』（名古屋開府三百年記念会、1910年）として書名で刊行された。それは徳川侯爵家所蔵の数多くの史料を利用した詳細な伝記であった。東京・大阪・京都の三大都市に次ぐ大都市としての発展しつつある名古屋の現在をつくりあげたのは義直の遺徳・功績をふり取り、開

府三百年祭の挙行は義直の業績と精神を受け継ぐための祭典として位置づけたのだった（名古屋開府三百年記念会「尾張敬公序」）。

名古屋における歴史的功労者の顕彰は徳川義直以外にも存在した。さきの歴史行列の登場人物としても登場していた加藤清正がその一人だった。加藤の出生地は当時まだ名古屋市域ではない、愛知郡中村であった。ここでは名古屋の博覧会・開府三百年祭に協賛する形で、清正公没後三百年祭が挙行された。6月10日には中村公園の開園式に合わせてそれが行われ、公園内には歴史記念館が新設された。

この他愛知県内の各地では郷土の偉人への関心を深めるようにとの宣伝活動も実施された（910年5月6日 愛知県師範学校同窓会并偉人大講演会の開催など）。それは地域社会に身近な歴史的人物の掘り起こしと大衆化というべき現象だった。注目された人物として細井平州（知多郡平島村）や渡辺崋山（渥美郡田原町）があるが、歴史祭典の地方への波及という点で注目されるのが、陶器産業の開祖者として東春日井郡瀬戸町で注目された加藤藤四郎がいた。

すでに幕末には地域産業の開祖（「陶祖」）としての藤四郎を顕彰するための、彼を祭神

とする陶彦社が創建され、また巨大な陶器製の記念碑（陶祖碑）が出生地と想定された場所、瀬戸の街を眺望できる小高い場所に建立されていた。こうした顕彰事業がなされた理由は、19世紀初めの瀬戸地域は産業の新たな転換期にあったためである。加藤民吉による染付焼きという新製陶技術の導入は、磁器生産による窯業の発展に道筋をつけることになった。そして明治維新後には陶磁器貿易の展開があり、しかも陶磁器生産のための新しい石炭窯の技術が普及することによって、経済的な成長は目を見張るものとなった。こうした地域の産業化の推移のなかで、この陶祖碑が建立されていた藤四郎住居跡は瀬戸公園として整備され、1910年6月7日になって陶祖七百年祭が執行され、県内外からの多くの参観者を得たのだった。

1910年名古屋は産業都市としての発展と全国的地位を博覧会を通じて構築しようとした。と同時に歴史書の編纂、都市の歴史の視覚的提示、開祖者を祭神とした祭祀が並行的に挙行された。地域の現在を創り出した開祖者に対して、地域住民が敬礼行為をおこなうための歴史的公共空間が、都市公園という形で、あるいは歴史行列という形式で博覧会を契機として形成され、そうした歴史的公共空間は周辺の小産業都市へと波及していったのである。

### 三 都市の将来像と歴史遺産

都市の発展を志向していく上で、都市の開祖者・歴史的功労者に対する敬礼を行うことが、都市祭典を通じて実現されていった。そして歴史祭典の実施と郷土史の編纂は、産業都市の都市改造と歴史的遺蹟とを関連させた形で将来の都市像を構想させるきっかけを提供した。さらに、都市の将来像を構築していく際には、歴史遺産を組み込み、活用していく構想が出されていた。

こうした岡崎草太郎が1917（大正6）年に書いた『名古屋市の研究』には、産業都市（「実業的都市」）へと名古屋を発展させていくために、名古屋の商業的・工業的設備の総合的な拡充策（鉄道・運河・道路・上下水道・電気・瓦斯・公園・学校など）を提起した。そのなかで岡崎は「名所旧跡と道路」というテーマで、都市計画における歴史的遺蹟のもつ価値について次のように論じていた。ここでも名所古跡を観光開発という側面で都市的發展に利用している京都はモデルとして岡崎の念頭にあった。

名所旧跡たる皆悉く都市に於ける歴史的光輝にして之れを紹介し、之れを誘導するは単に市の繁栄策に止まらず、歴史的遺跡を周知せしむる所以にして公衆教育の上にも裨益する所尠からずとす、是を以て市は直接実業の便に供すべき道路の施設と共に停車場・埠頭は勿論、其の他市の要所と其の歴史的粧飾たる名所古跡との連結道路を開き、之れが視察見学の便を図らざるべからず、就中皇室の御拝礼ある市の南部熱田神宮と、北端城内なる名古屋離宮の二大名域には、是非共市の各部より連結すべき道路なかるべからず、熱田神宮の神苑は近く改造の挙ありと聴く、市は此の機会に於て離宮の前苑修景の事業を企て、允裁を仰ひで施行するを要す、而して停車場及び埠頭より此の二大名域に達し、並に此の二大名域に連結すべき道路は、威厳崇高なる公園式大道路を開設し、主として行幸啓の御巡路に充用し、併せて市民行楽の街衢たらしむるを要す、以上は単なる道路と名所旧跡の關係に於て記述せりと雖も、所謂名所古跡

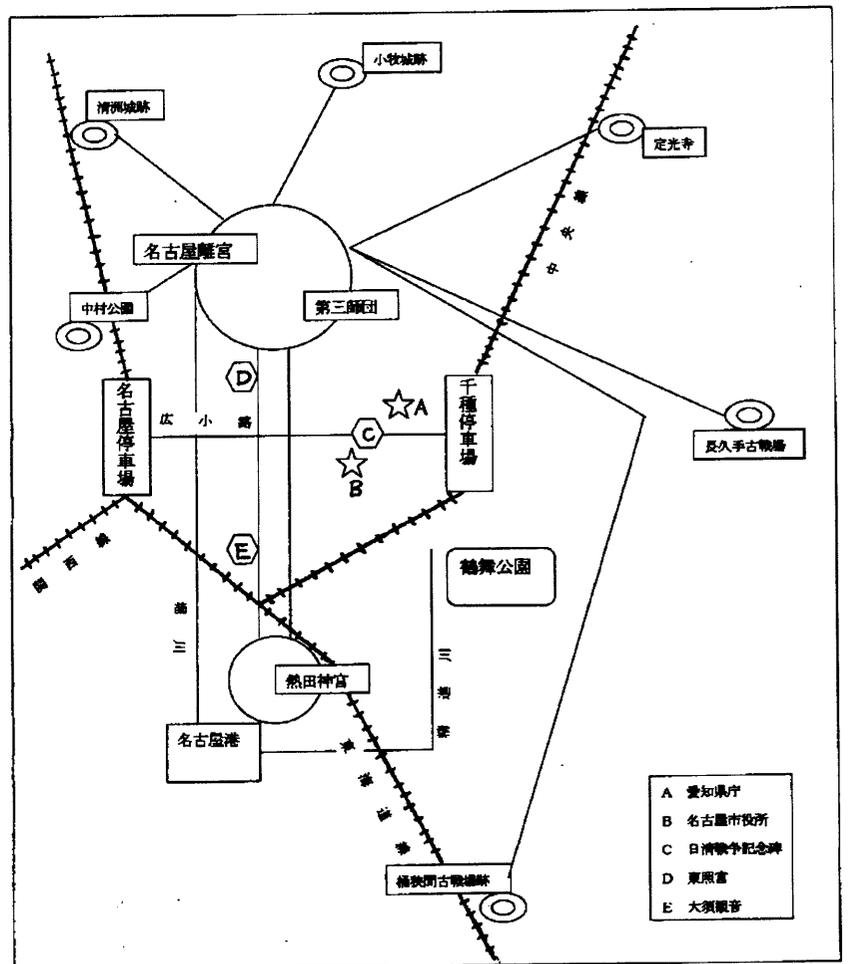
は古代の遺跡を含むは故らに言ふ迄もなき事ながら、徒らに古き事蹟に限定するの意義にあらず、公園・公設水泳場・公会堂・常設博覧会・図書館・公設劇場・官庁・公署等苟くも社界に紹介し、衆人を誘引して有利有効と認むべき一切の土地建物を包含する趣意にして、是等の分配、施設に最善の注意を以てすると共に、之れが交通的連結の巧妙を盡さむことを、特に希望せむと欲す

岡崎は、「公衆」教育にとって歴史遺産の重要性を指摘し、名古屋の実業施設と市内外の「歴史的粧飾たる名所古跡」とをつなぐ接続道路の敷設の必要を論じた。岡崎のいう「名所旧跡」が歴史的遺蹟のみならず、公園・公設水泳場・公会堂・常設博覧会・図書館・公設劇場・官庁・公署などの近代の公共的施設を含んでいたことも注目される。いいかえれば歴史的遺蹟もまた現代都市民にとって“公共的な”意味をもつものだったのである。

そして岡崎の提言でもっとも関心を引くのは、都市中心部に大規模な“行幸道路”を敷設しようとしたことである。岡崎は、名古屋の歴史を象徴する熱田神宮と名古屋離宮の間を貫通する「威厳崇高なる公園式大道路」を中軸とし、それに連結する停車場と名古屋港からの道路の整備、そして市内の公共施設を結ぶ道路によって都市の骨格を構築しようという構想を提案していた。しかも熱田神宮神苑と離宮庭園の修造によって都市景観の整備をも行うことで、産業都市の根本的な改造を企図したのであった。

【図7】名古屋の諸施設の配置概念図

図1は20世紀初頭の名古屋の概念図であるが、東海道線・中央線・関西線という鉄道、名古屋停車場と千種停車場を東西に結ぶ広小路、都市内運河としての堀川と精進川が交通・運輸の骨格をなしており、関西府県連合共進会の直前に開港した名古屋港が新たな名古屋の玄関となった。上で紹介した『名古屋史要』は名古屋の地理的特徴として、「背後に豊饒なる濃尾の大平野を控えて、物資の供給余あり、南方伊勢湾に臨み、海運の便亦日を迫うて盛ならんとす、而してその陸上交通の便に至りては二大対角線上の交叉点に当り、一は東海道線によりて東京大阪二大勢力の接触点をなし、一は之と傾斜をなす関西線並に中央西線の終点たり、即ち本州中部の幹線は悉く此処に聚注して、其物貨の一大集散地をなし、全国稀観の商業地を形成す」と述べていた。



旧名古屋城は明治維新後第三師団が置かれ、本丸は帝室財産として名古屋離宮となっていた。この図の上部の名古屋離宮・第三師団のある旧名古屋城と下部の熱田神宮の間の、太枠の直線が岡崎の「公園式大道路」になる。そして都市内の2つの公園（鶴舞公園・中村公園）、そして名古屋近郊の歴史的遺蹟（小牧・清洲・長久手・桶狭間・定光寺）が控えていた。

名古屋市と熱田町を結ぶ道路の改修は20世紀初頭の愛知県会（1905年11月通常県会）の大きな議題となっていた（『愛知県議会史』第3巻、愛知県議会事務局、1959年）。名古屋と熱田の交通路は近世以来の大動脈であった本町通と堀川水運とによっており、新道路の建設によって築港されつつあった熱田港（熱田町が名古屋市に合併された後は名古屋港と改称）と連結させ、新しい幹線流通網を構築しようとしていた。そしてその後熱田築港の竣工、市内を南北につなぐ道路・河川の改修などをおこなっていたが、府県連合共進会開催後しばらくして書かれた岡崎の都市プランは、それらの事業を継承しつなごいっそう大規模な都市の骨格を創りあげようとするものであった。そしてこのプランは名古屋市歌の歌詞にあった「豊栄のぼる天津日のかがやく市（まち）」熱田と「黄金の城」という名古屋の二つのシンボルをつなぐという象徴的な意味をもっていたのである。

都市における歴史遺産の活用という当時の関心は、都市内部だけではなく都市近郊の歴史遺産の保存と開発という形でも現れつつあった。図7に名古屋周辺の著名な歴史遺蹟をあげている。古戦場跡としての長久手・桶狭間、古城跡としての清須・小牧、それに定光寺である。こうした名古屋近郊の歴史遺産は19世紀にはいると、名所図会や地誌などを通じて広く社会的な関心を集めるようになり、過去の出来事やそこで活躍した人物を顕彰するための記念碑の建立や、史蹟としての保存がなされるようになっていった。古戦場跡・古城跡への着目と史蹟としての保存については、すでに論じたのでそれを参照されたい（羽賀祥二『史蹟論——19世紀日本の地域社会と歴史意識——』名古屋大学出版会、1998年）。

瀬戸北部の東春日井郡掛川村（現在は瀬戸市に編入）には14世紀中期に開基されたという歴史をもち、尾張徳川家の菩提寺、初代藩祖徳川義直の廟墓のある定光寺があった。定光寺の本堂は1925年国宝に指定されたが、20世紀にはいることから定光寺および周辺の景観を保存する動きが、尾張徳川家とも連携しつつ、定光寺住職と地元掛川村の住民に見られるようになった。愛知県を代表する有数の史蹟名勝地として宣伝され、保護されようとしていた（『瀬戸市史』資料編5、瀬戸市、2006年）。

廃藩置県によって尾張徳川家の庇護から離れた定光寺では、玉野川（庄内川）を挟んだ対岸に中央線が開通し、高蔵寺停車場が設置されたことをきっかけにして、定光寺周辺を名古屋市民の遊覧地として開発するために、1906（明治39）年「定光寺保勝会」が組織された。その趣意書では「深山ノ幽趣」に身を置き、「浮華文弱ノ弊風ヲ一掃シテ、尚武ノ氣象ニ感化セシムル」ために定光寺および周辺の山林の保護を求めたのだった。大都市の郊外の歴史を有する景勝地は定光寺以外には見あたらなかった。当事者たちは「世界ノ名古屋タル人文発達」に多大な貢献をなすのだという自負があった。そして名古屋開府三百年祭の前年、1909年には定光寺の建物・文化財の修復、境内の風致保存のために広く寄附金を集めることになった。そして名古屋開府三百年記念会（会長は名古屋市長の加藤重三郎）に対して、関係者は財政的、精神的な要望したのだった。

中村公園を設計した田村剛（東京帝大農科大学教授）は大正期に『名古屋と応夢山』という論文を書いている（『瀬戸市史』資料編五、2006年）。田村は「都市が物質的に大きくなればなるほど、その都市の精神的な内容も豊富にならなければならぬ」とし、古社寺・史蹟などの歴史的遺産に加えて、街路樹や停車場・官庁・病院・学校・ホテル・図書館・公会堂などの「公共建築物の風致的修飾」、公園・広場の造園的設備などが、都市の精神性に関わる価値をもつと指摘した。そして田村は都市内公園とともに、市外公園（森林公園）の開発を提案し、義直という都市の開祖に関係し、広大な原生林が残る定光寺とそれを取りまく応夢山がもっとも適地だと推奨したのだった。

#### 四 都市問題と「公共性」をめぐる問題

20世紀初頭の都市名古屋の物質的な発展、都市の地域的膨張にともなって、公共事業の拡充が課題となり、とくに生活／産業インフラとしての電力・瓦斯・市街鉄道の公営事業化が議論されていった。そして都市の膨張は都市住民の生活環境や健康が問題化し、衛生（下水・塵芥・し尿）、景観（建築・広告規制）、慰安施設（公園・公会堂・史跡など）にかかわる諸問題が、都市民の共通の利害＝「公共の利害」をめぐる課題としてしだいに浮上していった。

当時の名古屋市当局者の発言や名古屋市政を論じた論説には、「公益」観念と「愛郷心」の喚起、「公共の利害」のために「私人の利害」を犠牲にすること、「名古屋市民の名古屋」であるという市民の「自覚」と「自治」の必要性が論点としてたびたび提起された。このように「公」と「私」の関係性の検証を通じて市民像が論じられていた。

たとえばそうしたことの現れの一つとして、博覧会の4年後に名古屋経済会が実施した名古屋の将来構想・未来像（「名古屋市是」）に関する懸賞論文募集がある。1890年日露戦後にかけて、そして博覧会・歴史祭典を経た名古屋が産業都市として発展し、「日本帝国枢要の大都会」となりつつある歴史的展開をふまえて、名古屋市民としての「共同的生活心」、「公益の観念」をいかに涵養するのかという問題意識がこの事業を進めた指導者に存在していた。そうした都市民としての共同性、公益観念は、当時「市格」という言葉で表現されていた。都市としての景観・環境、都市民の紀律を内容とした、都市の風格という意味であろう。愛知県知事松井茂は『名古屋市是』（永野耕造編、名古屋経済会刊行、1914年）に序文を寄せて、名古屋はロンドンのように「自然的・秩序的に自治の発達をしたる」都市ではなく、「交通機関発達之力之が主因となり、外部各般の施設に促迫せられ、俄かに今日の大を致せるものにして、過去二十年間に約二倍半の人口の増殖を見るに至りたる」膨張的的人工的大都市であって、こうした膨張に対応する「公益事業」は不十分で、これを解決するためには「市民として生存する以上は健全なる愛郷心振起し、市民の努力に依りて速に具体的研究の基礎の下に、能く其緩急を計りて、市是を一定して之に向ひ、猛進せんことを希望して已まざるなり」と論じていた。

産業都市としての飛躍的な発展を前にして、「公益」観念と「愛郷心」の喚起が行政当局にとって重要な課題となっていたのである。「名古屋市是」の公募論文の当選者の一人であった中根栄（名古屋新聞記者）は、市区整備や道路拡張という改革事業は都市の「外観的な改造」という意義に加えて、「内面的理由」においても重要な意義があると主張していた。

中根が「内面的理由」ということについて、公共事業が都市民に対して与える精神的作用という点を強調していた。中根は次のように述べた。

市区の整備が市民に与ふる心的作用に在り、都市を縦断し、或は横断する大道路上に立ちて一直線に道路を透視し得るとき、市民は之に依りて、其心意に肅然たる観念を湧起すべし、此観念は臆て自己生活をして、規矩あらしむるの基礎を為し、更に都市発達の最大要素たる共同生活心の修養に対し、不知不識の間に感化を与ふること尠少たらざるなり

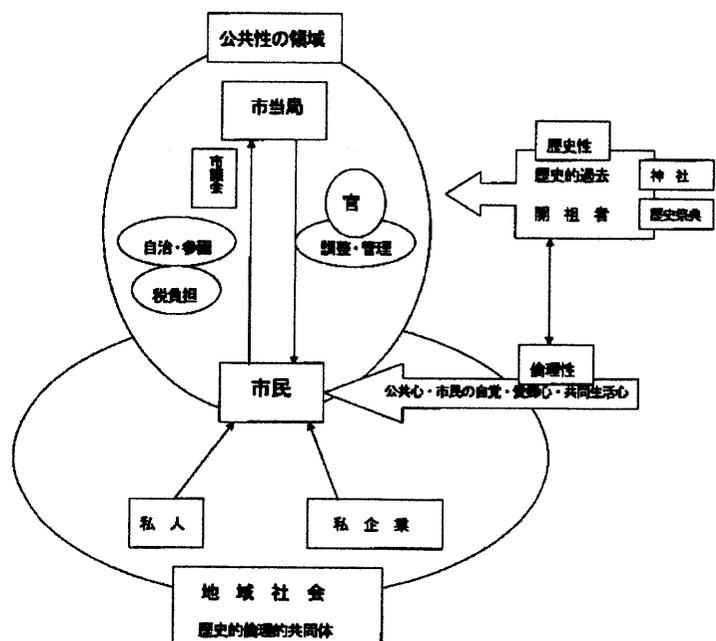
先の紹介した名古屋の南北をつらぬく公園式道路を含めて、道路改修（拡幅事業）の結果実現する直線的大道路が市民に与える感覚がたいへん重要だと考えていた。直線的にまっすぐ伸びる幅広い道路が都市住民に対して「心的作用」を与え、そのことによって「共同生活心」というものが涵養されると論じたのである。日常的に養われる都市感覚が都市への愛着、共同感覚こそが都市計画の遂行にとってきわめて重要であり、様々な都市事業を「市民が愛市的・愛郷的観念のもと協同一致して進める」ことができるかとされていた。

こうした都市改造が市民の日常的な共同生活の観念、すなわち公共的観念に不断に感化を与え続けるという精神的な意義をもつという主張は、さらに都市改造に歴史的遺蹟を組み合わせつつ成し遂げられることによってより効果的であるという『名古屋史要』の主張にも通じていた。

都市における「公共性」を考察したとき、図の8のような構造が考えられるのではないかと思う。そして日本近代における「公共性」のあり方は、明治維新の性格が規定しているのではないか。この点について概略的ではあるが、若干検討しておきたいと思う。

【図8】「公共性」の構造（1）

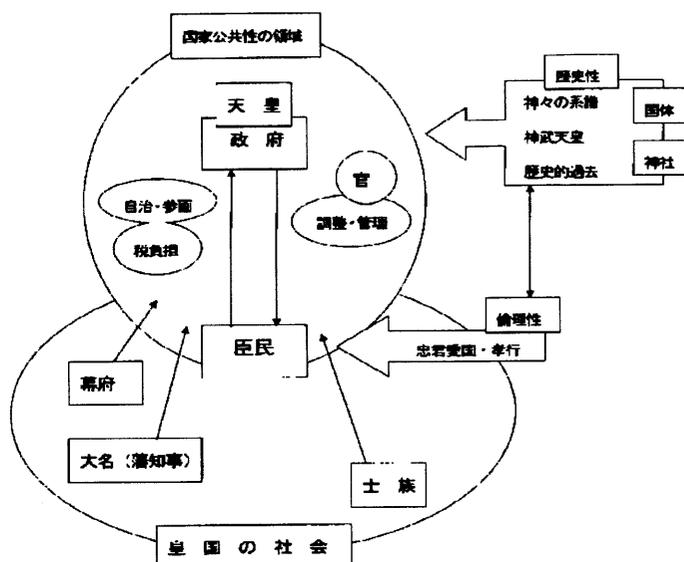
たとえば道路拡幅・拡張といった都市にとって不可欠の公共事業は、私有地を公収することによって可能であるとすれば、私有権・私的利益と相反する側面をもつ。また都市的な膨張という現状を前にして、都市民に安定的、経済的に生活基盤を整備・提供していく上で、電気・ガス・交通機関の市営化という課題があった。まさに私有権・私的利益の制限という問題であり、私人／私企業の私的権利・権益は「公共」へと返上・解消していくという問題だった。その結果出現する「公共性の領域」において、市当局と市民との



関係は理念的にいえば、公共事業・財源の管理・調整機能をもつ市当局と、財政的な負担を行い、他方で自治的に代表を選挙する市民との関係である。そうした関係性は政治的なものであるけれども、それは都市民の「精神的な内容」、「内容的理由」によって側面から

【図9】公共性の構造（2）

支えられるものであった。すなわち都市の倫理性、都市としての自覚と公共心の養成をうながす都市の歴史（伝統）が必要とされた。都市の開祖者への回帰、歴史書（郷土史）の編纂、社会的功労者の表彰（記念碑・神社創建）、歴史行列という都市の歴史の視覚的提示という様々な試みは、いずれも都市の歴史のもつ社会的価値を示しているし、同時のそうした事業は都市の規律・「公共心」の構築に活用されたのである。



こうした「公共性の領域」は明治

維新（王政復古／神武天皇への復古）という政治変革に起源があるのではないかと思う。公共性と歴史性・倫理性の構造の形成は、明治維新におけるもっとも重要な改革である版籍奉還に見いだすことができる。1869年の版籍奉還はむしろ廃藩置県以上に重要で、身分制社会を解体していく上での画期的な内容をもっていた。それまでの大名身分が先祖の軍事的功労を根拠として、江戸時代を通じて将軍に保障されてきた領有権（土地と人民への身分制的な支配権）は、天皇が歴史の始まりの地点から歴史的・根源的に保有してきた土地・人民支配権（「公地公民」）を前にすれば相対的な支配権にすぎず、徳川将軍の消滅という画期的な変化を前にしては「公権」として否定され、それは大名の「私」的な権限・権益や施設（城郭など）と見なされ、「公」的な場に返上しなければならない。それは「奉還」という政治運動として実現されたのだった。

神武天皇の建国という歴史の起源への復古、神々と歴代天皇への祭祀、それ以降の皇国の歴史というプロセスの強調のなかで、摂関制や武家政権は「私的」なものとして相対化され、天皇を元首とした「公」の歴史を前にして「奉還」は正統化され、促進された。比較できない内容をもった歴史性を全面に押し出すことによって、現在の立場・権益は「私」として相対化され、抑止されることになった。

## むすび

最後に、ここで取りあげてきた1910年の名古屋の博覧会と歴史祭典に対する、もう一つの視線を紹介して終わりにしたいと思う。さまざまな形での博覧会・歴史祭典の報道のなかで、本格的にかなりの分量をもつものに『東京パック』がある。

図は（『東京パック・写真画報グラフィック・グラフィック演芸 三大雑誌合併号』として1910年5月発行された。この雑誌については、ロン・スチュアート氏のご教示を得た）というタイトルのグラフィック雑誌に掲載された挿し絵である。

【図10】『名古屋大共進会紀念画報』より



「将来に富る名古屋」と題された文章と、女神と男性が描かれた画からなる。「将来に富る名古屋」という文章は日本語に加えて、漢語と英語でも書かれていることも特徴である。その文章は、「尾州の大沃野広袤千里、延いて海に連なる、以て産業を興すべく、以て海運を盛にすべし、而も既に開けたるは僅に名古屋の一都市、今茲開府三百年に際して、大共進会の主催と為る、蓋しこれ尾州一帯を以て殷富昌盛の区となすの階梯なり、

産業の神靈冥々の加護惟ふに他に勝るものあらん」と書かれてある。挿し絵の女神は産業の神であるアテナ（ミネルヴァ）であろうか。女神は男性労働者に対して槌・スコップや杖を手渡そうとしている。これらは産業の発展を保障する労働手段と知識のシンボルであろう。神によって祝福された、無限の未来を有する名古屋がこの挿し絵に表現されている。古代西洋イメージによる産業都市名古屋の表象である。都市の開祖者・徳川義直を祀る尾陽神社は当時創建されていなかった。大正年間に創建された後も、産業都市の歴史的シンボルとしては、熱田神宮に遠く及ばない存在であった。歴史行列もまた、京都の時代祭のように定着したわけでもなかった。このような名古屋における歴史遺産とその活用がもつ事情、そしてそれが「共同生活心」や「公益観念」の涵養に与えた影響については、他の産業都市との比較によってさらに検討をしたいと考える。

## 第2章 地域史研究の実践

### 第1節『藤岡 二〇世紀のあゆみ』の編纂活動

1974（昭和49）年9月、藤岡の歴史をはじめて体系的、総合的にまとめた『藤岡村誌』が発刊された。その二年前には甚大な被害を与えた大水害が藤岡を襲った。しかし他方で、猿投グリーンロードの開通、役場新庁舎の完成、自動車のテストコースの完成など、村内では開発のつち音があちこちで聞こえていた。こうした郷土の変貌を前にして、先人たちの郷土建設に尽くした偉業をたたえ、正しく記録して後世に残すことを目的に村誌の編さんが始められた。

『藤岡村誌』は編さん開始から四年かけて発刊された。田中富士市村長は発刊の序文で、次のように書いている。

水車は黙々としてまわる。昨日も今日も何事もなかったかのように。然し、まわる毎に、世のうつり変りの歴史を刻み、明日への躍動を秘めてまわり続ける。わが郷土藤岡の祖先は、悠古から相嗣ぎ幾星霜に、さまざまの時代を造り、山里の繁栄に素ぼくな願いをこめ護り続けた。（中略）20世紀後半の産業経済の躍進は目覚ましく、時代の流れと共に、住民の生活はもとより社会環境も大きく変ぼうするに至った。こうした時期に際し、往古を顧み、先人の偉業と足跡を偲び、現在の正しい村の姿を捉へ、住民の愛郷心と呼び、進んで明日への繁栄の糧ともすべく、村誌の編さんを企図するに至ったのである。この村誌が後世ながく子孫に伝えられ、新らしく生きんとする郷土の人々の資料ともなれば望外の喜びである。

日々変わりなく杵音をとどろかせる、藤岡の風物、水車。そうした水車をもつ藤岡にも、時代の変化が及んで、歴史を作り上げてきた。こうした過去の歴史を顧み、現在の姿を把握し、そして未来の糧とすることに、村誌編さんの意義を見いだしていた。

『藤岡村誌』は藤河村と高岡村が1906（明治39）年に合併し、藤岡村が成立して70年が経っていた。戦前にも藤岡の歴史を描いた村誌は編まれていた。その最初は、1885年「村誌調」であった。これは愛知県へ提出された村落調査書であったが、当時の各村の概要を知ることができる貴重な史料である。この史料は『藤岡村誌』の資料編に掲載され、また本書のなかでも言及した。その後1930年（昭和5）に初めての本格的な村誌、『藤岡村誌』が編まれた。

編集したのは藤岡尋常高等小学校の地理研究部であった。昭和初期は全国的に郷土史の研究が小学校の教員を中心に始められ、その成果が郷土教育という形をとって教えられていった。こうした郷土史ブームが藤岡にも及んでいたのである。

ガリ版刷り五五ページの『藤岡村誌』は、10章から成っている。村の地理と沿革から始まり、行政・教育・兵事・産業・交通運輸・社寺・人物・史蹟名勝という項目で、主として明治以降の歴史を描いていた。

戦後村誌を編さんしようという動きは1960年代末に生まれてきた。1969年6月の村議会ではじめて村誌編纂のあり方について、議員からの質問があった。教育長の回答によれば、村誌編さん委員会はすでに前年に設置されていた。この委員会は学校長・議員・区長で構成されていたが、調査と執筆を担当したのは、100名にのぼる村民と教員だった。「村誌編

さんと云う仕事は一朝一夕で出来るものではなく、3年から5年以上はかゝると云うことで、執筆委員については村内各学校男性先生の全員を執筆委員とする。一般の人も執筆委員と云うことで協力願うつもりである」と教育長は語っていた。また議員が村民への周知、史料の保護に力を入れることが必要だと指摘したのに対して、教育長は資料の収集は各区長に依頼し、またPRも積極的に行うと答弁した。

1970年7月には、自然・歴史・地区誌・産業人口・教育・宗教・民俗の各グループが組織され、執筆を指導していく有識者として安藤慶一郎（金城学院大学）、鈴木冨美（設楽町郷土博物館）、高橋純平（金城学院大学）、三浦昭二（旭中学校）の4氏に依頼した。

1971年11月『広報ふじおか』第175号は村誌編さんの関係者を紹介するとともに、資料集めについての村民の協力を呼びかけた。この記事によれば、各小中学校の先生が自然部会・歴史部会・村落誌部会・産業人口部会・教育宗教部会・一般部会に別れ、66名の小中学校教員と9名の村民、あわせて75名の村誌編さん委員が村誌を作っていくことになっていた。

47・7豪雨という村を襲った未曾有の災害によって、編纂事業は中断を余儀なくされたが、1973年の末には原稿が整えられた。そして原稿の調整を経た上で、翌74年9月に発刊にこぎつけたのである。当時編さん事務の担当者であった生田善量氏は「あとがき」で、歴史史料が村内では散逸し、村役場の記録も移転の旅に整理され少なくなってきた現状のなかで、編さんが進められたことにふれている。「古文書の大切さ」を痛感したとも書いている。

この『藤岡村誌』は戦前の村誌と内容構成はよく似ているが、内容的には700ページを超える大著ということもあって、きわめて充実したものとなった。歴史については発掘の成果を生かした古代、中世から近世の通史的叙述が初めて実現した。また「地区誌」が最終章におかれ、各地区の特徴を探り出そうという試みが行われている。また、資料編が巻末に付けられ、考古資料・近世庶民資料・近代資料の20数点が収録された。さらに本書の内容で注目されるのは、藤岡の文化的遺産が写真を中心に紹介されたことである。舞台・民家の調査報告（中部工業大学富山博氏）、棒の手・登り窯・漫才・墓などが詳しく紹介されたのである。この村誌は村の教員と住民が協力して、精力的な調査にもとづいて刊行されたものだった。

この『藤岡村誌』の刊行からおよそ30年経った2003年9月の定例議会で、町誌の編さん計画についての質問があった。町制施行後25年、植樹祭の実施と昭和の森の整備、中央公民館など公共施設の充実、上水道の整備、全町域の都市計画区域の指定など、大きな変化・成長のなかで、激動の時代を後世に伝えていくための町誌の編さんが必要だとの意見であった。これに対して町当局は自然、風土と環境など五項目でまとめ、9月に町史編さん準備委員会を組織し、具体的に編集計画を立て、本年度から資料収集に入り、2005年度には編集して発刊する計画だと答弁している（「平成十五年町議会会議録」）。

この時町が立てた編さん基本計画は次のようなものであった。

昭和49年の藤岡村誌発刊から30年が経過しようとし、その間町制の施行、全国植樹祭の開催、また南部地域を中心とする急激な人口増加など、多くの変遷をしてきました。こうした中で、町制施行25周年を平成16年度に迎え、「夢と出逢いと活力『ふるさと』ふ

じおか」に対する認識と理解を深めるとともに、多くの貴重な史料を町民共通の財産として後世に伝える。

1978年4月に藤岡村は町制を施行し、2003年は25周年を迎えていた。この記念事業として、また第四次総合計画の理念を町民に理解してもらうことを目的として町史編さんは計画された。この基本計画のもとで、編さん基本方針三項目が示された。

- (1) 村誌編纂意向のあゆみを中心に編纂する。
- (2) 村誌発刊後、新たに歴史的事実が発見されたもの、内容を訂正する必要があることは追加する。
- (3) 記述内容は、歴史的事実、資料を重点に編纂する。

そして、編集方針として、(1) 自然、風土と環境、(2) 行政と議会、(3) 暮らしと福祉、(4) 産業と基盤整備、(5) 教育と文化、の各項目について年代順に編集することとなった。

これを受けて、編さん委員会が設置され、三宅一秋氏が委員長になり、このもとに執筆専門小委員会と資料調査小委員会がおかれることになった。2003年秋、伊藤良吉氏を通じて羽賀祥二が町史編さん事業への協力の依頼を受け、編さん委員(監修者)・執筆専門委員として参加することになった。羽賀は12月20日『藤岡町史』編纂にあたっての提案と要望を編さん委員会に提出し、執筆専門委員会の構成について、「歴史学・民俗学・地理学を専攻する者が執筆専門委員となり、それぞれの専門分野の成果と経験を十分に生かしつつ、町史をよりよい内容にしていく。執筆専門委員として、歴史学3名、民俗学1～2名、地理学2～3名を考えている」という意見を出し、具体的な委員名を挙げた。民俗学の伊藤良吉氏(当時愛知学院大学教授、愛知県史編集委員)地理学の溝口常俊氏(名古屋大学大学院環境学研究科教授)が監修者として参加することになった。そしてその後、歴史班・民俗班・地理班が構成され、若い行動力のある新進の研究者、藤岡地域の調査に実績のある研究者が、藤岡の各地区の歴史と現状に通暁しておられる資料調査委員、当時藤岡町民俗資料館で資料の管理、展示の企画に尽力されていた児玉氏の全面的な協力を得て、編さん作業が進められていった。

当初の編さん計画では、町誌が取り扱う時期については『藤岡村誌』以降の藤岡のあゆみを中心とすることとされていたが、監修者の立場から、現在の藤岡町を考えるためには歴史的前提として少なくとも近代史全体は視野に入れておくことが必要なこと、藤岡村が誕生する1906年を起点として、『藤岡 二〇世紀の歩み』というような町史を編纂する方向でいってはどうかという提案を行った。

2004年2月8日に開かれた執筆専門委員会予備会では、町史編さんの基本的な立場として、(1) 藤岡の地域としての特徴に十分配慮すること、(2) わかりやすく、読んでもらえる町誌を作ること、という二点を各委員で確認した。そして、町誌が対象とする時期については、藤岡村の成立から現在までの藤岡百年誌を作ること、タイトル案として『藤岡百年の歩み』、『藤岡 二〇世紀の歩み』が提案された。

これを受けて、4月2日に正式に第一回の執筆専門委員会が開かれ、次のような編さんに方向性が提起された。

- (1) 20世紀史、20世紀社会論を追求する。

- (2) 藤岡町に限らず、周辺市町村（県境を越えて）との地域的な連関に配慮する。
- (3) 中央や県の時代区分や変化にではなく、藤岡町民の環境と生活の特徴と変化に基準をおく。
- (4) 読みやすく、わかりやすい叙述をおこなう。

また町誌の構成として、次の四点を考えていくことを確認した。

- (1) 旧来の自治体史（誌）にとらわれない、魅力的な構成・タイトルを考える。
- (2) 時間的・資料的な制約はあるが、歴史学・地理学・民俗学の協同作業を反映した構成を考える。
- (3) 20世紀藤岡の特徴を考えていく。

- (4) 各章のタイトルとしては、「生産する」、「山とともに」、「運ぶ」、「触れる」（自然・環境・景観）、「まつる」、「たたかう」（災害）、「学ぶ」、「変わる」（戦争、人口）、「つどう」、「演じる」、「遊ぶ」、「育てる」、「食べる」、「着る」などが考えられる。

2004年4月以降、たびたび編さん委員会・執筆専門委員会が開かれ、編さん方針や資料収集方針などを確認しつつ、編さん事業は本格化していった。歴史・地理・民俗の各班はそれぞれの調査方法にもとづいて資料調査を始めた。各地区の区有文書の調査、町民からの丹念な聞き取り、精力的な自然調査を、執筆専門委員は資料調査委員の全面的な協力と指導を得て進めることができた。ほとんど藤岡の歴史と現状を知らないまま編集に参加した執筆委員が曲がりなりにも調査と研究を進められたのも、三宅委員長始め、各地区の事情に通暁され、また行政や教育に長年携わってこられた書く史料調査委員の方々の力によるところが大きい。

こうした資料調査の成果は、中間的な報告として民俗班によって各地区民俗調査報告として各委員に提供され、また溝口委員を中心として名古屋大学地理学教室の院生・学生による聞き取り調査の成果は二冊の聞き取り集としてまとめられ、その一部は本書にも転載されることになった。歴史班の史料調査は、町役場の公文書、各地区の区有文書、歴史民俗資料館の収蔵資料を中心に実施され、新しく大岩や木瀬、田茂平で貴重な区有文書を発掘し、その一部を撮影して、編さんに生かすことができた。また戦前に村長を務めた高見鎌弥氏関係資料も高見家から提供され、その他多くの資料が町民からもたらされた。新聞史料としては豊田市中心図書館所蔵の『加茂時報』が藤岡の歴史を考える好資料であることを確認し、歴史史料としては小量であったが、町役場文書のなかにも藤岡の歴史にとって欠かすことができない貴重資料を発掘することができた。さらに中部電力の電気の科学館では、小原電灯株式会社関係の資料を発見でき、藤岡に電灯が普及していく一端を解明することができた。その他小原郷土資料館、名鉄資料館、愛知県公文書館などでも、これまで知られていなかった新史料を発掘できたことも、町誌編纂の成果として、また後世に歴史史料として残すことができたことは幸運なことであった。

調査が進められるなかで、2005年半ばから町誌の内容構成について議論が始められた。

6月30日の執筆専門委員会では、編纂の基本的立場として、

- (1) 20世紀（100年）の住民の歩みを書くこと
- (2) 親しみやすく、読みやすい内容にすること
- (3) 歴史・地理・民俗の垣根を取り払うこと

- (4) 生活の歴史、環境に重点を置く（身近な問いに答える）こと
- (5) 地域的な特性・バランスに配慮すること
- (6) 住民の書いたもの、話したことを取り入れること

ということを確認した。そして内容構成について、次のような項目が提案された。

- 藤岡の自然（山、川、動植物、矢作川の漁業）
- 地域の特性（風土、風景、散在的集落、行政の変遷）
- 田と畑（土地利用、農業、開拓、養蚕、農協、農業生産の民俗）
- 山に生きる（山の利用、生産物、山に関する伝承や信仰、昭和の森）
- 鉱山（鉱業、水車）
- 道と川（牛馬、交通、道路、バス、索道、水運、道と川の民俗）
- 信仰と祭礼（寺院・神社など宗教の歴史、民俗信仰、祭礼、文化財）
- 婚姻と出産（人口、習俗）
- 学び・育てる（保育園（木瀬区有文書）、小中学校・高等学校の歴史、教科書、雑誌）
- 女性と青年（婦人会、女の民俗、青年団、消防、青年学校）
- 遊び（地芝居、遊び道具、旅行、スポーツ、文化祭）
- 暮らし（家計、物価、水道・電気・ガス・薪炭、食べ物）
- 商い
- 出稼ぎ（繊維産業、陶器産業、自動車産業）
- 工場と団地
- 戦争と平和（戦時体制、戦死者、慰霊祭、占領、戦争体験）
- 災害との闘い（水害、地震、砂防、災害体験）
- 役場の仕事（行政、議会、町長、広域圏、町の将来構想）
- 100年を生きる（過去の思い出、老人、日記）
- 未来を語る（将来の藤岡）
- モノの歴史（生活用品、生産用具、娯楽品などの写真とその記憶）
- 石造物の語る藤岡（石仏石塔、記念碑）

この構成案は本書のなかに生かされていることもあるが、その後編さん委員会や執筆専門委員会でたびたび議論され、構成案を確定していった。

そして2005年12月20日の監修者会議でおおよその方向性が確定した。『藤岡町誌』の内容は、第一部「藤岡という地域」（藤岡の歴史・地理・民俗についての概論）、第二部「住民の生活」、第三部「衣・食・住」、第四部「藤岡に生まれ、育つ」（藤岡の住民生活と生業、生活史、出生から成長、学校生活、成人後のつきあいや集団）、第五部「戦争と平和」第六部「発展する藤岡」（藤岡の現代史）、第七部「自然と環境」、第八部「信仰と祭礼・芸能」、第九部「住民の語る藤岡」、というものであった。その後の議論で、2006年半ばにはほぼ内容構成と各章・各節のタイトルは確定し、そのもとで叙述する項目もしだいに各委員の手で提案され、確定されることになった。

調査活動が進むなかで、編さん計画は修正された。当初は2006年度に刊行することになっていたが、調査の継続や十分な執筆期間の確保ということを考慮し、刊行は2007年度に延ばされることになった。これは執筆委員会の要望を編さん委員会が受け入れてくれ

たことによる。

この間編さん委員会では、収集された貴重な資料を提供するためにDVDに収録することにし、地理班の聞き取り資料、民俗資料の写真、記念碑・石造物の写真、藤岡の動植物写真などをここに収めることができた。また調査活動に協力・指導された資料調査委員の皆さんからも、それぞれ関心あるテーマでエッセイを書いていただくことができた。その内容はまさに戦後の藤岡の歴史の証言であり、また藤岡を取りまく自然や環境の住民の立場からの体験が語られている。

本書は「住民に語る藤岡」という一章を設けている。資料調査委員のエッセイもその重要な要素である。加えて、執筆専門委員会では、『広報ふじおか』に小学生による「未来の藤岡」という寄稿文が何度か紙面を飾っており、また四七・七水害の体験談集などもあったため、21世紀の藤岡を支える小学生・中学生に「未来の藤岡」と題した作文を書いてもらうことにした。藤岡中学校、中山・飯野・石畳の各小学校の生徒たちがたくさんの作文を寄せてくれた。この作業の最中に、藤岡民俗資料館から小中学生による『作文集 二十一世紀のふじおか』という資料が六冊も発見された。これは1984（昭和59）年の夏休みの課題として小中学校の児童・生徒たちが書いたものを、綴った冊子である。いま残されているのは、中山小学校の1年・2年・3年・5年と、藤岡中学校の1～3年生の生徒の作文である。この作文集によって、いまを生きる生徒とおよそ25年前の生徒の想像した藤岡の未来像を比較することができた。

確かに、この1世紀の藤岡の歴史は資料の不足や私たちの研究不足もあって、本書でも十分に明らかになっていない。しかし、本書が刺激となって、藤岡のなかからさらに貴重な諸資料が発掘され、いずれかの時期に新しい藤岡誌が作られることを期待したいと思う。2006年度からは合併した新豊田市の歴史編さん事業も始まった。この新修豊田市史によって、藤岡の歴史と民俗、自然と環境は新しい視点と広域的な観点から位置づけられることになるだろう。本書の編さんに参加した執筆専門委員もほぼ全員が新修豊田市史の編さん事業にかかわることになった。本書で収集できた諸資料をふたたび読み返し、他地域の資料と比較しつつ、もう一度藤岡という地域とそこに生活を築いておられる住民の方々の来歴について考える機会を与えていただいたことに感謝したいと思う。今回ご協力、ご指導いただいた三宅会長始め資料調査委員の方々には、今後さらにいっそうのご支持をお願いしたいと思う。

最後になったが、『藤岡町誌』の編さんに当たって、私たちのさまざまな要望を聞き入れていただき、ご協力いただいた豊田市藤岡支所地域振興課の職員の皆様方に厚く御礼を申し上げたい。とりわけ編さんの最初から事務局として御盡力いただいた佐藤さんには御礼の言葉のないほどである。委員会の実務全般、資料調査の段取りから資料の整理作業、また新聞資料の収集、石造物調査、そしてもっともご迷惑を掛けた原稿の催促・整理など、佐藤さんのご努力には頭の下がる思いである。執筆専門委員一同を代表して、感謝の言葉を捧げたいと思います。誠にありがとうございました。

## 第2節 藤岡地域の歴史的特徴

江戸時代の藤岡の村々 日露戦争直後の1906（明治39）年4月、愛知県内ではいっせいに町村合併がおこなわれ、藤岡地域に置いても藤河村、高岡村、富貴下村のうち上川口・下川口・御作の三つの大字が合併して、新しく藤岡村が誕生した。「藤岡」という新しい名前は、「藤河」と「高岡」という合併以前の二つの村の名前から一字ずつ取って名づけられた。この「藤河」、「高岡」という名前も1889年の町村合併のときに新たに作られた村名だった。

明治維新後の地方行政は江戸時代の村をまとめる形で、新しい広域的な行政区画を作り出した。藤岡村を構成した江戸時代の村は、中山・深見・田茂平・迫・飯野・北一色・石飛（これらの村が合併して藤河村となる）、渡合・折平・北曾木・石畳・西市野々・白川・大岩・三箇・木瀬（これらの村が高岡村となる）御作・上川口・下川口（これらの村は富貴下村の一部となる）の19か村であった。

江戸時代の村は生活共同体であり、また領主への年貢納入を請け負う単位であった。藤岡地域の19の村は九か村が吉田藩（豊橋）、四か村が挙母藩（豊田）の支配下にあり、その他2つの小藩、2人の旗本が領地をもっていた。19か村は地理的に分散しており、また村の石高も38石の石飛村から478石余の中山村まで、大きな差があった。石高の多いのは木瀬・三箇・深見・飯野・御作で350石を超えていた。江戸時代は農業生産に基盤をおいた、身分社会であった。支配者である武士は領地のある農村ではなく町に住み、農村は生産者としての農民が、村役人を中心として「自治」する共同体であった。

村は米の量をはかる単位である「石」で、その規模・土地の生産力が表示された。たとえば350石の村とは、田畑・宅地など村内の土地が1年間に生み出す標準的土地生産能力が米350石であることを意味している。この村がもつ標準的な生産能力を「村高」と呼び、この村高を計算するために土地調査（検地）が豊臣秀吉以来江戸時代はじめに実施された。この「村高」に対して一定の年貢が賦課され、村は責任をもって領主に年貢を納める義務を負っていた。

明治維新後の行政区画の変遷 明治維新はこの江戸時代の米を基礎におき、武士・百姓・町人などの身分からなり立っていた身分社会を解体した。そして四民平等を理念とし、土地の価値が貨幣（円）によって評価されている社会へ移行した。新しく土地調査（地租改正）が実施され、また土地の所有権も農民の認められることになった。江戸時代の身分によって権利に差があり、自由な行動も制限されていた社会ではなくなり、居住・移動・婚姻・職業選択・修学などの自由を国民の権利として許した。

明治政府は地租改正・徴兵令・学制など矢継ぎ早に社会改革を実施していった。この全国画一的で、急進的な改革を実施していくために、政府は江戸時代以来の村をまとめた広域的な行政区画、大区小区を設定した。187年（明治五）、尾張・三河両国を管轄下においた愛知県が成立し、五月に大区小区制が敷かれた。

木瀬・折平・北曾木・市野々・渡合・大岩・白川・石畳・三箇・石飛・御作・上川口・下川口の13か村は、第4大区第3小区の管下に入り、一色・中山・深見・田茂平・迫・飯野の6か村は、第4大区第2小区の管下に入った（翌年には第8大区に変更。つづいて

1876年には愛知県下の区制の改正によって大区小区が廃止となり、第12区となる)。

大区小区制は1878年12月に施行された郡区町村編成法によって廃止され、西加茂郡役所が設置され、その下でいくつかの村を管轄する戸長役場が日々の行政の中核を担うことになった。この連合戸長役場の管轄区域は西加茂郡第10組から第12組の管轄下に入った。富田村・飯野村・白川村のそれぞれの戸長役場がおかれた。

**明治中期の村の様相** 維新後の藤岡のありさまを知ることができる史料として、挙母村に住んでいた川崎種次郎が編集し、小学校の地理の教科書として使われた『西加茂郡地理小誌』(1882年刊)がある。

飯野村ハ美濃へ来往ノ要路ナリ、巡查交番所アリ、挙母ヲ距ルコト、北へ三里余、本村ヲ以テ粗本郡ノ中央ト為セリ

この地理教科書で載せられている西加茂郡内の村は、飯野のほかは、挙母・梅ヶ坪・三好・上伊保・四郷・花本・平井・寺部の八村であり、飯野村は四郷・花本とならんで、猿投山東南の36か村を代表する村であった。上の文章でも、西加茂郡の地理的な中心にあり、三河と美濃をむすぶ交通の要衝地として紹介されていた。飯野村に巡查交番所がおかれた、この他飯野には郵便局も開設された。

また、一八八五年(明治一八)作成された「村誌調」によって藤岡の状況を見てみよう。これは飯野村外6か村(第11組)が西加茂郡役所へ提出した村の概況調べである。この調査は村の由来、土地の構成、地理、物産、教育、社寺、人物などを対象としており、村の総合的な調査というべきものだった。

戸数については、西中山が飯野・深見のほぼ2倍、集落の規模にはかなりの差があった。各村では米麦が主要な生産物で、その他若干の雑穀類、大豆などが生産されていた。また、西中山や飯野では綿花の生産も行われていた。北一色や深見では綿花以上に葉煙草の作付けがなされていた。

**藤河村・高岡村・富貴下村の成立** 1889年町村制の施行にともなって、現藤岡地区には西中山・深見・田茂平・迫・飯野・北一色・石飛の各村が統合されて藤河村となり、上渡合・折平・北曾木・石畳・西市野々・白川・大岩・三箇・木瀬の各村から高岡村が成立した。また御作と矢作川沿いの上川口・下川口は富貴下村の一部となった。

藤河村は連合戸長役場の行政区域をそのまま引き継いだもので、飯野に役場が置かれた。連合戸長であった山田文平がそのまま初代の藤河村長となった。高岡村の初代村長は藤本忠吉であった。ここに近代の「村」ができあがり、その後の藤岡村(町)の基礎となった。

**藤岡村の誕生** 日露戦争が終わった直後の1906年、愛知県下でいっせいに町村合併が行われた。それまでの町村は行政区画が狭く、財政力が不足しており、国家の基盤である町や村を強化することが目的だった。そして、高岡・藤河両村と富貴下村の一部であった御作・上川口・下川口が合併して、新しい村として藤岡村が誕生した。この村が20世紀の藤岡地域の歴史を作りあげていくことになった。

合併して8年後、1914年(大正13)末現在の藤岡村の現住人口は5,271で、西加茂郡全体のほぼ1割であった。挙母町の12,874人を除いて、三好村・高橋村・小原村・猿投村が6~7千人台であったから、藤岡の人口はそれらより少ない程度であった(『西加茂郡誌』)。他方、面積では小原村の7万5237平方キロメートルについて、6万4085平方キロ

メートルで、西加茂郡内の他町村のほぼ2倍の大きさであった。

**村の経済規模** 大正13年末の藤岡・小原・猿投各村の税金を納めている民有地の土地種別別の面積を見ると、藤岡村は田畑面積が他の2村の6割程度しかない。また山林面積は民有有租地の81・5%で、猿投の57・1%、小原の72・5%と比べて高い比率を示している。藤岡村は大正末年にはほとんど農業で生活を立てていた。1924年（大正13年）の生産総額によれば、村の農業生産は574,735円、工業・林業・漁業をあわせて15万円余であった（『西加茂郡誌』）。小原村や猿投村の生産総額が110～120万円であったことからすれば、村の経済規模は両村の6割ほどであったことがわかる。しかし林業の規模は西加茂郡内では挙母町・保見村と匹敵する生産額を示しており、林業が村の経済のなかで大きな割合を示していた。

工業については、陶磁器原料・硝子粉の生産量が西加茂郡内で小原村と並んで大きな比重を占めていた（『西加茂郡誌』）。陶磁器原料は1924年には25万貫・1万円、硝子粉は400万貫・6万6千円の生産規模を示し、硝子粉では郡の82%を占め、藤岡の産業の一つの特徴となっていた。

**昭和戦前期の藤岡** 昭和初年は世界恐慌により農山村の経済は疲弊していた。藤岡でも失業者の増加が見られ、その救済策として荒廃した桑園の改良事業を実施し、そのために県から低利資金45,500円（失業救済農山漁村臨時対策低利資金）を借り入れて、養蚕農家に貸し付け、またその他の林道開発や開墾事業に貸し出した（1930・1932年「議決書」）。また村内の金融の融通をはかるために「公益質屋」が置かれ、家財道具や農産品などを質物とした貸付がおこなわれるほどだった（「昭和七年議案綴」）。

木瀬地区では1931年の失業対策事業として、愛知県からの補助金を受けて灌漑用水工事が実施された。小原村笹平の大沢池から木瀬地区に導水するための用水路の工事であり、100メートルを超えるトンネルもある大工事であった（『広報ふじおか』第389号）。またこの年には失業救済事業として、愛知県直営で御作地区の県道北條平・越戸線の県道改良工事に着手していた（『下川口区有文書』）。なお村でも1931年4月に「藤岡村細民救助規定」を設け、病気などによって貧困に陥った家への援助をはじめていた。（同上）。

### 第3節 戦前の藤岡地域の歴史

**新農村の建設へ向けて** 戦後の村の「自治」については、1947年の役場庁舎の建築（東海航空機の建物を移築する）と藤岡中学校校舎の建築の費用が不足したため、これを補うために村有林の立木を売却することに出発点があった（「議事録」）。

戦後『広報ふじおか』が発刊されたが、そこには当時の村の再建への息吹を感じることができる。「藤岡村自治振興まつり」の実行（第2号）、「レクリエーションを生活化しよう」（第1号）、「新生活運動」の推進（第27号）などといったスローガンが紙面に躍っている。

こうした村の動きは、新しい歴史が始まったという意識に支えられていた（『広報ふじおか』第13号）。

輝かしい「日本歴史」の第一頁は開かれた。今後の荒波をどうのり切って行ったらよ

いか、自らの誌名と責任の大なるを今更乍ら痛感する時、脈々と波打つ新しい血潮の湧き出ずるを感ずる。五尺の体軀を鞭打って驀進しよう、使命達成の道を！！

1951年サンフランシスコ平和条約が締結され、日本は独立を回復した。「平和日本建設」を支える郷土藤岡の再建が強く意識されていた。

**郷土の再建** 1955年1月『広報ふじおか』に寄せられた青木弥曾一村長の年頭の言葉には「郷土建設の意気に燃えて」というタイトルが付けられ、また山田文一議会議長も「“大藤岡”の建設に一路邁進せん」と鼓舞していた。猿投農林高校定時制藤岡分校と藤岡中学校の特別教室の建設、戸越峠の改良工事にふれた記事では、「新郷土藤岡の建設譜は高らかに」という大きな活字が躍っていた。さらに1957年1月の『藤岡広報』の表紙には「われわれはわれわれの力を集めて郷土を守りぬく」との決意のスローガンが掲げられた。

昭和の過去三十年を振り返ってみますと、これ程大きな試練を受けた時代は歴史の上にも類のないことゝ思います。始めの十年は世界の三大強国と自負し、次の十年は全く悪夢の中を彷徨い続けました。けれども天佑か神助か、国民の優秀性か、とにも角にもこの危機をのがれて、国の中心を失うこともなく、落ちつきを取りもどしたのは、何よりの喜びであります。扱これからの十年は当然新しい建設の為の希望に輝く時代であります。

この文章は藤岡村連合婦人会の会長、加藤小婦ゆが書いたものである。1956(昭和31)年の元旦を迎えたとき、昭和の30年間をふり返り、10年ごとの時代の変化について述べている。過去の急激な変遷をふりかえりつつ、将来の「希望」が実感されていた。

**新農村の建設** 1954年年頭に当たり、青木弥曾一村長は滞納の一扫による財政の確立、瀬戸市の景況に依存せざるを得ない村の経済の立て直し、そのための合理的な農業振興対策の樹立、道路の改修(戸越峠、川口一御作線)、バス路線の誘致などの村政の課題を述べていた(『広報ふじおか』第20号)。1956年4月15日には土岐市柿野から藤岡を通り、四郷から拳母・岡崎を結ぶ国鉄バス路線が開通し、さらに名鉄バスの延長も実現して、村内の各地区を通るバス路線が確保され、村の交通は飛躍的に充実し、経済発展に大きく貢献することになった。

藤岡村は1957年愛知県下で初めて、国の総合開発指定村となった(『広報ふじおか』第57、69号)。これは河野一郎農相のもとで立案された「新農村建設五ヵ年計画」に基づいていた。藤岡村では、戦後の人口増加に対応した食糧増産を目的として、零細化した農業の経営規模を約500町歩の農地の開拓によって克服し、安定し、自立した農家を作り出すことが目的だった。当時、「藤岡村は山村で文化の程度が低い」と、ときおり悪口も言われたこともあったという。愛知のデンマークといわれた安城には及ばないが、これを機会に振興農村として立ちあがる決意を村当局は示していた。

しかしこの年の8月8日村を襲った大水害で被害の復旧が優先されたが、ようやく1958年秋になって実行をめざした動きが始まった。藤岡村の開発計画について、『中部日本新聞』1958年1月23日付で「純農村に生れ変わる 藤岡村の開発計画進む」と題した記事が載った。この記事によれば、村の1戸当たりの平均耕地面積は田畑あわせて4反7畝、年間収入15万円という、「山間へき地の弱小農家」であるため、現金収入を増やすために、昨年農林省から「新農村開発指定地域」の指定を受け、愛知県と協力して総合的な開発計画が

進められていると報じた。今年度中に約五百町歩の山林原野の開発、開拓地に果樹を植え、酪農地域にするという農業経営計画を立てた。村の農家戸数は 913 戸で、「地下資源に恵まれている関係上、鉱山業者が多く、農閑期をもふくめ大半が村内鉱山に働き、農業が副業、出かせぎが本業といった状態で、こんごこの開発計画で純農村に生れ変わるわけである」と書いている。猿投山麓開発計画は愛知県最初の実施計画の指定であった。これは中山地区の百町歩を開発するものであった（1958 年「議事録」）。

こうした新農村の建設を目ざす藤岡村にとって、教育もたいへん重要な課題だった。猿投農林高校藤岡分校は村の青年教育にとって大事な地位を占めていた。分校は 1949 年 4 月、農業科・家庭科をもつ定時制高校として開校した。「有能な農業自営者、初級技術者、並びに農村生活を熱愛する農家の主婦養成」が目的だった（『藤岡広報』第 57 号）。確かに、広い知識と教養をもつ人材による生産と生活の改善を通じて、村の発展を支えてくれることが期待されていた。

**高度成長時代を迎えて** 戦後の日本は「高度成長」と呼ばれる、飛躍的な経済発展の時代を迎えた。ふつう「高度成長」期とは 1955 年から 1973 年までを指している。周辺地域も高度成長の時代に入り、工場誘致を積極的にすすめ工業都市へむけて変貌しつつあった。豊田市ではトヨタ自動車工業の工場新設が進み、自動車産業を基幹とした工業地帯の開発が行われていった。安城市では一九五八年工場誘致条例を設けて、工場の新設が進み、「田園都市から工業都市へ」の動きを顕在化させつつあった（『中部日本新聞』1958 年 5 月 1 日）。また岡崎市でもすでに日本レーヨン・日清紡績・東洋レーヨンの誘致に成功し、さらに工場誘致の本腰を入れつつあった（同上 5 月 20 日）。

しかし藤岡村の近接地域で、こうした工業化が押しすすめられるなかで、愛知県の地方計画のなかで藤岡村は、小原村とならんで農場の開拓、林野の活用による畜産に将来を見いだすことが意図されていた。この背景には、「新しい時代のモデル農場」として西中山地区に 1962 年興農センターが設立されたことがあった。10 年計画で牛豚の酪農のほか果樹の村にしようという計画だった。またこの年には石畳地区にモデル牧場も開設された（『中部日本新聞』7 月 10、16 日）。こうした新しく酪農によって村づくりをしようとした藤岡の姿について、「貧しい山村」から「酪農と養豚の村」へ生まれ変わろうという努力が見られると評されていた（『中部日本新聞』1963 年 1 月 6 日）。

新農村への途を歩みつつあった藤岡であったが、他方では鉱業の村としても知られていた。『中部日本新聞』1957 年 3 月 10 日付「新しき三河路」は西加茂郡内の町村を紹介しているが、藤岡村は、「治山事業とあわせ陶器原料などになる木節（きびし）・粘土などの鉱工業が発達し、とくに藤岡鉱山が代表的で年間約 6,000 万円の生産高。飯原の藤岡鉱山地内に鉱泉旅館が現在建設中」と、治山と鉱山という“山の村”というイメージで書かれていた。

**1960 年代の藤岡** 新農村の建設を目標とする一方、二度の風水害の大きな被害を受けながらも、1960 年代に入った藤岡村は、興農センターの建設、飯野小学校の移転新築、石畳小学校の改築、藤岡中学校の体育館新築、道路改良事業の進展といった、新たな事業が進みつつあった。そして「純農村としての一途な方向付けは現世に適合せず、時代に即応し、然も郷土に立脚した多角的な生存形態に変遷は必至」であると、1963 年に新しく村長に選

ばれた山中富士市は村民に抱負を述べていた（『藤岡広報』第 116 号）。山中村長は商工業と軽工業に新しい政策を導入し、産業の根幹としての道路網の整備の必要を主張していた。その背景には、「戦後十九年産業経済の発達指数は世界最高を示し」ているという、高度成長の実感があった（『藤岡広報』第 120 号）。

1960 年代半ばまで、村役場はまだ木造二階建てだった。1967 年 9 月 6 日付『中部日本新聞』に藤岡庁舎の新築に関する記事が掲載された。来年五月の完成に向けて基本計画作りを急ぐ。現庁舎は木造二階建て、昭和 22 年豊田市伊保原にあった旧陸軍航空隊の格納庫を占領軍から無償で払い下げを受けて、移築したもので、痛みがひどくなっていた。愛知県も安全性の面から改築の必要性を警告していた（1967 年「議事録」）。1968 年 7 月 19 日完成式を挙行了した。わずか十か月で工事を終えた。新庁舎の竣工をきっかけに、広報誌の誌名が『藤岡広報』から『広報ふじおか』とかわり、「村政と村民をむすぶ広報」というタイトルも付けられるようになった（『藤岡広報』の誌名は 1956 年 5 月第 43 号からのもので、それ以前は『広報ふじおか』であった）。

『広報ふじおか』の紙面の内容もそれ以前とは異なり、紙面から受ける雰囲気も明らかに変化していった。おそらくこうした変化が生じた理由は、高度成長期という新しい歴史の段階に入ったということはもとより、村という地方自治体の行政運営が確立したことによって、広報誌の紙面がそうした行政の広報紙的役割へのその意味を変化させたことに起因するのではないだろうか。また、『藤岡広報』1964 年 7 月号から各地区別の人口動態表が掲げられるようになったことも、紙面の変化の一つだった。

**藤岡の工業化** 藤岡村が工業化に向けて積極的な施策を展開するきっかけとなったのが、1960 年 5 月の工場誘致奨励条例の制定だった。しかし誘致が順調に進んだわけではない。ようやく一九六七年になって、碧南工業（刈谷市）、富士機械（知立町）の誘致に成功するにいたった。

1968 年 1 月 18 日付の『中日新聞』は「山村から姿を変える藤岡村」と題する記事を載せている。村には昨年からの工場の進出が相次ぎ、農林業とわずかな鉱業しかなく、働き盛りの青年が豊田市の自動車工場に取られていたが、安価な地価、交通の整備によって碧南工業に続いて、アイシングループの御作地区への進出が計画され、村が変貌されていく姿を報じていた。

しかし、高度成長のなかで都市へ人口が集中していく一方、農山村の過疎化という問題が生じていた。西三河の山間地域でも若年層の村から流出が問題化しつつあった。離村まで行かなくても、現金収入を求めて村外へ働きに出ることが顕在化していた。そのことが農地の荒廃や消防団の弱体化をまねき、祭もさびれつつあった。これが一九六〇年代の終わりの社会状況の一端だった。工場誘致はこうした状況を打開する方策だった。藤岡村が二つの工場誘致によって人口の減少に歯止めをかけていたことが新聞では紹介されていた（『中日新聞』1968 年 12 月 14 日）。

**広域行政圏の形成** 高度成長期の経済発展は地域の生活環境を大きく変えることになった。地域社会の生活環境を維持していくために、いくつかの事業で広域的な行政が展開されていくようになった。1967 年 9 月 2 日付『中日新聞』は、豊田市が東・西加茂郡の町村と協力してし尿処理場の建設を計画していることを報じ、また翌年 6 月 14 日でも、

豊田市と三好・藤岡・小原と東加茂郡松平町は共同火葬場を建設することになったことを報じた（196年1月19日完工）。

1972年6月28日には、「豊田加茂広域市町村協議会規約」が藤岡村議会で制定された（『昭和四十七年議決書』）。趣旨説明によれば、「近年地域住民の日常生活圏は拡大広域化しつつあり、市町村の区域をこえて公共施設の共同整備が必要となっている」として、豊田市、西加茂郡三好町・藤岡村・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町の一市三町三村が協議会を構成するというものだった。翌年には、「豊田加茂広域市町村圏事務処理組合規約」が承認され、豊田加茂清掃センター、海の家（渥美半島に開設）、移動図書館の設置・管理について、上記の七市町村で組合を設けて、効率的に処理することになった（『昭和四十八年議決書』）。

こうした広域行政圏が形成されていくなかで、藤岡村と豊田市の合併の必要性も議論されるようになった。1971年6月の議会で、ある議員は早い時期に豊田市に合併されることを望む村民も多いと、広域行政のあり方を村当局に質問している（『自昭和三十一年至昭和四十八年議事録』）。しかし広域行政の問題は村内の21の区と村との関係も見直さなければならず、区の整理再編がなされなくてはならないという問題意識とつながっていた。区という江戸時代以来の地域の生活単位は高度成長による社会の急速な変化がもたらした、個人主義・合理主義の影響を受けて「崩壊」しつつあった（『昭和四十六年議事録』）。だが、村長の答弁にもあったが、区の再編成問題は住民感情、区財産、地理的条件などもあって困難だと認識されていた。

1972年3月の定例村議会で、田中富士市村長は高度成長による経済的繁栄のかげで、公害問題、物価高、ニクソンショックなど内外の要因による国民生活の動揺があると指摘した。そして経済重点政策から福祉重点への転換点にあるとして、老後の安定、青少年の健全育成、母子保健など人権を守って豊かな郷土を建設する意向を施政方針として述べた。また広域行政問題については、豊田市・東西加茂郡町村との広域市町村圏に取り組み、本年からは一部の事務組合を設立して本格的な市町村圏の事業を推進したいと述べた。

**八・八水害と伊勢湾台風** 戦後の藤岡は1972（昭和47）年7月の大水害、四七・七災害で甚大な被害を出し、村民に大きな痛手となった。これより先、1957年8月8日にも、藤岡村は大洪水に見舞われていた（『広報ふじおか』第58号）。飯野川・木瀬川の上流部が氾濫し、村の西北部を中心として大きな被害を出した。山崩れが419箇所でおき、西市野々・折平・白川などを山津波が襲った。多くの家屋・道路・橋・農地が流出、浸水して、復旧には3億数千万円にのぼる多大の費用を要した。戦時中の濫伐によってはげ山が増加し、洪水の原因となっていることに対処するために、森林植樹の重要性が主張されている折りに、この水害に見舞われてしまった（『藤岡広報』第54号）。「植林は確実な貯蓄です」といったスローガンも唱えられ、また西市野々には林業改良クラブが作られ、苗木養成や林業講習が行われるなど地道な取り組みも始まった。

さらに1959年9月26日には伊勢湾台風が東海地域に甚大な被害を与えたが、藤岡でも負傷者3名、被害家屋400戸余、その他農地・山林に大きな被害を受けた。営々として育成されてきた村有林にも荒れ果てた状況となった。

**四七・七水害の打撃** 1972年7月ふたたび大水害が藤岡を襲った。猿投グリーンロード

の開通、加茂丘高校の開校、上川口簡易水道の完成という、この年春の村にとっての大きな喜びの出来事を一気に暗転させた

7月12日夜半から翌13日未明にかけて、西三河地域を襲った集中豪雨は村に死者20名、行方不明者2名を出し、多くの家屋・公共施設・道路・農地などに多大な被害を与えた。被害総額は40数億に達するものと見積もられた。

四七・七災害の被害を復旧するために三ヵ年計画で事業に取り組みられた。その復旧状況について、災害から1年後には、犬伏川や木瀬川の護岸工事も完成しつつあり、また加茂丘高校の東には60戸の団地造成工事に着手されていた。1975年の議会で町長は犬伏川・木瀬川の改修は10月、飯野川は5月に完成すると答弁している。

四七・七水害の復旧事業が行われているなか、205年前にも村を豪雨水害が襲った事実が、生田善量中央児童館長の調査で明らかになった。1767年(明和4)7月に飯野村を中心とした水害で三十数名の被害が出たことが明らかにされた。「歴史は繰り返す」と、災害の教訓が歴史のなかに確認されたのである(『中日新聞』1972年9月13日)。

「文化の殿堂建つ」、これは『広報ふじおか』第191号(1975年4月)の一面の見出しである。老朽化した藤岡中学校の移転新築の第一期工事が3月に終わった。この第191号には四七・七災害の復旧工事も最後の追い込みの段階となっていることを報じている。まだ各所に災害の傷あとは残るものの、中学校の新築と復旧工事の完了を前にして、藤岡村は再出発の時期を迎えていた。しかも四月の村長選において、3期12年務めた田中富士市村長が退任し、新しい村長に無投票で大内文丸が選ばれた。大内村長は身近な問題を解決して、村民の「生活権の確立」をめざすことを方針として掲げ、また他市町村と協調して広域的行政に取り組む決意を示した(『広報ふじおか』第192号)。

**猿投グリーンロードの開通** 1972年4月1日待望のグリーンロードが開通した。これは藤岡にとってきわめて大きな出来事だった。「藤岡音頭」、「藤岡小唄」というご当地ソングが披露されたのも、村民の高揚した気分を反映したものだ。豊田市力石町と長久手町を結ぶ14km余の道路は、3年10ヵ月の工期、40億円余りの費用で完成にこぎつけた。

グリーンロードは国道153号線の交通量緩和と奥三河地域の開発を目的としていた。名古屋と奥三河の距離はいちじるしく短縮されることになった。この道路が奥三河の新しい時代を開く役割を担うこと、過疎地への恩恵をはたすことが期待された。藤岡や小原から名古屋へ出る時間も半減した。とくに観光開発や山林資源の利用に利便性が増すこと、名古屋・豊田のベッドタウン化することが展望されていた(『中日新聞』1972年3月30日)。しかし交通事故が多発することになることへの憂慮も指摘されていた。

**車社会の到来** 藤岡においても、自動車が日常生活を支えるような時代を迎えていた。『広報ふじおか』第216号(1977年8月)には、三河山間地域での日常生活における移動に関する調査が報告されている。1950年代後半から三河山間地域では人口減少と乗用車の普及によって民間路線バスの採算が悪くなり、乗用車の普及率は都市部を上回るようになった。

1976年における藤岡村の乗用車普及率は、一台あたりの人数を見ると、藤岡村はもっとも少なく、他町村が40~50人であることに比較して普及率は高くなっている。愛知県の平均をはるかに上回って乗用車が藤岡では普及していたのである。豊田の近郊としてマイ

カー通勤者が多いのが原因であるが、道路網の整備と車利用ができない老人・子供にとって公共交通機関の整備が問題となっていた。

他方で、山間地域における車社会の形成は交通問題を生んだ。この時期『広報ふじおか』には毎号のように交通事故問題を啓発する記事が載っている。1978年6月の藤岡町交通安全推薦協議会の発足、12月の交通指導育成協議会および交通少年団の設立などが行われた。また交通災害共済への加入も積極的に呼びかけられた。

### 第3節 藤岡の歴史——町制施行以降から豊田市との合併まで

**藤岡町の成立** 「藤岡」村の誕生からおおよそ70年後、1978年4月村は町となった。「やまざくら」、「うぐいす」、「ふじ」が町のシンボルに選定され、「緑と太陽に包まれた町」が藤岡町の目標として掲げられた。

この町制への移行に合わせて、第30回全国植樹祭が準備され、1979年5月27日、西中山地区の県有林を会場に、天皇・皇后の列席のもと、2万人が参加して開催された。大会のテーマは、「緑で結ぼう山村と都市」であった。「我が郷土の恵まれた自然を十分に生かしつつ、つちかわれた伝統を重んじ、住民齊しく融和ある発展を推進」という決意が町当局にあった（『広報ふじおか』第23号）。

**地域のコミュニティ活動** 町制施行の前後から、「コミュニティ」という言葉が、町のなかで使われるようになり、その理念にもとづいた行政や住民の動きが見られるようになった。

最初の動きは、1979年に北部コミュニティ推進委員会が設立されたことにあった。調査広報・体育・環境整備・文化教育の四部会を中心として、伝統行事（盆踊り・秋祭り・民謡・興俳）、各種のスポーツ、河川清掃・道路整備・下刈り作業などの環境整備など多様な活動を行っていた。ここに参加するのは、折平・北曾木・石畳・白川・西市野々・三箇・大岩の7つの地区、1200人ほどの住民であり、『たかね』という広報誌も発行していた。耳慣れなかった「コミュニティ」という言葉も四年間の活動を通じて定着していったという（『広報ふじおか』第289号、1983年7月）。

地域社会の変貌は住民の地域での連帯意識を失わせ、伝統的な地域活動が崩壊しつつあるとの強い危機感を町当局も住民も抱いていた。「コミュニティ」とは、生活する場において、住民相互が自主性と責任を持って、お互いに信頼しながら地域社会を再生させていくことを目標とした集団を意味している。

**地区コミュニティの推進** 第一次藤岡町総合計画（1981年）では、「コミュニティの推進」という一章が設けられ、新しい地域社会を作るための4つの生活圏でのコミュニティの育成が提案された。これまで地域を支えてきた伝統的な区や隣組的な組織が、転入住民の増加による多様化、地域への無関心といった要因で損なわれているとの認識から、地域のコミュニティ施設（公民館・集会所・公園）を整備して、ここを拠点として文化・スポーツ、河川清掃などの活動をおこなうなかで、新しい町民意識を育成していくことを提案した。そして区長・婦人会・青年会・老人クラブ・体育協会などから構成されるコミュニティ研究会を設置し、町内を北部・南部・中部・東部の4つのコミュニティ推進地区にわ

け、地区ごとに活動を進めていくことになった。北部ではすでに先行的にコミュニティ活動が推進されていた。この経験をもとに他の三地区でも継続する計画だった。

町内では 1980 年前後に、生活改善センターが開設されつつあり、ここがコミュニティ活動の拠点となった。西市野々 (1971 年)、白川 (1979 年)、木瀬 (1980 年)、田茂平 (1981 年)、北一色 (198 年) のそれぞれのセンターには、集会室・料理研修室・和室などを備え、地区住民の生活の向上と融和、生活環境の整備のための集会や文化活動の場としての役割を担っていた。

さらに 1980 年 4 月には町民のコミュニティの中心的施設として中央公民館が開館した。もとの藤岡中学校の跡地に約 5 万㎡に文化・福祉・スポーツのための多目的な施設、勤労者体育センター・テニスコート・民俗資料館・陶芸窯などが完成し、コミュニティ広場として整備された。

**21 世紀へ向けて** 1984 年 4 月に町長に就任した山中幹郎は、21 世紀に向けての郷土と人作りという発言を新年の挨拶などでたびたびおこなっている。1984 年には「二十一世紀に向け豊かで住みよい藤岡を」、1986 年には「二十一世紀に向けて調和と活力ある町づくりを」というタイトルで『広報ふじおか』に新年の挨拶を述べていた (第 295 号、319 号)。山中は第二次総合計画の立案を進めており、その理念は 21 世紀を見すえたところに置かれていた。「調和」とは人口増に対応して住民の生活・教育の環境を整備していくことであり、「活力」とは藤岡工業団地や豊田西広瀬工業団地への優良企業の誘致やその基盤をなす交通網を整備していくことであった。

1992 (平成 4) 年 3 月議会における竹中町長は「夢を育てる、心を耕す、智を磨く」を理念に掲げ、第 3 次総合計画の推進、総合福祉センターの設立、社会福祉におけるボランティアの組織化、学校教育の充実などを具体的な施策としてあげた。3 月無投票で再選を決めた竹中町長は「夢とぬくもりのある藤岡町へ」というスローガンを掲げた (『広報ふじおか』第 394、395 号)。

21 世紀の初年となった 2001 年、藤岡町当局は予算編成にあたり、「教育」、「福祉」、「環境」、「IT」、「地域づくり」、「生活安全」の六つをキーワードに掲げた (『広報ふじおか』第 502 号)。それまでの行政運営の理念に新しく「IT」が加わったことは、「福祉」、「環境」、「地域」といった一九八〇年代以降の地域政治の目標・理念に情報化という時代の流れに対応しようという動きであった。

2002 年 3 月、第 4 次総合計画が策定されたことを受けて、藤岡の未来を展望した「まちづくりフォーラム」が開かれた。さらに 5 月『広報ふじおか』第 515 号で、「まちはみんなで育てたい」、「コミュニティデビューしませんか?」という記事を掲げた。昭和から平成への時代の変化は、藤岡においては人口の急増に現れ、「新しいふさわしいまちづくり」を「住民主導」で作り上げていくことを目標に掲げた。そして自然や生活環境の保護、文化・歴史の発信、子育て支援、福祉活動、農業・林業の活性化などについて、まちづくりグループに補助金を支出し、支援しようというものだった。『広報ふじおか』ではこれ以降町内のさまざまなまちづくりグループが紹介されていった。

**日本一若い町** 1980 年 10 月 1 日に第十三回国勢調査が実施された。この調査によって、藤岡町の人口は 6,575 人、前回の国勢調査の結果と比べて、11・3%の増加率を示した。

愛知県全体の増加率は五％であり、はるかにそれをしのぐ高い伸びを示した。町内の人口分布は「南高北低型」であり、西中山・藤宮地区では40％増を示し、この両地区で町人口4分の1を占めることになった。反対に藤源・大岩・上渡合では大きく減少することになった。豊田加茂広域行政圏内では、豊田市・三好町と並んで人口が増加しており、「豊田経済圏の住宅地としての一翼を担いつつある」という認識が生まれていた（『広報ふじおか』第257号）。

1982年の愛知県の人口動態調査では、人口増加率は東郷・長久手両町について愛知県内で第3位の高い率を示していた（『広報ふじおか』第283号）。さらに1985年10月の国勢調査では人口は8,566人となり、5年前から2,659人ふえており、人口増加率は30・3％で、県下第2位であった。1975年から5年間の増加率が11・3％、1970年から5年間の増加率が8・2％であったから、いかに1980年代の人口増加が顕著であったかわかる。

そして1988年10月3日、藤岡の人口はついに一万人をこえた。戦争直後には疎開もあって6千人を超えていた人口は、高度成長期の真っ最中には過疎化の流れのなかで、1967年には5,200人余りに減少した。しかし1980年以降、豊田市のベットタウン化、企業誘致、藤岡ニューハイツなどの大規模な住宅開発などもあって人口の増加期に入った。

そして2000年の国勢調査の結果、平均年齢が34・1歳となり、沖縄西原町の34・5歳をしのいで、単独で若いまちとなった。すでに1995年の国勢調査でも、藤岡は西原町とならんで35・4歳でトップであった。この五年間で藤岡町の人口は、15,369人から18,005人へと、2,636人、約17％も増加した。5歳から14歳、35歳から50歳の世代が大きく伸びている。国勢調査の調査結果が確定した後をうけて、『広報ふじおか』は2002年1月号（第511号）は、平均年齢が単独トップとなり、「日本一 若いまち藤岡」としての地位を引きつづき維持したことを大きく報じた。藤岡町に次いで、第2位は沖縄県西原町、第3位以下は、愛知県長久手町、沖縄県浦添町、同県と豊見城村であった。

**国際交流** 藤岡の国際交流は早い時期から取り組まれ、注目すべき内容をもっている。1975年から加茂丘高校とアメリカ・オレゴン州のベンド高校との高校生交流プログラムが始まった。新設校であった加茂丘高校は国際教育交換協議会の企画に応募して、この交流事業がはじめられた。ベント市はアメリカ西海岸のオレゴン州の中部に位置する、人口約3万4千人の自然豊かな町である（ベント市については『広報ふじおか』第473、474号にくわしい紹介がある）。

加茂丘高校から3月に留学生をベンド高校へ派遣し、ベンド高校からは6月に留学生が来日し、ホームステイをしながら交流を深めていった。そして1997年には細野町長がベント市を訪問して、20年以上にわたる加茂丘高校とベント高校との交流をふまえて、姉妹都市提携と中学生のベント市派遣を申し入れた。そして翌年九月には初めて藤岡中学校の生徒がベント市を訪問し、ホームステイなどを通じて交流を深めた。藤岡町では町制施行20周年を記念して、ベント市との姉妹都市提携を実現し、藤岡の国際化を新たな段階に導こうとしていた（『広報ふじおか』第472号）。

2001年10月31日に藤岡町国際交流協会が設立された。この日は藤岡町とベント市が友好都市提携を結んだ三周年の祈念日だった。藤岡町内には高校間の姉妹校提携でホームステイを体験した人々が交流を続けていることもあり、また町民のなかに海外生活の経験

者も多くいた（『広報ふじおか』第509号）。

豊田市との合併の2005年3月から「愛・地球博」が長久手町・瀬戸市を会場にして始まった。藤岡町の博覧会への参加の目玉は、8月3日「藤岡の日」でのオカリナ1,000名コンサートだった。

愛・地球博には125ヵ国が公式参加し、会場外では3ヵ国と県内市町村が交流を深める「一市町村一国フレンドシップ事業」が行われた。藤岡町の交流の相手国はパプア・ニューギニア、500以上の部族からなる立憲君主制国家であった。これを受けて、200年10月には藤岡町代表がパプア・ニューギニアを訪問し、交流の足がかりを作った。また、中央公民館でパプア・ニューギニア店を開催し、民族文化財が展示された。しかし、この環境をテーマにした万国博覧会の開催とともに、藤岡町は99年の歴史に幕を閉じることになった。

**流域はひとつ——豊田市との合併** 1999年7月「市町村の合併の特例に関する法律」（いわゆる合併特例法）が改正され、合併への支援措置が拡充され、2005年を期限に合併が促進される措置がとられた。市町村の数は1899年の市制・町村制の施行で、71,314から15,859へと78%も減少し、さらに1956年の合併で3,975市町村となった。

当初は合併協議に加わっていた三好町が、この合併から離脱するという事態も生じたが、2005年4月1日、豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町が合併して、新しい豊田市が誕生した。面積は918.4七km<sup>2</sup>、愛知県の17.8%を占めるもっとも大きな都市となった。

『豊田加茂7市町村の合併の記録』（豊田市、2005年）には「流域はひとつ、運命共同体」として7市町村は矢作川の水に育まれて生活と産業を成り立たせている地域であり、都市と農山村の調和がとれた流域生活圏として新地域を作っていく必要があると述べていた。

3月1日、藤岡町の閉庁式が行われた。最後の町長となった田中鋭二は式辞のなかで、百年にわたる先人たちの藤岡への献身を回想しつつ、次のように藤岡町への思いを述べている。

豊田加茂七市町村が合併するにあたり、「藤岡町」の名が消えることには一抹の寂しさを感じますが、合併は終わりではなく始まりと考えています。長い年月をかけて育んできた藤岡地域の文化や風習は、これからも私たちの心に深く生き続けるものと思っております。新「豊田市」が未来永劫発展することを願いながらも、「夢と出逢いと活力の『ふるさと』ふじおか」を胸に刻み進んで参りたいと思っております。

「藤岡」という二十世紀初めに誕生した行政的名称は消えていった。広域行政圏として1970年代以降形成されてきた地域が新しい「豊田市」として生み出され、藤岡もそれを構成することになった。しかし、百年の歴史を着実に刻んできた「ふるさと藤岡」の実績や特徴は消え去ることはない。さまざまなコミュニティ活動が先人たちの築き上げてきた「ふるさと藤岡」の歴史と遺産を継承することになると思われる。

## 第4節 住民の語る藤岡

### 1, 100年を生きる——戦後史のなかの老人

「としよりの日」 戦争が終わって10が経過した1955年9月の『広報ふじおか』第36号は、村の80歳以上の老人50名にたいして、9月15日の「としよりの日」にお祝いの品を贈呈することを報じた。医学の進歩によって平均寿命が大幅に延びていることを喜ぶ記事であった。

9月15日を「としよりの日」とすることは、1954年に始まった。これより前、兵庫県内で年寄りの知恵を借りて村作りをしようという趣旨から「としよりの日」が普及しつつあり、その後全国に広がった。1964年には「老人の日」と改められ、2年後には「敬老の日」として国民の祝日となった。

1956年には、「としよりの日」の9月15日から1週間が「としよりの福祉週間」となった。藤岡村でも「としよりを大事にする度合によって、その国の文化の程度をはかることができる」（『藤岡広報』第46号）との村の方針で、80歳以上の老人への慰問が行われた。さらに1958年からは愛知県では85歳以上の老人に3,000の敬老金が支給されることになった。

老人クラブ 「長寿」ということへの関心がもたれ始めたのは、1958年の『藤岡広報』第62号に、「おめでたい長寿の話」、「健康で長生きするための十二章」という記事が載った頃ではないかと思われる。欧米では70歳以上の老人人口は総人口の5・6%であるが、日本では2・7%にすぎないが、所によっては8%に達する村もあり、それは食生活に関係していることを村民に伝えた。

村では老人福祉法にもとづいて、民生費のなかから老人クラブ助成金を出し、結成を促していた。1965年当時には、飯野と迫地区に老人クラブがあったにすぎないが、村では結成を後押ししていく意向を示していた（「議事録」）。そして翌年には4区にあった老人クラブの連合会が発足し、各地区にクラブの結成を呼びかけていくことになった（『藤岡広報』第138号）。

その後、1971年には14クラブに増え、会員数は74人で、1968年から1・6倍になっており、老人がクラブを通じて協力した事業を展開するようになった（1971年『村勢要覧』）。またこの年7月には藤岡村の老人憩の家が完成し、また地区単位では愛知県で初めてとなる木瀬地区の老人憩の家もオープンした。

高度成長による地域社会の変貌をまえに、敬老の精神の重要性は1970年代により唱えられるようになった。近代住宅は祖先とのつながりを薄くし、文化はテレビや雑誌を通じてもたらされるようになり、年長者からの伝達、家族の心のつながりはなくなりつつあると意識されるようになった（『広報ふじおか』第205号、1976年9月）。

高齢化社会の到来 『広報ふじおか』第241号（1979年9月）老人の日から一週間は老人福祉週間である。当時の日本人の平均寿命は男72歳、女78歳であり、世界有数の長寿国だった。60歳以上の人は総人口の12%を占めるようになった。高齢化社会、老人福祉の課題が直面に迫りつつあるという実感が1970年代の末には、町当局にも自覚されつつあった。

1979年の段階で、藤岡町の総人口6,436人に占める、60歳以上の人口は1,019で、15.83%の割合だった。こうした現状をふまえて、町当局は高齢者への福祉行政を重要な施策として推進することを議会のなかでもたびたび言明していた(1979年「議事録」)。具体的な予算措置として、老人クラブへの補助、生きがい対策の実施(墨絵・手芸・彫刻などの手ほどき)、老人憩いの家の運営、寝たきり老人対策などの施策があがっていた。

藤岡町で初めての「金婚祝賀会」が1981年10月29日、飯野公民館で行われた。この時48組の夫婦が金婚をむかえ、祝意を表された。

1970年代まで老人人口を考えると、60歳以上が目安だった。しかし1988年の『広報ふじおか』(第351号)では六五歳が年寄りの目安となっている。全人口に占める65歳以上の人口は9.3%、903人であった。またこの年には藤岡で初めて満100歳を越えた高齢者が現れた。1889(明治22)年に三箇に生まれた下川口在住の女性であった。

1975年から20年間に老人人口は4.26倍に増えている。1975年から5年ごとの人口増加率は、16.2%、69.6%、44%、50.3%という推移を示している。1980年代に入って急速に老人人口が伸びていったのである。

1990年9月「高齢化社会は急速に進んでいます」と町民に高齢化問題に理解を求めた。そして老人の社会参加と活動の場で彼らの知恵と経験を生かす必要を呼びかけた(『広報ふじおか』第375号)。そして老人クラブの育成、シルバー人材センターの設置などを町当局は政策として掲げていた(「平成五年議事録綴」)。さらに高齢者が楽しめるスポーツ活動や文化活動への支援に必要が共通認識となっていた(「平成十五年町議会会議録」)。

しかし、若年人口が増えた藤岡町では、2000年の国勢調査で「日本一の若い町」となるが、高齢化は全国的傾向とは違う様相を見せていた。1994年藤岡町は老人保健福祉計画を立てた(『広報ふじおか』第418号)。これは全国的に25年後には65歳以上の人口比が約25%になるという予測のもとに、高齢者や要介護老人に対する福祉サービスの目標を定めたものだった。

そして10年後の2005年9月には80歳以上の老人人口は401人、町人口のほぼ2%であり、また65歳以上の人口は1,942人、10.11%となった(『広報ふじおか』第543号)。

**それぞれの体験** 1980年代に入って、80歳以上の高齢者は増加しつつあった。1980年代に80歳となった老人たちは、ちょうど20世紀に入った時に生を受けた人たちであった。

1983年には80歳以上の老人は132名で、夫婦合わせて161歳を越えるのは4組あった。このひと組が藤岡地区の川上秀太郎夫妻で、「二人あわせて一七五歳」として紹介された(『広報ふじおか』第291号)。川上さんは92歳、妻のイツヨさんは83歳、まさに20世紀を生きぬいてきた夫妻だった。川上夫妻は島根県に生まれ、結婚後北海道に開拓におもむき、120町歩の土地を開墾した。1945年に新天地を求めて藤岡に移住した。実は川上さんは1977年の『広報ふじおか』掲載の「心をたずねる」シリーズに登場していた。「不屈の闘志で荒地に茶園」と題した紹介記事で、荒地での石との戦い、そして「働くくせをつけたらやめられない。働くことは長いきのコツですよ」と、働くことだけに命をかけた人生を語っていた(第218号)。

1988年に80歳を迎えた西中山の梅村□(日に舛)治さんは、60年にわたる富有柿の栽培をふりかえって次のように回想している。

思えば昭和三年六月に召集令状が届き徴兵に行くことになり、その記念として柿の苗を植え、この地を柿の名産地にしようと思いたったのです。当時この付近は、一面に山で今のような機械もないため、朝早くから夜遅くまで唐鍬で開墾しました。平戸橋の喫茶店で柿の種をもらい苗を育て、豊田の三軒町の農家から接ぎ木を譲ってもらい、品種改良した結果、皆んなに甘くておいしい柿だと大変喜ばれました。こうして評価が高くなり、最盛期には十五軒もの農家が柿を栽培するようになりましたが、住宅が建ったりして面積が減り、今では四軒ほどになってしまいました。

梅村さんの家には 200 本余りの柿の木があり、栽培 60 年の経験を生かして、中山の柿を名産にしたいと意欲を見せていた（『広報ふじおか』第 351 号）。

また、92 歳になる武田恒重さんは、山林の手入れに熱意を込め、「山は我が子のようだ」と述べている。

戦前に植林した杉、檜の手入れのため、三年前までは毎日山へ入ったもんだ。今は畑の草取りの合い間をみては山へ行くよ。木の生育を妨げる雑木、つるなどを取り除いてやらないと、いい木が育たないからね。五十年も手塩にかけてきた木は、我が子のようにかわいくて、こうして両手で抱きかかえ、その成長ぶりを確かめるのが楽しみなんだよ。

半世紀にわたる植林の作業、山とのつきあいが長寿の源泉となっていた。

2001 年に百歳を迎えた町民に、深見地区の永井秀夫さんがいる。『広報ふじおか』第 508 号に長寿横綱として紹介されている。まさに二 20 世紀を生き抜いてきた町民である。またこの年 12 月の時点で、藤岡村が生まれた 1906（明治 39）年に生まれた住民は男 2 人、女 5 名の 7 人いた。2000 年の国勢調査によれば、80 歳以上の町民は、男 111 名、女 231 名、合わせて 34 名で、総人口の約 1.9% であった。こうした人たちはまさしく 20 世紀の藤岡と歩みを共にしてきた。

藤岡町が豊田市と合併する前年の 2004 年、山本りつさんが 102 歳、中村勘一さんが 100 歳を迎えた（『広報ふじおか』第 543 号）山本さんは 1901（明治 34）年の生まれ、中村さんは 1903 年の生まれだった。中村さんは飾り職人として奉公に出ていた。また山本さんは毎日農業に精を出してきた。

『吉金はるの日記』 『広報ふじおか』第 213 号（1977 年 5 月）から第 223 号（1978 年 3 月）にかけて、その表紙は「心をたずねて」をテーマに、村民の模範になる身近な人・グループの生活や活動、文化を紹介する記事を書いた。この中の一人が深見に住み、60 年にわたって日記を書きつづけてきた吉金はるなのであった。吉金さんは 1906 年生まれで、ちょうど藤岡村が誕生した年に生まれた。

吉金さんは大正の頃から日記を書き続けたという。現在『吉金はるの日記』として残されているのは、1974 年からのもので、残念ながら家が新築されたときに燃やしてしまったという。吉金さんはその後たびたび『広報ふじおか』に登場している。「はるのさん一家とトビ」（第 288 号）では、愛鳥家のはるのが餌付けをすると、その後寝床まで入り込んで共に過ごすこともあったという。そして「絵日記をつけて 20 年」（第 363 号）では、1970 年頃から絵を入れた日記を書くようになり、絵日記や浄瑠璃・芝居が趣味で、それが健康の秘訣だと述べている。また「小原歌舞伎に魅せられて」（第 407 号）では、87 歳になっ

でも、毎年春秋の小原歌舞伎を見物に行くのが楽しみだと述べている。

『日記』の記事から 日記は日常生活の出来事を丹念に、しかも絵入りでつづっている。昭和 40 年代には会社勤めのかたわら、田植えや畑仕事、家事などに精を入れて生活している彼女の勤勉な生活の姿勢をうかがうことができる。秋には脱穀やキノコ採りなどの記事がある。1971 年 8 月 12 日の記事には、当時自宅の新築に協力するなかで、「よく働くはるの」という文字に添えてガラス障子を運ぶ彼女の姿を絵日記にしていた。また、日記には家族の動きがくわしく記され、家族への愛情あふれる気持ちを読みとることができる。

吉金は百姓仕事に毎年精力を尽くした。1975 年 7 月 19 日の日記には

今日休みで気がゆるんだのか、又つかれが出たのか、体中がだるくて何もやる気も出ない。半日テレビの前で横になって居た。三時から一時間半浪曲を聞いた。少しは体も楽になったので、稲の消毒をする。(中略) 今年こそと一生懸命にやっても天候又は色々肥料のかけんで、思う様にならない。百姓も中々むつかしい一生けいこだ。

と、懸命に農業に取りくんでいる様子をうかがえる記事がある。

日記には社会的事件への関心も記されている。1972 年 2 月連合赤軍による浅間山荘事件が日本国中に衝撃を与えたが、この事件について 2 月 28 日の日記には、

今日九時から軽井沢の人質救出に突入するとのニュース。(中略) タビタビのせつとくにも耳をかさない。とう／ 十時が大きなくれいん車でかべをこわし、決死隊がとびこみ、二階三階とせんりょうしたが、最後の三階で仲へ入れない。時間わ五時になる。テレビのどの番組もやめ、そのニュースだけだ。自分もテレビの前にじっとどうなる事かと、息をのんで見ていた。四十二才と四十七才の機動隊の人が玉があたって死んだ。思わずナムアマダブツをとなえた。(中略) 死んだ方が気の毒でならない。

という記事がある。

また藤岡村の甚大な被害を与えた四七・七水害について、日記は次のように記している。

七月十二日 大雨で九州又東北、今度は中部で大雨が降るとの事。十一時頃からはげしく降り出した。(中略) 十一時に大雨で早橋がはずれたそうだ。(中略) 雨はますます強く降り、川は見る／ 水かさをましてきた。とう／ 家の中迄入った。あわてて畳を上げたり布とんを二階へ上げたり、大さわぎだった。床上三寸位ついた。生きた心地はせなんだ。(中略) 少しも眠れず夜の明けるを待った。床に入ったは二時過ぎ、でも少しも眠れない。大雨の夜家の中へ水がつく。

七月十三日 夜が明けるとすぐあたりを見る。川向の山はくづれ、田の中に林が出来た。田はずた／ に切れ、川ぐちの田は段々とくづれて行く。(中略) 小原の方では何十人も死んだ。電灯はつかず、水が出ず、不自由な事。

七月十五日 今日はよい天気だ。又一日どろおとし、電気がこないなので、水が出ない本家で貰う。米もたくさん水がついてすてた。小原のニュースを見れば、こんな事位はまだ／ 軽い方だ。

この後の日記も後片付けや村の被害の様子が書かれている。

水害の復旧工事もようやく一九七五年には終わり、村は落ち着きを見せはじめていた。

4 月 29 日の日記には「静かな村となった」という記述が見られる。

戦後の藤岡村の最大の行事は 1979 年 5 月に昭和天皇を迎えて行われた全国植樹祭だった。この植樹際について日記には次のような記述がある。

四月二十七日 今日(27日)は五月の二十七日天皇さんが植樹際に見える、そのリハーサルがあるので、新家と行く。(中略) バスが100台くらいきて居た。本番の時は四百台位くるそう。ケイサツの楽だん、学生の楽だん、四百人の人でとてもきれいだ。

五月二十七日 いよいよ四年前から天皇が藤岡にこられるとはなしがあつたが、いよいよ其のひになつた。夕夜から降っていた雨も止んで涼しい日になつた。四月のリハーサルに見に行つて居たので、色々そうぞうして家に居る。花火の音も天高くなつた。

昭和天皇については 1989 年の死去の記事がある。

一月七日 朝テレビをかけたら、天皇キトクとの放送をされた。四時半だつた。六時に崩御の報せがあつた。一〇〇日間の病気の闘病で、三千シーシーの輸血も又医者の手当のかいもなく、とう／ 御かくれになつた。六十四年間日本は戦争、色々な事で心をいためられたであろう。今は世界一のケイザイ大国となつたに、まだ八十七才、まだ／ 生きて貰ひたかつた。これからも平和な日本が続く様にと祈る。

2月 24 四日に行われた大喪の日についても、吉金は世界から要人が参列した葬送の儀式をテレビにかじりつくように見ていた。

昭和 47 年から平成 13 年に至るまで書きつづられた日記は、1970 年代以降の山村の生活様式や事件を知ることができる。残念ながら焼却された分は復元はできないが、将来的には残された 20 数年分の日記は貴重な生活史料として価値を増していくと考えられる。

## 2. 二十一世紀へ向けた子ども達のゆめ

子ども達の描く藤岡の未来 藤岡の将来像は戦後の行政のなかでたびたび語られてきた。そしてそれらは実現に向けた努力がなされてきた。そのことはすでに戦後の歴史のなかでふれてきた。とくに 1960 年代に入ってから、藤岡町では 4 度にわたり、総合計画が策定され、その時々(20年)の政府や県の政策と関連させつつ、町の将来の発展の方向性と政策が模索されてきた。

1981 年の第一次計画、1986 年の第二次計画では、「緑と太陽に包まれた健康で住みよい、豊かな町づくり」を基本理念として掲げ、1991 年の第三次計画では、「人と自然を愛し 文化を創る 快適な町 藤岡」という理念に改められた。さらに 21 世紀に入ると、『広報ふじおか』には、「夢と出逢いと活力の『ふるさと』ふじおか」というスローガンも掲げられるようになった。

1970 年代半ばに入り、藤岡村の様子も大きく変わりつつあつた。ようやく四七・七災害の被害の復旧事業が終わった時期であつた。また 1975 年の「文化の殿堂」と評された藤岡中学校の新築を始めとして、保育園・小学校・中学校の施設、屋内運動場・プール・新校舎などの整備が急速に進みつつあつた。他方では交通問題が深刻化し、子どもをめぐる環境も悪化する側面が見られるようになった。家庭と地域社会が総ぐるみで子どもを取り

まく教育環境を整備しなければならないという動きも顕在化していく時期だった。

こうした地域社会の変化のなかで、子どもたちに藤岡の将来像を描かせる試みがあった。『広報ふじおか』第 209 号（1977 年 1 月）に載った「ぼくたち、わたしたちのゆめ こんなふじおかに」という未来想像図である。これは石畳小学校の五年生が描いたものである。新幹線や高速道路が村を走り、藤岡運河も造られる。野球場・体育館・プール・スキー場などのスポーツ施設が充実し、大学・図書館・病院・公園・農場もある。工場も誘致されている。

町制施行直前の 1978 年 1 月の『広報ふじおか』には、中山小学校 6 年生が描いた「ぼくたち、わたしのゆめ あすのふじおか」と題した藤岡の未来図が掲載された（第 221 号）。石畳小学校の児童の描いた未来図と比べて、より空想的な内容を持っている。無重力パイプウエー・四次元の入口・若返り機械・三分間なんでも工場・ロボット工場・レンタルタイムマシンセンターなどで超未来的な世界を空想している。他方で、総合役場・専門総合学校・総合スポーツセンターなど、「総合」という名称の公共施設が描かれているのは、地区分散的な藤岡の特徴、便利とはいええない現状を変えたいという意識の現れだろう。生活の利便性という点でいえば、モノレールや地下鉄が村を縦断しており、交通問題が児童にとっても切実なテーマだったこともわかる。さらに翌年二月にも、飯野小学校 6 年生が「未来の藤岡」を紙で造形した（『広報ふじおか』第二三四号）。高層ビルを含めて近代的な町が造形されていた。

1979 年は児童の福祉と健全な育成を目標にした国際児童年に当たっていた。これを記念して町では「一日子ども議会」が 8 月 24 日に開かれた。子どもたちの質問には、鉄道の導入、通学路の安全確保、遊泳場の確保、図書館の充実などがあった。

『作文集 二十一世紀のふじおか』と題した文集 6 冊が藤岡民俗資料館に残されている。198（昭和 5）年の夏休みの課題として小中学校の児童・生徒たちが書いたものを、綴った冊子である。いま残されているのは、中山小学校の 1 年 1 組・2 組、2 年 1 組、3 年 2 組、5 年 2 組の児童と、藤岡中学校の 1～3 年生の生徒の作文である。しかし中学校の生徒の作文は 6 本しかなく、優秀なものが選ばれたようだ。町では 1984 年 9 月、「二十一世紀の藤岡」をテーマとして小・中学生に作文を募集しているので、それが冊子にされたものようだ。

1984 年 9 月人口が 8,000 人をこえ、街の各地で開発のつち音が聞こえ、「緑と太陽の街」藤岡が着実に発展を続けているなか、21 世紀の藤岡の担い手である小中学生の声を聞いたのである（『広報ふじおか』第 307 号、1985 年 1 月）。最優秀賞に選ばれたのは中山小学校 5 年生の生徒だった。緑に恵まれて「思わず深呼吸したくなるような環境」にある藤岡がそれを生かしながら文化都市として発展していく夢を、彼は語った。

交通の便がよくなり、スマートなバスと、名古屋に向かって、地下鉄がグリーンロードの下をはしっている。モノレールもいいなあー。（中略）「ここが藤岡のメインストリートだよ」と、だれにもむねをはって言えるような街づくり。ドーム形をした児童館やレンガ作りの図書館、噴水広場のある町民の集会所、役場、郵便局、病院の建物が近代的な設備を整えて、感じよく建っている。周囲には、緑の木々が輝いていて、深呼吸したくなる気持ちは、今と変わらない風景であってほしい。（中略）では、夢を

現実化するにはどうすればいいか考えてみよう。まず、工場をゆうちし、町の収入をふやすことだと思う。(中略) 藤岡は、桃や柿の産地だ。だから、もっとたくさん作れるように研究して、とれた果物をかんづめにして、外国へ輸出するようにしたらいいのではないかと思う。(中略) 名古屋港に近いから、おとなりの豊田市は自動車を、我が藤岡町はフルーツを外国へいっしょに運んだらいいと思う。

名古屋へ通ずる地下鉄、メインストリートに配置された近代的な施設、工場の誘致や果物の移出に支えられた豊かな町、こうした未来の藤岡の姿を描いていた。

小学生が望んだもの 『作文集』のなかに多くの小学生の作文が載っている。当時の小学校1年生の児童が2世紀を迎えるのは23歳の時である。1年生の児童にとって、藤岡は緑が多くきれいな町だという印象が強い。しかし自動車に乗れない人にとって不便な町なので、電車が通るようになって、名古屋や豊田に楽に行けるようになったらいいと期待している。とくに総合病院とスーパーマーケットがほしいと感じている児童が多い。遊び場としての公園やプールを望む児童もいる。環境の変化にも敏感で、住宅が立つようになって緑がなくなることを心配している。2人の児童は地上には人が、地下には車が走る町であってほしいと書いている。通学の安全が脅かされていると実感しているのだろう。

2年生も電車が通ってほしいと望んでいる児童が多い。自然を大切に、デパート・スーパー・図書館・プール・遊園地がある町。大きな町になることを期待している。病気になったときに近くに病院がなく、バスの本数も少なく、不便さを実感している。「もうすぐぼくの虫をとるひみつのばしょがこわされてしまう」と、住宅があたりらしくできることを心配する。お父さんがどこにいるか教えてくれる機械があるいいという女の子もいる。これは空想的なものとして空飛ぶで、車道と歩道を分けてほしいという願いである。

3年生もそれほどかわらない。交通の利便さ、けんかや事故のない静かな街。中山ディズニーランド・デパート・総合病院のある街。「ひょっとしたら豊田市とがっぺいするかな」と書いている児童もいる。他方で藤岡市になっていると考えている子もいる。道の悪さ、舗装してほしい。中学校は遠いので自転車だけの道を作ってほしい。しかし人や家が増えて緑がなくなることへの心配もある。

5年生の児童の作文にも、自然豊かな藤岡に住んでよかったという感想が多い。コンピューター社会の出現で便利な社会になっているという予想をしている児童もいる。しかしその児童も森林はなくさないようにしてほしいと願っている。そしてリニアモーターカーや電車が通ってほしいと願う。

やはり自然がなくなっていくという危惧を感じている。「今よりも、もっと木が切られて、山がくずされて、団地がたくさんあちらこちらに出来ると思います」と書いている。しかし木が切られ、カブト虫がいなくなることをさみしく思っている。他方で生活の便利さへのあこがれがある。家から買い物ができること、テレビ電話など。人口の増加と自然の減少との矛盾に困惑する姿もある。交通事故やごみのない社会を望んでいる。目の前で住宅開発が進み、また車社会へと変貌するなかで、自然が壊され、交通事故で実際に友達などが被害に遭っているという現状をきわめて批判的な目で見ている。公園がないことも安全な生活ができないことになっていると、冷静に見ている。団地や工場が増えて藤岡市になれば、消防署ができて、火事や事故が起きても安心できると指摘している。

中学生たちの作文　中学生は藤岡の急速な発展を実感したうえで、将来像を語っている。「青年のように活気のある町」に見えながら、しかし人口の増加についていかない現実への批判意識もある（3年女子）。西中山から7<sup>km</sup>の道のりを毎日通ったが、歩道と車道の区別がないところもあって、何度も危険を感じ、また友人も事故で失った経験をもつ生徒である。人口に見合うだけの文化施設もない。図書館、映画館、ボーリング場、スケート場。自然を利用して機能的な町にする工夫が必要だと主張する。空想的な未来像もあった（3年男子）。住宅の開発と道路の発達、電気自動車やリニアモーターカーの出現、テレビ電話やロボットの普及、天候のコントロール、火星の開発など。

豊かな自然は「人々の心をなごやかにし、すがすがしい気持ちにするのです。だから藤岡町の人々はなごやかな人が多いのだと思います」（1年女子）と、自然から人間は学び、人間性を変えていくのだと、自然と人間との関係を考察している。しかし、やはり自然が壊されつつ、将来は家や工場が増えて、工業化の進んだ町に発展する。そのことは友達の輪が広がることでもあるので、歓迎されている。

人口が7,000人を超えた今、「計画的に将来の設計が大切」だと主張している生徒もいる（1年男子）。そしてこのように続ける。

まず農業である。米づくりは現状維持でいくことが望ましいと思う。畑が少ないので独得の産物を作ることが難しい。しかし、森林は多い。この森林を開発して、お茶畑にしたらどうだろう。お茶は依然、藤岡で作られていて、かなりいい茶がとれたそうである。だから、お茶は土地にあっていてと思う。小高い山々が開発されて、茶畑と変わったら、さぞ、景観が変わってくることであろうし、緑と太陽にバッチリである。次に考えられることは、工業の振興である。公害のない工場誘致をすすめて、町の収益をあげ、活気ある町づくりをしたいものと思う。それには、工業用水が必要となる。ところが藤岡町には水があまりない。そこで水のひけるところに、工業団地を作ったらどうかと思う。次に住宅造成について考えてみよう。西中山では、山林がどんどん開発されて、新築の家がすごくふえてきた。ついこのあいだの雨の日のことである。大有の工場から雨水が流れ出てきて道路にあふれ、人家に流入して、Tさんの家のぼたがくずれたという事実があった。雨水の流れをたどり研究してみると、森林が開発されて住宅が建ち、排水設備ができていなかったためとわかった。だから、住宅造成とともに排水設備も十分にやってほしいと思う。次に生活かんきょうの整備である。その一つめに、学校の周囲には何も作ってはいけないと思う。（中略）その二つめは、川を美しくしたいと思う。川にあきかんや、ときには不要物などをすててある光景にぶつかることがある。だから年に二回ぐらい「川を美しくする週間」をもうけて、住民にアピールしたいものである。その三つめは道路を美しくしたいと思う。（中略）次は藤岡町のシンボル。藤岡には、名物やシンボルなど、人に見せつけるものが何一つない。瀬戸には瀬戸もの、小原には小原和紙のように、藤岡の近くの町では、それぞれの名物があるが、なぜか藤岡には一つもない。だから一つでもいいから何か名物をつくってほしい。そして観光客が来るぐらいにしてほしい。（中略）藤岡でしかできない名物をこれから何十年もかけて作りあげていくのも、ぼくたちである。このように、ぼくたちにはあたえられた宿題がたくさんあるが、みんなで力をあわせて、これ

だけの宿題を少しずつかたづけていきたい。

おそらく当時の町当局や議会、そして多くの町民が考えていた問題、将来のあるべき姿についての見通しと、この生徒が考えていたことは変わらない。

一九八九年のアンケート調査 藤岡町は1991年3月、20世紀へ向けた将来構想を第3次総合計画としてまとめた。この計画を立てていくなかで、一般町民と中学生・高校生を対象としたアンケート調査を1989年7月に実施している（『第三次藤岡町総合計画』）。藤岡中学校の生徒197人、加茂丘高校の生徒188人、合わせて385人から回答が寄せられた。

藤岡の印象のよい点では、「自然環境に恵まれている」82%、「名古屋市などに近く便利」32%、「近所つきあいがよく生活しやすい」27%、「人口が増え活気が出てきた」12%などであり、悪い点では、「バス路線や道路整備が遅れ不便」59%、「自然環境が破壊されつつある」38%、「商業施設が少なく不便」36%、「田舎というイメージが強い」20%、「大都市に依存し独自性に欠ける」14%などとなっている。

生活環境への満足度では、安全性・利便性・快適性・保健性の4つの指標のもと、いくつかの項目で5段階評価（満足から不満まで）を求めた。安全性の各項目については普通という評価であるが、利便性ではバス・買い物・医療施設の面で不満度が強く、また保健性のハエ・蚊などの面で不満度が強い。他方、快適性の緑の豊かさで高い評価となっている。

こうした現状に対して、中高生たちは住みたくなる町にするために工夫として、「ショッピングセンターや近代的な商店街をつくる」が五四%と過半数をこえている。30%台では「文化施設をつくり、文化の香り高い町にする」、「バス路線などを強化し、交通の便利な町にする」、「自然を守り、緑豊かなうるおいのある町にする」、「若者向けの店舗や娯楽・レジャー施設をつくる」という項目があがっている。

2002年3月2日、第4次総合計画の策定直後に開かれた藤岡の未来を考える「まちづくりフォーラム」において、藤岡中学校2年生の一生徒は「商店、体育館、プール、映画館、コンピュータールーム、レストラン、天体観測のできる九階建ての複合型文化施設の建設や交通面の充実、安心して通学できるようガードレールの整備を。これを機会に開発か自然か、将来の藤岡のまちづくりを考えたい」と発言した（『広報ふじおか』第514号）。

二〇〇五年の子どもたち この作文募集から20年が経過した。『藤岡 二〇世紀のあゆみ』の編さんにあたって、「未来の藤岡」という一章を設けた。二〇〇五年の夏休みの課題として、教育委員会を通じて小中学校の児童生徒に「藤岡の未来」をテーマとした作文を書いてもらった。1970年代から『広報ふじおか』紙上では、何度かこのテーマで記事が載せてあった。その時々子どもたちが藤岡の未来図をどのように描いてきたのか、『広報ふじおか』の編集者の意識に上っていた。藤岡町がなくなり、新しく豊田市と合併した。これを体験した子ども達が未来の藤岡をどのように想像しているのか、何を期待しているのか、このことを記録として残しておくことは町誌にとって重要な内容になると、編さん委員会は考えた。

この編さん委員会の求めに応じて、飯野・中山・石畳の3つの小学校、藤岡中学校の児童・生徒たちが「ふじおかの未来」をテーマに作文を書いてくれた。

ある女子児童は「今の藤岡を思うと、不便なことがいっぱいある。たとえば田舎なので

お店が少ない。学校へ行く時にバイクやトラックの音がうるさい。学校が遠い、坂道が多い。考えればきりがないほどでてくる」と、率直な意見を書いている。通学時間が長いことへの不満がある。

飯野小学校5年の女子児童は次のように書いている。

飯野小学校のように緑がいっぱい、花いっぱい。春には、さくらやパンジーに、ちょうちょうが飛び回る。夏には、あさがお、サルビアがさいていて、木にはセミがとまっている。秋には、ドングリを口いっぱいにくんだリスが走り回り、夜には虫達がえんそうを始める。冬には、雪がふって雪がっせんや雪だるまを作る。そんな季節を感じられる町を残したまま、一家に一台、ロボットがいて、そのロボットは家事の手伝いもしてくれて、遊びの相手にもなる。そんな藤岡になってほしい。

今の藤岡の自然豊かな自然が守られる一方で、ロボットが家にまで普及する技術社会が実現されることを期待している。

飯野小学校5年生、中山小学校6年生の描いた未来の藤岡の姿は、この作文とそれほど違わない。作文に見られる特徴は、自然や緑を守ること、ゴミを捨てないことを強く望んでいる。ロボットが生活に欠かせないものとなり、空飛ぶ自動車や動く歩道がある町、交通が便利な町であってほしいと、小学生らしい想像力をふくらませている。しかし、多くの小学生は藤岡は自然が豊かな町であることを誇りに感じている。緑を残し、ふれあいのある優しい町であり続けたいと望む生徒も少なくない。

オカリナの町として藤岡に誇り感じている生徒も多い。「いい町だなあ」と将来も言えるような町であることを希望する姿がある。

豊田市との合併について、つぎのような文章も寄せてくれている。

私は、藤岡町が豊田市と合併したことに、直接えいきょうがあまりないので、合併をして良かったのか、悪かったのかよく分かりませんでした。しかし、総合の学習で豊田市になって良かったことを調べてみました。合併の理由は平成の大合併の流れからと、地域の人たちの豊田市をよくしようという合併すると良いことは、移動図書館の設置と管理、火葬場の設置と管理、し尿ごみ処理、農業共済・交通災害共済などの事務を共同処理できるそうです。私はこの事を知って良いことがたくさんあるんだなあと思いました。また、国、県からの権限や事務委任を受けることができたり、広域計画の作成も行えるそうです。合併の終点は町おこしだそうです。私も新しい豊田市のためにできることがあればやりたいです。私は藤岡は明るく、にぎやかでみんなが仲良く暮らせる、良い地域になってほしいです。

この女子生徒は合併による明るい未来を想像している。

藤岡中学校の2年生と3年生の作文についてふれておこう。緑が多い自然豊かな町である反面、コンビニやデパートがなく生活に不便な町だという感想は小学生とかわらない。交通安全の町であってほしい、将来には電車やバスで交通が便利になってもいい、図書館がほしい、また新しい中学校がほしいという希望も述べている。

しかし、不便さはあるけれども、藤岡への愛着を語る生徒も何人かいる。3年生の女生徒は次のように書いている。

私の見てきたふじおかは、「ふじおか」という町でなく、「豊田市の上のところ」とか、

「小原の下のほう」といった付近の有名すぎる市町村に挟まれて肩身のせまい思いをしている町でした。とくに珍しいものもなく、市ウリにできるほどの田舎さもない、とても中と半ばな町だと思っていました。「緑の豊かな町ですね」と言われるのも、「山奥なんですね」と言われている気がして嫌でした。けれども、今ならそれがあの町の良さだったのではないかと思います。少しのにぎわいと、少しの緑がちょうどいいくらいに組み合わせさっていて、ぬるま湯みたいなほっこりとしたあたたかさがある。決して外からはめだたなかったけれど、確かにあの町にはたくさんの人が住んでいました。この先も、ちょうどいいぐあいのお湯加減のふじおかであってほしいと思います。

また、3年の女生徒は、

今年の四月、藤岡町は豊田市と合併し、豊田市の内の一つの地域となりました。私は今、豊田市になったという実感がありません。でも、いつかこの地域が豊田市だという事を普通に思っているようになるでしょう。藤岡は緑豊かで美しく、歴史ある地域です。御作地区には、藤岡の花のふじの花がたくさん咲く所があります。飯野地区には、昔飯野八兵衛という人物がいました。この人は、飯野地区を救った英雄です。飯野八兵衛の活躍は、今でも藤岡で語り継がれています。御内平地区には、昔この地域を治めていた王の墓、御内平古墳という遺跡があります。そして、藤岡のさまざまな地区では伝統的な祭りがあります。私は、この藤岡が大好きです。いつまでも、緑豊かで美しい地域であって欲しいと思います。

と書き、藤岡の自然と歴史が守られていくよう期待を込めて書いている。

別の3年生の女生徒も次のように書いている。

ふじおかには、今たくさんの自然があります。そのおかげでたくさんの動物がいます。それがふじおかのじまんでもあります。しかし、豊田市との合併により、「ふじおか」という名前はなくなってしまいました。でも、「ふじおか」という名前はなくなったけど、この自然の豊かさや動物の多さは、何もかわっていません。もしかしたら、これから大きなビルが建てられ足り、大きな工場が建設されてしまうかもしれません。もしそうなったら、ふじおかのじまんの自然の豊かさなどはなくなってしまうのでしょうか。この町のじまんは、いつのまにか消えてしまうのでしょうか。だから、私はこのふじおかには、これからも自然が豊かな町でいてほしいです。このふじおかには自然が必要だと思います。そのために自然を大切にし、今の自然をいつまでも保っていつまでも今のじまんと言えるような町になってほしいです。

豊田市への合併後も藤岡の良さが失われることがないことを願っている。また、オカリナの演奏会やベント市との国際交流を通じて「ふれあい」を深めてきた町が、これからも「昔と変わらない」藤岡であってほしいと考える生徒もいる。

豊田市との合併が全面的に賛成ではなく、むしろこれまでの藤岡の良いところ、緑の豊かさや自然が失われてしまうことへの懸念が生徒たちの心にある。別の男子生徒も少し不便な町だけど、この不便さこそが自然を保っていると書いている。地球温暖化が社会問題となるなかで、藤岡の自然をいっそう豊かにするために、木を切ってはいけない、木を植えることを考えている生徒も多い。環境問題とみずからが住む藤岡の自然の豊かさをつなぐりのある問題として将来を考えている。

## 第3章 「郷土史」史料を使った近代史料学の実践的授業

### 第1節 『林金兵衛文書』の整理と読解

#### 1. 『林金兵衛家文書』について

『林金兵衛家文書』は2005年6月29日に名古屋大学文学部日本史学教室の羽賀祥二が科学研究費補助金によって古書店から購入したものである。どのような経路で古書店の手に入ったのか不明だが、林家伝来の文書の一部である。

『林金兵衛家文書』という文書名は、購入後に名づけたものである。この文書は購入時には二つの衣装箱に乱雑に入っており、その総数は現在確認できていないが、数百点に及んでいる。春日井郡上条村出身で、春日井郡の有力な名望家であった林金兵衛は、代々春日井郡の惣庄屋の家系に生まれ、幕末尾張藩の農兵隊の指導者として頭角を現し、維新後には戸長や県会議員などを勤めた人物である。また、1876年に春日井郡で起きた地租改正反対運動の中心となったことでも有名である。

#### 2. 林金兵衛について

私はかつて林金兵衛の歴史意識について検討したことがあり、その文章を採録しておきたい（『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識—』名古屋大学出版会、1998年）。

小牧山払い下げ問題<sup>49</sup>の時に斡旋役として登場した林金兵衛（文政八年一月一日—明治十四年三月一日、一八二五—一八八一）も、明治五年の江崎と並んで権区長となり、さらに七年一二月には第三大区区長となり、明治十年代初頭には県会議員、郡長を歴任した人物であり、春日井郡の地租改正反対運動の指導者としてとりわけ有名であった。一九世紀後期の地方名望家の歴史意識を考えるには、最適の人物と言っていだろう。

春日井郡上条村には一つの城跡があり、『寛文村々覚』から『尾張志』に至るまで、小坂（もしくは大坂）孫九郎<sup>50</sup>の居城であり、現在は民家となっていると簡単に記述があるにすぎない城跡だった<sup>51</sup>。ここに居住していたのが林金兵衛家であり、『贈従五位林

<sup>49</sup> 明治五年二月九日になり、小牧山入札払い下げ問題が起き、いったんは江崎祐八が買収した。しかしその翌年には公有地となり、さらに明治二十二年には徳川家の所有地となった。この江崎家による買収の斡旋に当たったのが、春日井郡の有力者であった林金兵衛だった。林は後日徳川家に献じて、史蹟保存を請わんとし、江崎祐八、江崎伊左衛門、江崎孫左衛門、長谷川左伝治に相談し、また自らも千両を支出し、長谷川名義で二四〇〇両で買収することになった（津田応助『贈従五位林金兵衛翁』同翁顕彰会、大正十四年、二〇〇、三四〇—三四一頁）。明治22年徳川家に払い下げられて以後、徳川家は近世来の厳しい入山制限を受け継ぎ、旧跡の保存に努めた。そして昭和二（一九二七）年には国の指定史蹟となり、管理は小牧町へ移り、町民に公開されるようになった。五年に至り徳川義親は小牧山を公園として町に寄附することになった。

<sup>50</sup> 現在の小坂孫九郎の人物研究では林家との系譜関係は否定されている。この点は「上条城主小坂孫九郎孫九郎——上条の戦国武将——」（『春日井の人物』1995年）を参照。

<sup>51</sup> 戦前の城跡の様子について『東春日井郡誌』は東西一八五間、南北一〇〇間で、土塁・

金兵衛翁』によれば安寧天皇の第三皇子磯城津彦命に源を發し、中興の祖今井兼平より二十八世にわたって家名を存続してきた名家であった<sup>52</sup>。そして今井の子孫である男阪光善が建保六年佐渡国より春日井郡上條郷に移住し、いったんは他郷に移ったものの、男阪重之の代に再び上條郷に住し、林を称したという系譜を誇っていた<sup>53</sup>。

林金兵衛は幕末期には農兵隊を組織し、元治元年暮れには徳川慶勝が総督を勤めた張州征伐に参戦することを請願し、長子国太郎、弟義栄、親類には遺言状を書いて、その覚悟のほどを示した。それには「今井四郎末流男阪孫九郎末兼平より二十八代土民に相成御百姓相続より二十一代」と自署したのであった<sup>54</sup>。

地租改正反対運動が明治十二年徳川家の援助金の下付という形を取って収束した直後、林は運動に参加した四十二カ村の村々と儉約規則を作る一方で、自らの家と一門の結束を図る目的で明治十二年九月一日に三つの規則を制定した。神仏・祖先への尊敬と一門の協力<sup>55</sup>、財産の保持と教育の重要性などを説いた「家憲十則」、この文章のそれぞれの箇条を敷衍した「家憲衍義」、そして林家一族の結束のために組織した林家追遠会の「規則」である。「家憲十則」と「家憲衍義」の署名はそれぞれ「二十八世孫 林金兵衛重勝」、「中原朝臣兼平二十八世 林金兵衛」となっており、金兵衛は兼平から二十八代として自らを位置づけていたのである。

こうした歴史意識を背景に、林家では明治十六（一八八三）年一月二十一日今井兼平の七百回忌法会を近江粟津原で執り行った。このときに金兵衛はすでに死去していたが、その孫で後の衆議院議員となる林小参は政府高官・華族・漢学者など多くの人から詩文・和歌の寄贈を受け、たいへん大がかりにこの祭典を企画し、実行に移したのであった。そうした意味で最も重要な先祖の遺品が今井兼平の遺剣であり、それは家祖の遺業を子孫が「感観興起」するための遺物として意味づけられた<sup>56</sup>。さらに明治三十四年に

---

堀・本丸跡・天守閣跡が残っており、城址には二つの祠があった。一つは神殿と称し、大国主命はじめ八神を祀り、一つは靈殿と称し、磯城津彦命及び今井兼平を合祀したものであった（『東春日井郡誌』一〇七八―一〇七九頁）

<sup>52</sup> 津田応助編『贈従五位林金兵衛翁』一一二、六六―七一頁。

<sup>53</sup> 林家の菩提寺である泰岳寺（旧上条村）の墓地の一角には、現在林家の先祖のいくつかの墓碑が建っている。そこには林金兵衛・小参、林家歴代の墓のほか、今井兼平・男阪孫九郎・林彦右衛門の戒名を刻む三基の墓碑がある。兼平の墓石には「尚武院殿岸照道光居士 好文院殿三省道貫大姉」とあり、右側面に「元暦元年正月廿一日 中原朝臣今井四郎兼平」と刻む。男坂の墓石には「淳徳院殿大光普善大居士 朴樹院殿大雲普盖大姉」とあり、右側面に「嘉禎二年申十二月三日 上條城主従六位男阪孫九郎」と刻む。さらに林彦右衛門の墓石には「賢良院殿蘇道瞭先大居士 聖徳院殿真質智先大姉」とあり、同じく右側面に「永享元年西十一月十一日 上條郷士林彦右衛門」と刻んである。

<sup>54</sup> 『贈従五位林金兵衛翁』、一三四頁。

<sup>55</sup> 林家一門の団結を図るために「林家追遠会規則」も作成された。そこでも「今井兼平二十八世宗家 林金兵衛」という署名をしていた。

<sup>56</sup> 陸軍少将今井兼利「兼平遺劔記」（明治二十三年四月）『贈従五位林金兵衛翁』一九―二一頁。

は枢密院副議長東久世通禧の撰文による「上條城趾存旧碑」の建立を見た。東久世の文章には兼平以来の家の歴史が詳述され、まさに華族の手によってそれは権威づけられたのである。

金兵衛は幕末維新期の尊王活動を評価され、一九二四年（大正十三年）二月十一日従五位の贈位を受けた。それを記念して新たに「故春日井郡長林金兵衛之墓」、「林家歴代之聖霊」と碑面に刻んだ二基の墓が建立された。後者の右側面には安寧天皇からの林家の系譜を簡単に記されている。そして翌年には小牧町の郷土史家で、『東春日井郡誌』の著者でもあった津田応助の手で『贈従五位林金兵衛翁』という伝記が発刊され、これに歴代の事蹟と行状が詳しく記述され、林家がいかにか徳によって地域を支えてきたのかが明らかにされた。この書によって林家による家と地域の歴史の創造は完結を迎えたのであった。

「家憲十則」の第三条には「家祖の旧基は務て保存を図り、猥りに破壊すべからず」とあった。そして「家憲衍義」の第三条は祖先の旧跡を保存するように強調して、次のように述べた。

祖家の住所の跡はいふも更なり、遊び給ひし跡、草木を手植し給ひし跡もみたりに破壊すべからず、随て家宝什器は勿論些細なる手の蹟もつとめて保存すべし、これを大切に保護せざれば、子孫たるものゝ甲斐なきものなり

これは祖先を敬うことの具体的な実践であり、家産と家門の名誉を守るためには欠かせない義務であった。祖先の遺蹟・遺品はそれを前にして「己が心を清め、静に考へ、祖先の行ひ給ひしこと／＼にくわべあはせて決断」する対象でもあった（第六条）。ここに地方名望家の歴史意識の現れを見ることができるのである。

### 3、『林金兵衛家文書』の内容について

『林金兵衛家文書』は18世紀末の地主経営関係の史料も少し存在している。これはおそらく林金兵衛の父親の代の史料だと考えられるが、その数はわずかである。林金兵衛に関する史料としては、農兵隊に関する史料は含まれておらず、また地租改正関係史料もそれほど多くはないのは残念である。ただし林が県議員を務めていた時の日記が含まれており、きわめて貴重な史料である。林金兵衛の子供で、衆議院議員を務めた林小参（文久3〈1863〉～大正10〈1911〉年）に関する史料が多くを占めている。

これまで『林金兵衛家文書』を使用・翻刻した文献としては、

- (1) 津田応助『贈従五位林金兵衛翁』贈従五位林金兵衛翁顕彰会、1925年
- (2) 「林家日記」『春日井市史』資料編、春日井市、1963年
- (3) 「林金兵衛宛福沢諭吉書簡」(5通)『福沢諭吉書簡集』第2巻、岩波書店、2001年がある。

「林家日記」は林金兵衛が地租改正運動の請願のために上京した時の日記である。福沢書簡も地租改正運動に関するものである

津田応助（1890～1967）は東春日井郡小牧町出身の、戦前から戦後にかけて東春日井郡の歴史を先駆的に研究した郷土史家である。津田が初めて林金兵衛の伝記を完成させた。この伝記以外にも、『東春日井郡誌』（東春日井郡役所、1923年）、『小牧町史』（小牧町史

編纂会・小牧町教育会、1926年)などの郷土史を編纂している。津田は大正期に歴史研究を始め、考古学や人類学の成果を取り入れながら、新しいタイプの郷土史を構築しようとした人物である。津田は出身地の小牧では後進の郷土史家を育て、きわめて尊敬されている歴史家であり、彼の業績を紹介した『津田応助と象山文庫』(小牧市教育委員会、1982年)が編まれている。津田の収集した資料などはきわめて多く、1961年には象山書庫が設立され、また顕彰碑も建立された。さらに、1964年には愛知県から文化功労者として表彰されている。

なお、津田の資料は現在、小牧市立図書館に所蔵されている。現在この資料の調査をおこなっており、いずれ津田応助文書の概要を明らかにし、愛知県を代表する郷土史家の仕事について明らかにしたいと考えている。

#### 4、『林金兵衛家文書』の整理と目録作成

この文書を2005年購入して以降、私の担当している近代史料学の授業で2年間にわたって、史料講読と目録作成を実施した。

目録作成に際しては、以下の記入項目を調査してもらった。

##### (1) 整理番号

- ・整理作業を進めるために、便宜上、史料毎に番号を付ける。  
ただし、史料群を「書類の部」と「書簡(葉書を含む)の部」に区別する。
- ・整理作業が終了した後、編年順に目録番号を付ける。

##### (2) 表題(史料名)

- ・表題がある場合は、そのまま記入する。  
地価反別取調帳、地租ニ付嘆願書、明治十六年日誌
- ・表題がない場合は、( )を付けて、( )内に史料名を付ける。  
(地価算定ニ付協議書)、(金銭書き上げ)、(村会開催に付覚書)
- ・書簡(葉書)の場合は、次のような表題とする。  
林金兵衛書簡(郡長就任に付)、林金兵衛葉書(時候の挨拶に付)
- ・史料が正文(原本)でない場合には、「写」、「案」などの用語を補う。  
地租ニ付嘆願書案、林金兵衛書簡写
- ・包紙や封筒などが単体として残っている場合には、次のように表記する。  
(包紙、「嘆願書」) 「 」内は上書きの内容  
(封筒、「東春日井郡長林金兵衛様」)
- ・史料が封筒や袋に入っている場合には、次のように記入する。  
林金兵衛書簡(郡長就任に付、封筒共)、地租ニ付嘆願書案(袋入り)

##### (3) 内容

- ・史料に書かれてある内容を簡潔に記入する。

##### (4) 作成年月日

- ・漢数字や干支などをそのまま記入する。  
明治十二年八月二日、戊辰年一月
- ・作成期間に幅がある場合には、その期間を表記する。

明治十二年二月～明治十四年八月

- ・記載がない場合も、文面や干支などから推定できるときには、( ) を付けて、( ) 内に記す。

(明治十二年) 八月二日

(5) 作成 (差出)

- ・住所、肩書きなども史料の記載通りに記入する。
- ・署名に花押、印鑑がある場合には、次のように記入する。

林金兵衛 (花押)、林金兵衛 (印)

\*印文が判読できる場合には (印) の後に ( ) を付けて ( ) 内に記入する。

(6) 受取 (宛先)

- ・敬称は省略せずにそのまま記入する。 様、殿、御中など

(7) 形態

- ・「縦冊」、「横冊」、「綴」、「一紙」のうち、該当するものを○で囲む。

「縦冊」 料紙を縦 ( 縦 ) 二つ折りにして綴った簿冊

「横冊」 料紙を横二つ折りにして綴った簿冊

「綴」 さまざまな史料を紙縫などで綴った史料

「一紙」 一枚ものの史料

- ・書簡、葉書、ノート、絵図などについては、( ) 内に記す。

(8) 数量 (丁数)

- ・史料の丁数、枚数を数えて記入する。

(9) 現状

- ・史料の現状について、「虫食」、「破損」、「汚損」「欠 (前欠 後欠)」について記す。

(10) 備考

- ・何点かの史料が一括りとなっている史料群については、史料群がまとまったものであることを記録として残すために、次のように記す。

封筒にて一括 ( 1 ~ 9 )

\*封筒に上書きがある場合には、記載されている内容を記す。

(封筒上書) 「地租ニ付書類」

## 第2節 『林金兵衛家文書目録』 I（暫定版）

- 1, 本目録は『林金兵衛文書』のうち、これまでに整理作業が終了した 400 点の史料目録である。しかし、文書全体では数百点に及ぶもので、書簡などを含め、多くの史料が残されており、さらに調査を続けて、目録を完成させたい。
- 2, 整理番号は暫定的なものであり、年代順や項目によって整理したものではない。
- 3, 目録作成に際しては、各史料について目録レベルでもその内容を知ってもらうために、「内容」欄を設けた。

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
1	1	選挙書 履歴書の義二付副申	明治十三年八月二十五日	
1	2	郡書記昇等請求書	明治十三年八月二十五日	東春日井郡長林金兵衛
2		改租之儀二付歎願 第三区春日井郡郡議員	明治十一年三月四日	第三区春日井郡議員三十三名
3		明治七年戌十二月 第三大区 従一小区至十八小区 邑々舊高戸数簿	明治七年	林金兵衛
4		村定メ連判帳	丁天保八年酉八月	上条村庄屋、組頭、弥六ほか連判
5		三号 田畑宅地地価特別軽減之義歎願書	明治廿三年二月一七日~廿三年二月廿二日	東春日井郡田楽村四番戸 平民梶田喜左衛門/同 和爾良村百七十二番戸 林小参/同 小牧町 江崎均
6		地稅未納金徵收延期之義二付上申愛知県尾張国東春日井郡西春日井郡	明治十三年十月	西春日井郡長櫛田利真、東春日井郡長林金兵衛
7		西春日井郡各村反別地価地租一覽表	明治十三年十一月	西春日井郡役所
8		地價金減輕嘆願書案	明治	愛知県尾張国東春日井郡
9		謹テ哀訴奉歎願候	明治十一年二月	愛知県下第三区尾張国東春日井郡和爾良村
10		明治十九年以来愛知縣東春日井郡和爾良村初田畑宅地公賣払下取調表	明治十九年	
11		明治十、十一年地租未納之分(印)(林金)	明治	
12		明治十二年分地稅未納金延期徵收之義二付上申	明治十三年八月三日	東春日井郡長林金兵衛 西春日井郡長櫛田利真
13		地稅決算ノ儀		
14		明治四年 元御給知諸引御案内帳	明治四年未正月	
15		秋葉山燈明屋勸化帳	安政四年正十一月	
16		舊春日井郡民費徵收未納額仕訳書	明治十年~	
17		虎溪紀行	明治三十四年五月二十五日以降	好々堂主人

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
愛知縣令国貞廣平殿	書記の選挙で採用したい四名の上申書と記載四名の履歴についての副申	綴	1		紙縫
愛知縣令国貞廣平殿 庶務課長岩淵准一殿	郡書記四名の昇等請求	綴	1		
愛知県令安場保和	地租改正に伴う獲量再調査二付郡議員三十三名の安場県令宛歎願(三月一日付)。願の趣難届との回答写(三月四日付)	冊	1		
	十八小区内の村における旧石高、戸数を記す。	冊	1		
	野あらし(畑あらし)に対する対応を定めた連判帳。	冊	1		
大蔵大臣伯爵松方正義殿	地価軽減に関する歎願書	冊	1	虫食	
租税局長 大蔵小輔 吉原重俊	明治十一年、十二年の東春日井郡・西春日井郡両郡の地税未納金の額が巨額になって村民が困っているの、未納金の徴収延期を求めて上申したもの。明治十一年分については愛知県丙第二百三十三号により、明治十四年六月までに完納の延期が許可されたがさらに明治十二年分についても明治十五年十月までに完納の延期を許可してもらおう、租税局長の大蔵少輔吉原重俊宛に上申した。別紙として愛知県丙第二百三十三号の布告がついている。	冊	1		
	西春日井郡の各村の耕地面積、地価、地租、旧租、旧租と地租の差額一覧	冊	1		表紙に「丹羽」の朱印あり
	明治六年の地租税率改革の内容の訂正を求める嘆願書	冊	1		
	地価軽減について、今まで村議員や県庁に歎願したが、聞き入れてくれないので、直裁で決めてほしいと歎願している。付則 林金兵衛翁文書集p243～p250に記載されているものと部分的に重なるが、文書集の方が詳細に書かれている。こちらは草稿であろう。	冊	1		
	愛知県東春日井郡の各村落の土地(田・畑・宅地)について、反別、地価、公売代金がそれぞれ記されている。記載されている村や地域は次の通り。和爾村・元下原新田・元田楽村・元猪子石原村・元大泉寺新田・元中志段味村	冊	1	虫食	紐
	明治十年、十一年の地租未納の金額を、村名と共に記載。	冊	1		
愛知縣令国貞廉平	東春日井郡・西春日井郡の明治11年12年の分地税が未納となっている件について。県によると、明治14年までに完納すればよいとのこと。しかし、これでは1年分の収穫だけで、過去3年間の租税を納めなければならない。そのため、民情を考慮し、明治12年の未納分については、翌々年の明治15年10月までに期限を延ばすよう、申告している。	冊	1		
	明治九年・地税は延納処分あり、明治十年は既に決算・徴収すべきと通達され、明治十一年に至る。税の決算は暫く民情を酌量せられる趣は承りました。しかし、地税は、どうしても上納すべき事は勿論であり、徴収を忘れてもし不幸にして収穫の際に不作になれば、不作に手厚い待遇をするかあるいは困難を生ずるにしても、11年においては豊穰の余りも少なからずあるので、常にこの機を以て徴収すべき事。東西春日井郡長は連印至さず、と朱書きでアリ。	一紙	1		
東方御出張所	上条村各地区定引・年数引	冊	1		
	誰がいくら支払ったかの名・金額	冊	1		
	明治十年、十一年の地租未納の総額と年度毎の内訳	一紙	1		
	明治三十四年五月二十五日、名古屋第二高等小学校の女子三、四学年生による美濃國虎溪山永保の古禪林への日帰り旅行の記録	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
18		贈右大臣大久保公哀悼碑	明治十七年十月	編修副長官従五位勲六等重野安繹撰/内閣大書記官従五位勲五等金井之恭書
19		旧春日井全郡村数二百五ヶ村		
20		明治星纏甲申夏 自愛集	明治三十八年~明治四十四年	林小参
21		白山宮御祭禮諸事留帳写	寛保元年八月十九日	上條村庄屋林吉右衛門、同村庄屋小原弥平治
22		文久三年癸亥五月吉日大納言様御上京に付野尻宿へ出勤に付旅日記一番 林重勝 花押 五月十日出発 同十七日帰宅	文久三年五月十日~十七日	林重勝
23	1	たのしみさうし	明治二十三年	林小参
23	2	(御歌所長以下人名書上)	明治三十一年	
24		明治拾有六癸未末六月 備忘録 林小参	明治十六年	林小参
25		番号 地租金軽減嘆願書 尾張國東春日井郡和爾良村 初三十ヶ村	明治二十二年八月二四日	愛知県東春日井郡野村實眞
26		明治十四年度再期改租出願村名	明治十四年一月二十五日~	
27		地稅不納者所分ノ義二付伺	明治十三年四月十五日	春日井郡長林金兵衛
28	1	丙之歳未新田御年貢割帳	寛政三年十一月	庄屋口
28	2	覚(金錢書上)	酉年十二月	水権(水野權兵衛)手 徳山庄左衛門、永 徳兵衛
28	3	(金錢書上)	丑年十二月十七日	
29		明治二十一年三月愛知県東春日井郡和爾良村地誌材料	明治二十一年三月	林小参
30		寛政六歳未新田御年貢納帳 寅十一月吉日	寛政六年	
31		要計表照査表綴 愛知県東春日井郡鳥居松村	昭和十年十月七日	愛知県東春日井郡鳥居松村
32		田畑宅地價特別軽減之嘆願書	明治二十三年九月八日	愛知県尾張國東春日井郡和爾良村平民林小参始め505名連印
33		寛政三年亥歳未新田御年貢納帳	寛政三年十一月吉日	
34		明治三拾七年調 安藤幸左工門名義分土地所有地台帳 写	明治三十七年	
35		覚	天保八年七月	中尾孫七郎様組庄屋 春日井郡上条村 条左 右衛門(印)/同 惣庄 屋 甚九郎(印)

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	碑文の草案 付記として建設地、碑の大きさ、建設地の礎の整備の仕方と担当会社	一紙	1	虫食	
	東春日井郡の村数・戸数・人口・神社数・寺数・小学校数や、田・畑・山林・原野の面積など。	冊	1		紙縫
	皇室・国会・政党・儀式・表彰・元勳等に関する新聞切抜集	冊	58		
六右衛門、喜平治、吉右衛門、源右衛門、宇平治	前半部は、祭祀をきちんと執り行い管理をきちんとすることを求めたもの。後半部は、祭礼の日程表や内容に関する取り決め。	冊	1		
	出勤の時に必要となった金額、人数の書上。	冊	1		
	前半は短歌や華道等、趣味のことを書く。後半は、主に東京に住む爵位をもつような人物に対してあてた書簡の控えがとられている。	冊	1		
	宮中、御歌所の関係者の人名を列挙。	一紙	1		23-1の中にあり
	茶式の心得について。お茶の飲み方、器の使い方など茶道の様式が全般的に記されている。茶道の流派は石川流。	冊	1		
尾張国東春日井郡和爾良村初三十三力村	和爾村の地租金軽減嘆願書は受理できず却下するようにと、愛知県知事からも同意を受けたため、却下する。	一紙	1		
	南外山村、明知村ほか明治十四年度に再期改組を出願した村名を明記。明治十四年一月二十五日、二十六日に上申。	一紙	1		
愛知縣令国貞廉平	地税未納者の財産の公売について、東春日井郡長の伺いと、それに対する愛知縣令の返答。	冊	1		紙縫
	寛政三年の上条村未新田の石高、年貢割を記したもの。	冊	1		紙縫
上条村庄屋中	水野権兵衛の手代が、上条村の庄屋から、餅米代を受け取ったことを庄屋側に示したもの。	一紙	1	虫食	
	餅米二升の代金、二匁を支払ったことを証明する文書。	一紙	1		
	明治二十一年三月内務省の全国地誌編集用材料として和爾良村より提出したものの写。内容：沿革、位置、字地、神社、寺院、道路、古跡、人物、民業、方言、編集有志賛襄者等	冊	26		NO.48に同じ
	田の面積と年貢	冊	1		
	昭和十年の愛知県東春日井郡鳥居松村における国勢調査の要計表・調査表	冊	1		
内閣総理大臣伯爵山縣有朋殿	地租の修正を求め内閣総理大臣に願い出たもの	冊	1	虫食	
	土地の広さと、それに対する年貢の割合が示されている。	冊	1		紐
	安藤幸左衛門名義の土地の土地台帳。田・畑・宅地について、土地の情報(地価や地租、売却済かどうかなど)が記載されている。	冊	1		紙縫
三村平六様 御陣屋	中尾孫七郎の春日井郡上条村給地分の石高の書き上げと過去十ヶ年の免附	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
36		地稅未納金徵收延期之義二付上申 愛知縣尾張國 東春日井郡 西春日井郡	明治十三年十月	西春日井郡長榑田利真 東春日井郡長林金兵衛
37		文政十二年来賣年より来未年迄二起返り相成候御名前并高畝歩等相調書上候留帳丑十一月	文政十二年十一月	
38	1	文政六年癸未高三拾五石田畑書上帳	文政六年三月	
38	2	覚	文政十二年十一月	
39		田畑宅地價特別輕減之義嘆願書	明治廿三年一一月二五日	尾張國東春日井郡和爾良村初メ三十三ヶ村
40	1	第壹号表 愛知縣東春日井郡和爾良村初田畑宅地畵段歩二對スル平均地価地租初小作米代金及賣買金等利益取調比較表		
40	2	第貳号表 愛知縣東春日井郡始田畑宅地価平均畵段歩二對スル利益金比較表		
41	1	愛知縣東春日井郡和爾良村初畵段二封スル地価地租初小作米代金及賣買代金等利益取調比較表		
41	2	愛知縣東春日井郡始田畑宅地価平均畵段二封スル利益金比較表		
41	3	明治十九年以来 愛知縣東春日井郡和爾良村初田畑宅地公賣私下取調表	明治十九年～	
42		春日井郡上条村	(享保三年)子二月	上条村庄屋弥右衛門、吉右衛門
43	1	大正二年小作米徵收日計簿丑十二月	大正二年十二月	林小参重成
43	2	記	大正二年	
43	3	記	大正三年一月	端末係
44		万延元年他村掟調帳并惣人数申八月	万延元年(1860)八月	
45		慶應二年上条村田畑田面附帳寅十月	慶應二年寅十月	御藏庄屋左四郎、惣庄屋佐平、ほか二名
46		報徳記 全		
47	1	四号陳情旁内願書 尾張國春日井郡和爾良村初メ三拾三ヶ村	明治二十三年三月二十八日	榑田喜左衛門、林小参、江崎均、鈴木基紀
47	2	(書簡写 別冊御受取の段)	四月二十一日	□□一郎
48		明治二十一年三月愛知縣東春日井郡和爾良村地誌編纂材料	明治二十一年三月	林小参
49	1	士族編入願一件雜記	明治二三年二月二一日～明治三〇年十一月一九日	林小参

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
租税局長 大蔵小輔 吉原重俊	西春日井郡と東春日井郡が、租税局長に対し、村民の困窮を訴え、未納税の徴収を延期するように願っている。別紙の丙第二三三三号 愛知縣令 國貞廉平の通達では、明治十四年の六月までに完納することとされているが、その期限を明治十五年の十月まで延期してもらうように願っている。	冊	1		
	田畑の面積と石高について、所有者の名前を付して記してある	冊	1		
	田畑の所有者と石高と土地の状況について書かれている。	綴	1		紙縫
	荒川宗兵衛の田畑の高と状況について書かれている。	一紙	1		
大蔵大臣伯爵松方正義殿	地租の軽減を求めた嘆願書。和爾良村初め33村の連名。結局は聞き届けられなかった。	冊	1	虫食	
	和爾良村の地区毎の田・畑・宅地の平均地価・地租・諸費・利益などの一覧表と東春日井全郡・近郡村落の地図。減租款願用。	冊	1	虫食	
	東春日井郡・西春日井郡・丹羽郡・中島郡・愛知郡各村の田・畑・宅地の平均地価・地租・諸費・利益などの一覧表。減租款願用。	冊	1	虫食	
	土地の種目、一段歩に封する平均地価、地租、土地に関する諸費、小作米代金、利益金、実地売買代金を各村毎にまとめた表	冊	1	虫食	紙縫
	郡村名、土地の種目、一反歩に封する平均地価、地租、土地に関する諸費、小作米代金、利益金、実地売買代金をまとめた表	冊	1	虫食	紙縫
	村名、土地番号、所有者名、土地の種目、反別、地価、公売代金をまとめた表	冊	1	虫食	紙縫
天野沢三右衛門様 御役所	上条村給地分の石高の書上。	冊	1		紙縫
	大正二年十二月の小作米徴収日計簿	冊	3		
林小参殿	個人の掬米料と合計	一紙	1		
林小参様	個人の小作料と通計に確認印	一紙	1		
杉浦万三郎	土地の広さ、収穫高、耕作人、土地所有者をそれぞれ記す。主な土地は次の通り。八田新田七十七石七斗五升、七町二反、下原新田二十三石八斗六升、二町三反二畝二十五分、下条村、百九石八升、十町八畝十五分、下条新田二十二石四斗五升五合、三町一反四畝二十分、上条新田百五十三石四斗六升六合、十三町五反四畝十七分。最後に村ごとの小作人の総人数を記す。	冊	1		
平川善十郎様御陣屋	石高・田畑の面積、各耕作者を記載	冊	1	虫食	
	報徳記の写し(巻之一、先生櫻町陣屋ニアリテ艱難ニ素シ興復ノ道ヲ行フの途中で終わっている。)(明治十六年以降に写しが作成されたと思われる。)	冊	1		
松方正義	和爾良村他三十三ヶ村の地主総代である梶田喜左衛門、林小参、江崎均、鈴木基紀の四名が、大蔵大臣松方正義にあてた地租軽減の陳情書。草案と思われる。	冊	1		
梶田喜左衛門	(虫食いのため読めず)	一紙	1	虫食	
	明治二十一年三月内務省の全国地誌編纂用材料として和爾良村より提出したものの写。内容:沿革、位置、字地、神社、寺院、道路、古跡、人物、民業、方言、編纂有志賛襄者等	冊	1		NO.29に同じ
	自分の家系は木曾將軍義仲の家臣今井兼平の子孫であり、尾張に移り住んだ後も信長に仕え、徳川の世になっても藩士にはならなかったが郷土として仕え、幕末にも従軍していたので士族に加えて欲しいと、林小参が明治二三年に願出、三〇年の段階でもまだ決定されていない。	冊	1		紐

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
49	2	士族編入願	明治二三年三月十七日	伊森国三郎・奥村圓七・林小参
49	3	履歴		
49	4	副願書証明書	明治二三年三月	田宮兵後
49	5	愛知縣指令第三第六一九号(林小参士族編入ノ件詮議及ヒ難シ)	明治二三年一二月二日	愛知縣知事岩村高俊
50		明治三十一年五月十六日照子婚礼ニ付雑誌寿三十七林小参重威	明治三十一年五月十六日から 明治三十一年五月二十日	林小参
51	1	願	明治三十四年八月二十八日	愛知県名古屋市車田町四十三番戸平民真道流准總會頭清流斉石事陶尾祖仙
51	2	願	明治三十四年八月二十八日	愛知県名古屋市車田町四十三番戸平民真道流准總會頭清流斉枕石事陶尾祖仙
52		依頼状	明治十六年二月十八日	遠州秋葉寺役寮
53		嘉永二年目録覚下書酉二月吉日	嘉永二年二月	金兵衛
54		東春日井郡和爾良村初田畑宅地吉反歩二對スル平均地價地租初メ小作及ヒ賣買代金等利益取調比較表		
55		郡吏員賞典金額	明治十三年十二月二十一日	東春日井郡長林金兵衛
56		第三号表 明治十九年以來愛知縣東春日井郡和菲	明治十九年	
57	1	第一号表愛知県東春日井郡和爾良村初田畑宅地一段歩二對スル平均地價地租初小作及売價代金等利益取調比較表		
57	2	第二号表愛知県東春日井郡始田畑宅地價平均一段歩二對スル利益金比較表		
57	3止	第三号表明治十九年以來愛知県東春日井郡和爾良村初田畑宅地價払下取調帳		
58	1	軍人軍屬家族救護会ニ於ケル被服御用命ニ關スル出願	明治三十七年(1904)十二月二十四日	愛知県東春日井郡軍人家族救護會長林鐵治郎
58	2	軍人軍屬家族救護会主意	明治三十七年(1904)十二月	愛知県東春日井郡軍人家族救護会
58	3止	(軍人軍屬家族救濟主意賛同者)	明治三十七年(1904)十二月九日	林鐵治郎他
59		系譜学会ヲ設立スルノ大昔	明治二十九年十一月十日	系譜学会発起者誌

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	林金兵衛氏が編成した草薙隊(後に北地隊)に私共は従軍し、士族に列せられる栄誉を賜ったが、金兵衛氏はその恩典からもれてしまった。これは本末を誤っているので当代の小参を士族に加えて欲しいとお願いしている。	冊	1		2~5は紙縫で止められている
	明治元年に一隊を編成し、四月に一般同心に召し抱えられてから、二年三月には働きが認められて藩候から士族に列しようとしたが金兵衛氏が辞退した。明治四年二月に各務の開墾に従事し、取締りを命じられ、九月に解隊したという林金兵衛氏の履歴が書かれている。	冊	1		
	林金兵衛が田村如雲の附屬となり、維新の時の勤労により、北地隊は一般士族へ編入となったが、金兵衛には何の恩典もなく、相続した林小参が編入願や履歴書の記載からも編入漏れなので副願書証明とする。	冊	1		
伊森国三郎他二名	明治二三年三月一七日の願書の林小参の士族編入願の件は聞き届けられなかった。	一紙	1		
	林小参の長女照子の婚礼に関する土産物・来賓・献立などを記録したもの。	冊	1		
公爵二条基弘様、御家令 藤木經立様	華道の用事で公爵二条邸に出入りすること、また花会の節には藤の家紋がついた幕を拝借することなどを、平民の陶尾祖仙が願い出ている。※林小参の奥書が書かれている。	一紙	1		
公爵二条基弘様、御家令 藤木經立様	華道の用事で公爵二条邸に出入りすること、また花会の節には藤の家紋がついた幕を拝借することなどを、平民の陶尾祖仙が願い出ている。※林小参の奥書が書かれている。またそのあとに、上記の内容を認める内容の文章がかかっている。	一紙	1		
東春日井郡和尔良村上 條 林小参	遠州秋葉寺が林小参に、分社で行われている永寿講の取締りを依頼した書状。	一紙	1		封筒
	家財道具の数を記入し、整理した目録	冊	1		紙縫
	田畑宅地の等級、旧地価、修正地価、地租金、小作米、小作米代金、最近の倍々代金に関して、和爾良村と元の村々との比較。	冊	1		
愛知縣令国貞康平殿	郡吏員への賞典金額についての上申書	一紙	1		
	愛知縣東春日井郡和爾良村初田畑宅地公賣払下取調表	冊	1	虫食	紐
	種目一田・畑・宅毎の一段歩に対する平均地価・地租・土地に関する諸費・小作米代金・損益金、地売買代金が村毎に表に示してある。東春日井郡及近郡村落之図付き。田・畑・宅の最高値も書かれている。和爾良村初め三十三ヵ村分	冊	1	虫食	紙縫にて一括
	東春日井郡元池ノ内村初め一四カ村の、種目一段に対する平均地価、地租・土地に関する諸費・小作米代金・利益金・実地売買代金が表になっている。	冊	1	虫食	紙縫にて一括
	和爾良村初め6カ村の各地の、番号・字・地目・反別・地価・公売代金が表にされている。	冊	1	虫食	紙縫にて一括
陸軍被服廠	日露戦争のために出征した軍人軍属の家族・遺族に職と収入を与え、救済するため、陸軍被服廠に対して、被服御用を更に増やしてほしいと、東春日井郡の軍人家族救護会が願い出たもの。	綴	1		紙縫にて一括
	陸軍被服廠に被服御用を増やしてもらうように出願する際、添付するために作られた軍人軍属家族救護会主意の写し。五ヶ条から成っており、日露戦争に出征した軍人軍属の家族遺族の婦人・女子に裁縫の仕事を与え、賞金を与えることを目的とした。	綴	1		紙縫にて一括
東春日井郡各町村長	日露戦争に際して作られた軍人軍属家族救護会主意に賛同を求め、賛同者の署名を集めたもの。明治三十七年十二月二十四日に、陸軍被服廠に出願書を出す際作られた写し。	綴	1		紙縫にて一括
	全国臣民の系譜を調査するために系譜学会を創設することについて	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
60		(今井兼平追弔祭典の詩を求む)	尾張国東春日井郡和爾良村林小参	
61		明治會叢誌第九十三号附録 系譜會記事	明治二十九年十月十日	近藤瓶城(述)、発行所明治会、発行兼印刷人田中重蔵、編輯人岩崎甚重
62		(鷲尾伯爵宛 今井兼平七百回忌祭典用の歌詩文章書画等の懇請書)	明治二十八年十二月八日	尾張国東春日井郡和爾良村 林小参
63		判決書	なし	なし
64	1	俸給増額願	明治十三年四月一日	東春日井郡長林金兵衛
64	2	俸給増額願	明治十三年四月一日	東春日井郡長林金兵衛
65		郡書記昇等請求書		
66		東春日井郡風土備考略(印)(林金)		
67		明治十四年以降諸願届類總建保館林氏(印)(建保館)		
68		年恐奉願上候御事	辰年三月	林金兵衛、堀茂助、庄屋新三郎ほか8名
69		第八十一号 舊藩ニおみて従来諸方江貸附金穀取立之法則別紙之通被相定仕此皆相違仕事	明治六年三月三日	太政官
70	1	愛知県東春日井郡和爾良村初田畑宅地一段歩二対スル平均地価地租初小作米代金及売買代金(等)利益取調比較表 第一号表(朱字)		尾張国東春日井郡
70	2	愛知県東春日井郡始田畑宅地価平均一段歩二対スル利益金比較表、第二号表(朱字)		尾張国東春日井郡
70	3	明治十九年以来愛知県東春日井郡和爾良村初田畑宅地公売私下取調帳、第三号表(朱字)	明治十九年	尾張国東春日井郡
70	4	愛知県東春日井郡和爾良村初田畑宅地壹段歩二対スル平均地価地租初小作米代金及賣買代金等利益取調比較表	明治十九年(枝番3)	尾張国東春日井郡
71		庄内川鉄橋架設二付堤防崇置工事ノ請願	明治三十年(1897)三月十八日	東春日井郡和爾良村長林小参外4名
72	1	御請書	明治七年六月	助郷惣代 久木村 吉田吉蔵 同断 関田村 堀尾茂助 上水野村 加藤次郎右衛門 上条村 林金兵衛
72	2	歎願	明治七年六月	助郷惣代 上水野村 加藤次郎右衛門 同断 久木村 吉田吉蔵 関田村 堀尾茂助 上条村 林金兵衛
73		八角形法ノ事		
74		(林小参略歴)		
75		七月三十日河本作太郎弔辞	明治三十七年七月三十日	衆議院議員林小参

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	今井兼平七百回忌の追弔祭典を行うために、一門の人間に対して詩歌文章俳諧の投稿を求めたもの。題と参考事項が書かれている。	一紙	1		同じものが二枚
	氏族復制新案について、氏族大索引書編纂などの提案(全国の臣民の祖先が天皇家の子孫であることを示すため)。	冊	1		
鷲尾伯爵殿	今井兼平七百回忌祭典の際、霊前に供える歌詩・文章・書画等を雲上の各位学士・大家に頂けるよう懇請しており、鷲尾伯爵宛の手紙。本文は印刷で多数の人に送られているよう。	一紙	1	虫食	
なし	被告6名に対する判決主文、理由*4枚目から欠損。*明治36年9月26日以降に作成されたと思われる。	一紙	1	後欠	
愛知縣令国貞廉平	事務仕事の多忙を理由に俸給の増額を願い出ている。	冊	1	虫食	紙縫
愛知縣令国貞廉平	事務仕事の多忙を理由に俸給の増額を願い出ている。	冊	1		紙縫
	三人の郡書記の昇等を求めたもの。草稿	一紙	1		
	東春日井郡の「平積」「人口」「地形」「寒暖」「燥湿」「恒風」「人煙過密」「農民貧富」「常食」を簡単に記す。紐で綴じられている。	一紙	1		
		綴	1		
	中品野村の久平、為吉、和吉の3人が徒党のような行為をしたとして入檻を仰付けられた事に対し、三人の者が改心し、村中一同で前非を悔いているので、三人の者を許容してもらいたいという嘆願書。中品野村から林金兵衛、堀茂助[堀尾茂助か]に歎願の依頼がなされている	冊	1		
	貸付金穀の取立に関する法律	冊	1		
	和爾良村をはじめとした村々は地域の一段歩に対する平均地価、地租、土地に関する諸費、小作米代金、利益、損失金、実地売買代金を一覧にして表記。原稿用紙は「減租歎願用」。最後に「東春日井全郡及近郡(村)□□(虫損)図」というカラー地図あり。裏表紙に林小参の朱印。	冊	1	虫食	70-1から70-4紐にて一括
	70-1の第一号表とは村の表記位置が違うが、項目は利益金欄には損失の表記がないこと以外は同じ。	冊	1	虫食	
	土地番号、字、地目(田、畑、宅地)、反別、地価、公売代金を一覧にして表記。最終頁に「以下略シ参考書添付ス」の朱字。林小参の朱印もあり。	冊	1	虫食	
	村々や地域の一段歩に対する平均地価、地租、土地に関する諸費、小作米代金、利益・損失金、実地売買代金の一覧。	冊	1	虫食	紐
	庄内川に鉄橋建設の計画があるが、前年の大洪水では堤防が決壊しているので、心配している。その様にならない様工事してほしいという嘆願書。	冊	1		
旧名古屋縣	中山道に付属する新助郷の20か月分の宿入費で、850円分援助金として県に借り入れたいとの旨を申上げている。	冊	1		紙縫
旧名古屋縣	中山道に付属する新助郷の20か月分の宿入費で、県から借り入れた850円のうち、632円を5年で返納することは、現状厳しいため、15年で返納させてほしいとの旨を申上げたもの。	冊	1		紙縫
	正方形をもとに正八角形をつくる方法を解説。	一紙	1		
	衆議院議員当選や賜杯など、林小参の明治三十五年以後の公的な履歴をまとめたもの。	冊	1		
	日露戦争により戦死した歩兵上等兵河本作太郎の弔辞文	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
76		(林小参書状)	明治三十七年(1904)三月四日	林小参
77		(衆議院議員総選挙に關しての抱負)		
78		(林小参書状)	明治三十七(1904)三月四日	林小参
79		(祖先今井兼平の法会を執行するに際して)	明治二十九年十二月	林小参
80		(林小参書簡)	三十五年十二月	林小参
81		(日露戦病死者村葬式辞)	明治三十七年(1904)	林小参
82		(日露戦病死者村葬吊辞)	明治三十七年(1904)十一月五日	林小参
83		(九月三日与近衛後備役歩兵一等卒長谷川金吾吊辞)	明治三十七年九月三日	衆議院議員林小参
84		(伊藤三等水兵への吊辞)	明治三十七年六月十一日	衆議院議員林小参
85		書簡草稿(日露戦にあたり、閣下の健康を祈る)	明治三十七年以降	林小参力
86		(臨時議会召集にともなう送別会での謝辞案)	三十六年五月	林小参
87		(日露戦争戦死者村葬式吊辞草案)	明治三十七年十一月八日	衆議院議員林小参
88		(書簡草稿)	明治三十六年四月二十六日	学友林小参
89		乍恐口上書を以奉申上候御事	午年四月	上条村金兵衛
90		東春日井郡町村名	なし	なし
91		目録		
92		嘉永元年安産二付祝儀受納帳申十月晦日	嘉永元年10月31日～嘉永2年	なし
94		天皇皇后両陛下の御眞影を賜る	明治三十七年四月一日	衆議院議員勲四等臣 林小参
95		乍恐奉再願候御事	天保五年八月	春日井郡上条村金兵衛
96		見舞之覚	天保十三年寅六月八日	
97	1	(新校舎移転式における祝詞)	明治二十七年十月六日	和爾良学校学務委員 林小参

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	明治三十七年に林小参が衆議院議員に当選した際、推挙してくれた人に対して書いた礼状。	一紙	1		
	来三月一日の衆議院議員総選挙に立候補を決意し、賛助者に対して支持を求め、自らの抱負を綴っている。草稿だと考えられる。	一紙	1		
	衆議院議員当選の折、そのお礼と決意を述べた書簡	一紙	1		
	小参の祖先、今井兼平の法会を執行するにあたって、優れた歌を詠んだり、書画をかいたりすることを頼んでいる。	一紙	1		
	衆議院議員当選と送別の宴のお礼状。	一紙	1		
	明治三十七年、東春日井郡で行われた日露戦病死者の村葬の際に、林小参が述べた式辞の原稿と思われる。日付が二つあり、戦病没者の名前などが訂正されており、一部を訂正して、二度使用したものか。内容は日本の戦果、および戦没者らをたたえるもの。	一紙	1		
	春日井村出身の戦病死者村葬の吊辞。戦病死者は陸軍歩兵上等兵安藤鎌蔵ほか2名で、八月三日の戦闘で戦死したとされている。	一紙	1		
	日露戦争により玄界洋上で戦死した兵士に対する弔辞。	一紙	1		
	日露戦争中、吉野艦に乗船して戦死した、伊藤庄三郎三等水兵に対する弔辞。	一紙	1		
閣下	日露開戦後の日本軍の勢いは閣下のおかげであり、閣下の健康を祈る。	書簡	1		
	送別の宴を開いてくれたことに対する謝辞。議会が解散された後の会合について。	一紙	1		
	日露戦争で戦死した陸軍歩兵一等卒稲垣留次郎、林利一、同じく上等兵伊藤民三郎の村葬式の弔辞草案。3名の出身地、戦死地の記載あり。	一紙			
	前欠のため、内容の全体像は不明。残っている部分は、日本の軍事的拡張、産業発展を祈るもの。	一紙	1		
荒尾喜蔵様御陣屋	金兵衛が清蔵を相手に訴訟を起こした際の口上書。新田高について、清蔵はもらいうけたと言っているが、これは清蔵の祖父の代に質物として関田村甚蔵・中切村弥市方へ渡されたもので、その証文もある。屋敷地について、年貢を目助方と金兵衛方に勤めていると清蔵は申し上げたが年貢を勤めてはいないので、勤めるように仰せ付けてもらいたい。	冊	1	破損	
なし	東春日井郡における新町村名、大字、役場位置。	一紙	1		
	衣服・道具などの目録。品目と数量が記されている。	冊	1		
なし	七夜祝儀受納、酉正月祝儀の覚。	冊	1		
	天皇皇后両陛下の御真影を賜ったことを家門の光栄とし、子々孫々まで奉持すると述べている。	一紙	1		
荒尾喜蔵様御陣屋	土地証文をめぐって、以前に行われた吟味で下済になっていた件について、清蔵という人物が下済になる処置を聞きいれないため、再び吟味を願い出たもの。証文の所有者の移り変わりや以前の吟味における清蔵の発言に対する異議が記されている。	冊	1	虫食	整理番号89の口上書と関連
	飯、地酒などの見舞品とその持参者の一覧	冊	1		
	仮校舎から新築された校舎への移転式における祝詞。明治26年11月に起工。1200円余の金額が投じられた。学校設備充実の重要性を説く。	一紙	1	前欠	

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表 題	作成年月日	作成(差出)
97	2	(新校舎移転式における祝詞)	明治二十七年十月六日	鳥居松高等小学校学務委員林小参
98		(松本但郎氏に関する調査依頼書控)		
99	1	答申書 草稿	明治二十四年三月十日	林小参
99	2	林金兵衛経歴写		
99	3	副願旁証明書	明治二十四年三月十日	田宮兵治
99	4	士族編入之義再願	明治二十九年三月五日	林小参
100		(明治十一年・十二両年分の地稅未納金のことに對し、十一年分に限り、十四年六月まで延期を許す)	明治十三年(1880)七月三十日	愛知県令国定廉平
101		(上第三一八一ノ二号)尾張国東春日井郡志段味村大字吉根龍泉寺住職佐藤与広外五名明治三十四年三月九日及同四十三年三月二十八日付払下願(二通)	明治四十三年(1910)七月十二日	帝室林野管理局
102		邸宅改築に伴う地鎮祭の初穂金について	明治三十二年二月十五日	出雲大社社務所祈祷係
103		道路変更許可申請 東春日井郡和爾良村	明治33年4月	林小参
104		愛知縣西加茂郡寺部村九十三番 松本但朗氏		
105		(出雲大社々務所より、地鎮祭完了とお守等小包発送のお知らせ)	明治三十二年三月九日	出雲大社々務所 祈祷係(印)(出雲大社祈祷係)
106	1	願 第三区 壹部落村々	明治11年9月	
106	2	願 第三区 四部落村々	明治11年9月	
106	3	願 第三区 五部落村々	明治11年9月	
106	4	改租之儀ニ付款願 第三区七部落村々	明治11年9月	
107		田地賣流相渡申手形之事	安政四年五月	九八、啓助、留右衛門、宇兵衛、小三次
108	1	御請書	明治七年六月	助郷惣代久木村吉田吉久蔵ほか3名
108	2止	款願	明治七年六月	助郷惣代上水野村加藤治郎右衛門ほか3名
109		十年分地稅返納村々決議ニテ不納トナル		
110		明治四十五年一月十八日操子婚禮雜記寿	明治44年11月13日~明治45年1月20日	なし

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	新校舎移転式における祝詞。学校における天皇皇后の「尊影」を置く場所の必要性、空気の流れや採光といった実用的な面を重視し、「忠良ノ臣民」を養成して富強を図ることの重要性を述べている。	冊	1		
	松本家からの養子受け入れに際し、松本家の血統、資産、名望、人格について調査を依頼するもの。	一紙	1		
愛知県知事岩村高俊殿	士族編入願の答申書草稿。金兵衛に関する書類を答申したもの。金兵衛の経歴は当時の大参事である志水忠平や田宮兵治によつたものである。	綴	1		
	金兵衛の経歴を写したもの。以下が簡単な経歴。明治五年六月、草薙隊設立に際し、若年のの隊員に親切にした。明治元年十月、草薙隊が甲府まで出兵した際に扶持三人分を遣わした。明治二年三月二十日、感賞として短刀一腰が呈進された。明治二年十月、甲府へ扶持三人分差し遣わした。				
	林小参が士族編入願提出の際に添えた証明書。				
愛知県知事時任為基殿	明治二十四年に提出した士族編入願を再び行ったもの。	綴			
東春日井郡長、西春日井郡長	明治十一・十二両年分の地稅未納金延納のこと、以前申立て、その筋へ申し開くに及んだ。十二年分は聞き届け難く、十一年分に限り十四年六月まで延期を許された。本県丙第二百三十三号で布達するので心得ること。	一紙	1		
	尾張国東春日井郡志段味村大字吉根字松田三、四〇五番御料地の払下願が出されたが、その払下出願価額は予定額に達していないため、予定額以上で払下を望むときは明治四十三年八月十日限り払下代金更正を申し出ること。	冊	1		
林小参	邸宅改築に伴う地鎮祭をとり行った出雲大社がその費用について通知している。	一紙	1		
東春日井郡長木原勝太	人馬が通るために道路を整備変更をすることを申請している。地図、計画書が付してある。	冊	1		
	松本家は西松喬弟光三を養子として貰い受けた家である。松本家に関する、一家の状態、血統、資産、名望、人格のうち主に血統に関する確実な調査を警察でするようにという内容。	一紙			
林小参殿	元邸改築のための地鎮祭の祈禱が本日行われたこと。またそこでお守等別紙目録の通り授与されたので小包で郵送したので拝受をして頂きたいということ。割り印あり。	一紙	1		
中島直七郎 安井京助	改租に付き、地価上申等の手続きについての願い	冊	1		
安藤哲太郎 三輪市三郎	改租に付き、地価上申等の手続きについての願い	冊	1		
奥田 瀬尾	改租に付き、地価上申等の手続きについての願い	冊	1		
大田要吉	改租に付き、地価上申等の手続きについての願い	冊	1		
近江屋源七	九八の亡父が天保十五年に米切手八百匁を田地を担保にして借りたが、返せなくなったので質流れにするという旨を述べている。	一紙			
旧名古屋県御中	金八百五十円を、中山道筋の新助郷への救助として下されたことを受取書。返納については別紙で定める、とも。	冊	1		紙綴りにて一括(108-1~108-2)
旧名古屋県御中	駅通掛に立替てもらった宿方入費割賦金の返済を、五年賦ではなく十五年賦にしてもらえないかという歎願。	冊	1		
	東春日井郡の各村の地稅について、決議によって不納となった分を記す。	冊	1		
なし	操子の婚礼に関する記録(目録、献立等)	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
111	1	(山林初地価調査依頼書)	(明治)13年4月26日	租税愛知県三等屬今宿信一
111	2	山林初地價治定方之義二付上申	明治12年12月24日	春日井郡長吉田禄在
112	1	目安		
112	2	明治十一年地租額	明治十一年	
112	3	反別戸数表		
113		郡吏員賞与金額		
114		尾治集誌 考古		
115		飛騨梅村騒動ノ補遺		龍泉寺北老隠蘇山間人
116		乍恐御達申上候事	子十月	上条村庄屋金兵衛
117	1	第四拾八号	明治十三年十一月五日	太政大臣三條實美
117	2	第四拾九号	明治十三年十一月五日	太政大臣三條實美
118		(明治十三二月より六月に至る定額条費確定報告)	明治十三年(1881)三月十三日	東春日井郡役所
119		(地価軽減嘆願書)	明治23年1月15日	愛知県東春日井郡田楽村 平民農 梶田喜左衛門 同県同郡和爾村 同 林小参
120		郡区 段別 地価 一般平均地価 段別 地価 一般平均地価	なし	
121		東春日井郡和爾良村初田畑宅地反別地價戸数人口取調表		
122		(諸係人名書上)		
123		観艦式を陪観して詠まる	明治36年4月10日	林小参
124		神戸港に於て観艦式を陪観して詠まる	明治三十六年四月十日	小参

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
愛知県東春日井郡長林金兵衛殿、愛知県西春日井郡長榎田利真殿	明治12年12月24日に上申した山林初地価を、増加させて開申し直すように言ってきたので、やり直すようにとのこと	綴	1		紙綴
愛知県会安場保和殿	春日井郡長吉田禄在から愛知県会への、春日井郡の山林、藪、草生などの地価確定を願う上申書。愛知県会国貞廉平が、「藪、林の二種は最も低価なので、増加して再度上申するように」という内容を朱で入れている。	綴	1		紙綴
	面積、戸数、金額によって人員を決める目安	綴	1		
	各区・郡の地租額を書いたもの	綴	1		
	各区・郡の反別戸数を書いたもの	綴	1		
	東春日井郡の官吏に給与される特別手当の金額を記したもの。	一紙	1		
	二子山古墳、日山社内古墳、日山社古墳東古墳、二子山南円形古墳、刀利天狗古墳といった古墳についての説明を記述。	冊	1		
	明治初年、飛騨梅村騒動の発端となった梅村速水氏の挙動についての補遺。また氏の思想についても触れ、氏は孝子について述べ、孝子の親は無慈悲であるか、養育する能力が欠けているがためにかえって子女から奉養をうけてしまうのだという。	冊	1		
大森庄九郎様御陣屋	稲垣金治郎が嘉兵衛と輪増蔵が村方帳に載っている者かどうか尋ねた。増蔵は三沢左兵衛の百姓で、増右衛門から増蔵と改名し、稲垣金治郎へ召抱えられ江戸へ行った。その後村方へ帰って百姓を相続したので、村方帳の者と違わないということをしあげた。	冊	1		
	国家の支出を減らし、地方の政務を改良するため、同年四月の十六号を改定し、地方税の税率を上げ地方税にて賄うべき項目を増やし、土木工事費の内から官費の給付を来年度から停止するというもの。	一紙	1		紙綴にて一括
	第四拾八号の布告により第十五号布告府県会規則に追加する。第五章常置委員について、地方税によって支出する事業の諮問を受けること。常置委員会議について。常置委員に関わる費用は地方税でもつてする。	一紙	1		紙綴にて一括
愛知県令国定廉平	明治十三年の二月から六月の定額常費が確定したことを報告したもの。別紙に明治十二年度の定額常費がつけられている。	冊	1		
大蔵省主税局長 中村元雄 同 次長 斯波有造	東春日井郡和爾良村の地主が大蔵大臣に田畑宅地価特別軽減を歎願する。	一紙	1		
	郡区ごとの地価について、田・畑に分けて段別、地価、一般平均地価を示す。	冊	1		
	和爾良村をはじめとする東春日井郡の村々の田、畑、それぞれの面積、および旧地価と修正地価、宅地面積と地価、戸数、男女別の人数。ただし、項目によっては欠落あり。	綴	2	虫食	
	会計係・庶務係(3名)庶務係事務・勸業係・受口係(2名)・租税係・租税係地方税・会計係簿記の人名書上	一紙	1		
	観艦式に参じた際に詠んだ歌。「海おほふ御艦の旗に国民の心見ゆる今日かな 大御艦おほいし霧の絶間より 朝日と見しは御旗なりけり」	一紙	1		
	観艦式に際して詠んだ歌「海おほふ御艦の旗に国民のわかき心のみゆる今日かな大御艦おほいし霧の絶まより朝日と見しハ御旗なりけり」	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理 番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
125		呉服物当座売上通	明治四十四年一月から同年十二月二十九日	いとう呉服店 名古屋市中區榮町
126		慶応三年五月林金兵衛病氣二付見舞請覚帳全快繁栄目出度候也	慶応三年四月二十八日	
127		嘉永六年二月二十五日七夜之節安産二付祝儀請納覚帳さと	嘉永六年(1853)二月二十七日	
128	1	香典覚帳	萬延元年申五月廿九日	
128	2	香典帳、虎次郎病死	安政七年申五月十六日	
128	3	覚	酉四月十六日	
128	4	覚	戌四月九日	
129		目録之覚	嘉永二年酉二月	
130	1	婚禮之儀受納帳	天保7年2月19日	林金兵衛
130	2	婚禮之儀受納帳	嘉永2年2月24日	
131		歩兵上等兵山田菊次郎と同上等兵川地銀次郎に対する弔辞	明治三十七年八月十二日	衆議院議員林小参
132		八月七日 蛭原次郎吊辞	明治三十七年八月七日	
133		(弔辞)	明治三十七年六月十八日	衆議院議員 林 小参
134		弔辞	明治三十七年九月十一日	衆議院議員林小参
135		(天保一色村出身近衛歩兵一等卒小島清太郎への弔辞)	明治三十七年八月二十八日	衆議院議員林小参

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
林小参	表紙裏に三銭収入印紙が貼ってある。いとう呉服店の印。全部で紙は12枚だが実際に文字が書かれているのは5枚9ページ分。明治44年の1年間の購買物(友禅、帽子からマフラーまで)、日付、数量、値段が記されている。表紙は抜いた2ページめからは「引合」の朱印が品ごとに押されている。最終決算は1302円19銭。品代金額収といういとう呉服店の紺色印あり(明治44年12月9日付)	冊	1		
	寿の覚(回復祝い品の書上)、品名(祝品代)、送り主名、林金兵衛が44歳になる慶応3年4月25日から病により床に付いた。6月13日より座敷内にて歩きはじめ、8月朔日には出勤し、合計95日で全快。病中の書入用の書上。日づけ・金額・買ったものまたはお店の名前。床上げ祝いの献上と客分の名前(8月13日)	綴	1	虫食	
	人別に祝儀の品物・金額などが記載されている	冊	1		
	香典の金額と持参者の名前、合計金額。病揚買物の覚。当日入用荒増覚…米。覚、申五月病気見舞…白砂糖、名酒など見舞いの品と人名。布施覚…五月二十九日当日、人名と金額、合計。見舞賞覚…見舞いの品(餅など)と人名、六月二日以降。病揚法事…申七月四日布施覚、金額と人名、寺ごとに合計。西四月十六日取塚法事…金額と人名、合計	冊	1		紙綴にて一括
	金額と人名	冊	1		紙綴にて一括
	西四月十六日祝着取塚法事、金額と人名	冊	1		紙綴にて一括
	戊四月九日法事取越法事、香典の金額と持参者の名前、合計の金額。その内、寺などへお礼としての金額。差引合計。戊四月九日にて取越法事、三回忌二名、二十三回忌一名	冊	1		紙綴にて一括
	家財道具の目録。	冊			
	祝儀の額が人別で記されている。	冊	1		
	祝儀の額が人別で記されている。	冊	1		
	日露戦争激戦地である南山で戦死した地元出身の両者に対して追悼の意を表している。	一紙	1		
	小牧町出身の歩兵上等兵、姥原銀次郎の戦死に伴う村葬における弔辞。	一紙			
	弔辞。対象は日露戦記で戦死した水兵。5月15日旅順口で沈没した「初瀬」乗組員で海軍一等水兵・日比野 鯉三郎。文体は美文調となっている。(線引きで消されている人名として、同じく「初瀬」乗組員の鞆飼鶴治郎、鞆飼 銀松の名も見える)	一紙	1		
	和多里村出身後備後近衛兵一等卒小川玉次郎日露戦争戦争戦死。その弔辞。	一紙			
	去る(明治37年)6月15日玄界洋における常陸丸遭難(日露戦争においてか、「堂々トシテ雌雄ヲ決スルニアラスシテ空シク…」の記述から奇襲されたか)について。我郡(東春日井郡か)の久保一色村出身である、小島清太郎という名の近衛歩兵(一等卒)がそれにより戦死し、彼に対する英霊賛辞文である。端裏書あり。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
136		大正十年八月調査林金兵衛事蹟	大正十年八月六日～大正十二年三月	
137		(地価軽減上申書)	明治二十三年(1890)一月	愛知県東春日井郡田楽村 平民農 梶田喜左衛門 同県同郡和爾村 同 林小参
138		全国地誌編纂二付材料取調書抜粋	昭和41年	
139		長当番議員ヨリ 手続	明治十年十一月十四日	丹羽助十郎、林悟、堀尾義助
141		尾張国東春日井郡(減租歎願用紙)		
142		覚	巳四月	春日井郡上条村庄屋常八御蔵入知庄屋弥平治組頭仙右工門
143		(書記選挙に関する通達写)	明治十三年四月廿七日	庶務課長 岩淵 惟一
144		覚	天保七年九月十二日	平左衛門ほか組庄屋九名、組庄屋兼惣庄屋金兵衛、惣庄屋甚九郎
146		(御林方触書)	安永八年十一月	
147		出縣御用留	明治七年十一月二日～明治八年九月七日	林金兵衛
148		手控日誌他見無用	明治十年十二月二十四日から明治十一年一月	葉矢士
149		十一年九月十六日より改租一件二付日記 葉矢士	明治十一年九月十六日～十一月十一日	
150		嘉永三年万覚帳正月吉日	嘉永三年(1850)正月一日から安政元年(1854)	林金兵衛
151		明治十三年五月 東春日井郡諸記 東春日井郡長林金兵衛	明治十三年五月	林金兵衛
152		覚	明治五年三月十九日から明治五年十一月二十九日	林重勝
153		明治三十六年四月十日 観艦式を陪観して詠まる	明治三十六年四月十日	林小参
154		(議会記録)	明治一二年五月～明治一二年八月二七日	
155		明治四十年略本暦	明治三十九年	神部署

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	林金兵衛(文政八年~明治十四年)の事蹟が書かれている。以下その内容をいくつか記す。文久三年、鳥羽港に来航した異国戦の警戒を行う。鳥羽伏見の戦いに官軍側の義勇軍として参加。草薙隊に参加し、甲信地方の鎮撫に尽力する。明治十三年、愛知縣東春日井郡長に任命される。明治十四年、病死	冊	1		袋
大蔵省主税局長中村元雄 同次長斯波有造	地価の軽減を願っている。先年も直訴したが聞き入れられなかった旨も記載。	一紙	1		
	小野道風の出生や功績などを記す。和爾良村内の歴史的遺物の由来について。	一紙	2		
国定廉平	地租改正について、春日井郡の村々から苦情が出ているので、大書記官に手続きによってその旨を伝えることが述べられている。正式な書類の下書きであろう。	冊			
	尾張・三河内各部の一反平均地価、最高地価、最低地価の記録	冊			
御村御俵屋	田畑の検見引きについて記されている。田畑一町一反五畝四分内田一畝十五分御検見引畑二反	冊	1		
東春日井郡長 林 金兵衛殿	新たに選挙される区・郡の書記が提出する履歴書の書式や記入項目を指示する通達。履歴書へ記すべき事としては、氏名、生年月日、出身府県、身分、公職の職歴(等級、月給額)など。	綴写	2		
	人別に所有地面積と過去二年間の年貢米の納入高を記し、次年の年貢を取る量を決めている。	冊	1		
御村方	五年間の年貢高を庄屋、組頭、小百姓立合のもと定めたので、代金銀を役所へ納めるようにという触書。	冊			
	明治7年から8年までの記事。学校に関する記述が多くある。	冊			
	最初の箇条に「十二月二十四日より小原・林儀兩名…」とある。金額を書いている所も。3ページめからは祝の和歌(俳句)か。「和爾良村」の表記も。畑地・宅地の反別・地価・地租の列記も。「聞き官ノ御禮文」という語も。赤字で書いてあるところも。	冊	1		
	明治十一年九月十六日から、十一月十一日までの、地租改正に関する日記。	冊	1		
	石高、その他村行政に関わる諸記録。	冊	1		
	東春日井郡の村数、戸数、人口、寺数、小学校数、郵便局数、田畑・宅地・山林・原野・池沼の面積と地価、地租、俸給等経費、地方税などの記録。	冊			
	明治五年に名古屋県租税課に、東春日井郡の代表の一人として、召出されたときの覚書。	冊	1		
	観艦式に際して詠んだ歌。「海御艦の旗に国民のわかき心のみゆる今日かな 大御艦おほひし霧 絶間より朝日と見し御旗なりけり」	一紙	1		
	明治二三年の選挙結果、愛知県の三郡村の戸数人口、総会議の規則、県会議の傍聴人に関する取り決め、五月一日から二日までの議事録、六月二七日閉会後の出来事が書かれている。	冊	1	虫食	
	明治四十年の暦表。月・日・曜日祝祭日、季節、日出・日没、月の満ち欠け、日食・月食、行事等載せている。巻末に新旧暦対照表を収録。	冊	1	虫食	

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
156		縣會議事手控	明治十二年五月五日	林氏
157		手控日誌他見無用記	明治十年十二月十二日から明治十年十二月二十五日	葉矢士
158		明治八年亥九月五日より出懸御用記	明治八年九月五日～九月十七日	林金兵衛
159	1	日記他見無用之書 第一番	明治十年七月二十九日～十月十四日	林金兵衛
159	2	届	明治十年七月三十一日	林金兵衛
159	3	(日記)	明治十年八月二日	
159	4	(覚書)	明治十年八月十五日	
160	1	木曾義仲靈祠并建碑緒言	明治16年	森多平(長野県信濃国 下伊奈郡上川路村平民)
160	2	正二位伯爵東久〇〇〇〇撰書	なし	なし
160	3	従二位勲二等男爵富岡敬明	なし	なし
160	4	木曾義仲碑 碑文案	なし	なし
161		(祝詞)		
162		記		表具師重陽堂
163		京釜鉄道開通式に添えて	明治三十八年五月廿五日	林小参
164		冒讀尊嚴呈一書	大正二年五月十八日	林小参
165		(二十日午後一時より貴衆兩院議員が赤坂離宮御苑で菊花拝観したときの状況を伝える書簡)	明治三十八年十一月二十日	林小参
166		赤坂御苑の栄花を拝観したる折りよめる(花押)	なし	林小参
167		(日露戦争忠死者への弔辞)		
168		記	七月	表兼(「表具師名古屋 市賣町三丁目野村兼 吉」の印あり)
169		(日露戦争村葬の式での弔辞)	明治三十七年九月廿一日	林小参
170		姓名記寿林重勝	十二年十一月	林重勝
171		懐中覚帳	安政五年正月吉日	上条村林金兵衛

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	縣會議の内容を手帳に控えたもの。以下その内容をいくつか記す。縣會の事で縣庁へ出向する役人を指定したもの。縣會議場での議長選挙について。明治十二年度の地方税について。	冊	1	虫食	
	地租改正に関する手控。メモ	冊	1		
	用があって愛知県からでたときのメモ。日付と、その日に起こった事柄がかかっている。	冊	1		
	明治十年七月二十九日から十月十四日までの日記。地租改正の記事など。	冊			159-1の中にあり
第二方面地租改正係御出張所	七月二十八日、第二方面地租改正係出張所から林金兵衛に呼び出しがあったが、金兵衛の息子が重病のため当分小原弥平治に代理を頼みたいと述べられている。	一紙			159-1の中にあり
	明治十年八月二日の日記を付け足したもの。	一紙			159-1の中にあり
	明治十年八月十五日の日記を付け足したもの。	一紙			
	木曾義仲の事蹟を残すため、木曾宮越城趾に靈祠を、江州滋賀郡馬場村の旧跡に記念碑を建立する。この計画への賛同と寄付を求める内容。後半で賛同者の名を列記。	一紙	1		
なし	今井兼平を讃える碑文。	一紙	2		紙縫(表題、鉛筆書きのため読め)
なし	従二位勲二等男爵富岡敬明とのみ。	一紙	1		紙縫
なし	「粟津原懐古」「弔今井兼平」などの項目を立て、漢文で碑文案を記す。上部に「博文」「一六」「桂」「榊原」などの苗字が見える。「今井兼平讀」の項は160-2と同内容。	冊	1		紙縫
	尊友の堀尾氏の初老祝賀式開催にあたって書かれた祝詞	一紙		後欠	
林様	表具師重陽堂からの請求書	一紙			
	和歌三首	一紙			
原内相殿(閣下)	林小参が原敬内相に宛てて出した手紙。(田宮如雲の子孫が華族に列せられ、また田宮の部下であった林金兵衛の編成した草薙隊の隊員は士族に編入された。しかし金兵衛は何の恩典にも録されなかった。金兵衛は何も言わなかったが、息子である自分はその不満であり、士族に編入されたいと前内相にも訴えたが却下されたため、前内相、原敬に訴えている。)	一紙			
重準	菊花拝観の梗概。	一紙	1		
	赤坂御苑を尋ねた際に詠んだ歌が記されている。	一紙	1		
	我村尚武会当路諸君が此の式典を行う。	一紙	1	前欠・後欠	
林様	表具代、箱代などの領収書。	一紙	1		
	本村出身の輜重輸卒松原菊三郎が病で死去した。病死といっても、戦死者と同様に名譽を称えられるべきである。	一紙	1		
	府県・町・番地の住所と住人が記されている住所録(林重勝本人の着物丈なども記す)。	冊	1		
	裏表紙に口上、赤字で「右帳面ハ口治ノ上ハ他人ニ為持申間敷」私用か。表紙裏に府、御所から地域までの距離か。次に門内手代流か。神社とその前の道に関する図もある。	冊	1	虫食・破損	

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
172		丁卯慶応三年懐中記九月吉日	慶応三年九月	林金兵衛
173		愛知縣史蹟名勝天然記念物資料展覧會陳列目録	昭和二年五月	愛知縣史蹟名勝天然記念物調査會
174		(書状 法令欠札への返事)	明治二九年十一月十日	林小参
175		備忘録	明治二十二年五月二日から明治二十四年十二月二十七日	林小参
176		従明治十五年午第一月至同年十二月三十日日誌手控	明治十五年(1882)一月一日から明治十五(1882)十二月三十日	林小参
177		日誌手控	明治十六年一月三日から明治十六年十二月三十日	林小参
178		従明治十八年酉一月至同年十二月三十日日誌手控不許他見蔵主林小参	明治十八年	林小参
179		日誌手控	明治十七年一月十日～明治十七年十二月	林小参
180		観船式を陪観して詠める	明治三十六年四月	小参
181		森林開墾申請書		東春日井郡鳥居松村字和爾良百七十二番戸林重準
182		指上申済候證文之事	天保五年十一月二十七日	金兵衛・清蔵・庄屋弥三郎・甚九郎
183		乍恐御届ヶ奉申上候御事	明治五年二月	上条村庄屋 伊藤平左衛門
184		乍恐以書付御歎願申上奉候口上覚	九月	上条村金兵衛
185		乍恐奉願上候御事	七月	関田村堀尾茂助、上条村林金兵衛
186		乍恐奉願上候御事	午十月	上条村金兵衛(印)
187		乍恐奉願上候御事	天保五年九月	上条村金兵衛
188		再度上申済御証文之事	(安政五)年(五)月	訴訟人:杉本町 近江屋源七、相手:猪子石村九八、儀兵衛、卯兵衛、富右衛門、取扱人:杉本町組頭理八、丁代理助、鉄砲塚町理兵衛、古渡村九兵衛
189		婚禮之儀受納帳	嘉永五年二月二八日	
190		厄年祝儀受納帳甲子文久四年二月吉日十九日林金兵衛 重勝(花押)丑二月吉日十一日四十二年賀正祝	文久四年二月十九日から元治二丑年二月十一日	林金兵衛 重勝(花押)

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	出納帳	冊	1		
	甲、史蹟の部 皇室関係、寺社、古墳及墳墓、政治軍事、教育学芸、社会事業、交通産業、旧宅、考古学関係、外国関係、伝説地乙、名勝の部 丙、天然記念物の部 動物、植物、地質鉱物 参考資料	冊			
高崎男爵殿	今井兼平七百年忌にあたり、多くの人から歌詩書画を寄贈して貰っているので、暇があったら設題にあわせて五詠を寄贈して欲しい。	一紙	1	一紙が三枚に切れて	
	上京した際の備忘録。明治22年に4回、23年に1回、24年に2回、巻末に林小参の着物寸法。丈三尺七寸、身巾前七寸ユキ一尺七寸五分袖一尺三寸五分人形縫上二寸袖口七寸五分ツマ下一尺七寸	冊	1		
	林小参によって明治十五年一月一日から十二月二十八日までの出来事を控えたもの。内容は、金銭貸借に関することが多い。その他には、地券のこと、宿のことなど、大隈重信に宛てた書簡などもみられる	冊	1		
	明治十六年中の日記。朱と黒の二色を用いて記している。金銭の出入についても記している。日誌の末尾に「万覚帳ヨリ写出ス」として、金銭に関する叙述がある。	冊	1		
	明治十八年の日記。地租や祝詞、その他書類の写し。金兵衛肖像権料等の費用等	冊	1		
	明治十七年十一月三日の林金兵衛招魂祭二付雇入費諸などの金銭の出し入れや旧藩主の養子徳川義禮関連の記述などがある。	冊	1		
	短歌二首。				
愛知県知事法学博士松井茂殿	東春日井郡鳥居松村の森林の開墾を、愛知県知事に申請したものの。土地の地番地目、所有者、面積、開墾目的等について記述がある。開墾地とその周辺を示した略地図が付されている。	綴	1		
荒尾喜蔵様御陣屋	屋敷地二畝十七分二厘に関する訴訟。訴訟人金兵衛、相手方清蔵。	冊	1		
春日井郡御料	宿泊・交通などにかかった費用を、切手を添えて春日井郡に請求している。	冊			
荒尾喜兵衛様御陣屋	祖父吉右衛門の代に不如意のために失った土地に関する訴訟。	冊	1	虫食	
御普請方御役所	内津川を浚える普請に関する歎願。普請にかかる費用の軽減を願っている。	冊	1	虫食	
荒尾喜兵衛様御陣屋	私の新田地所について御上様から相手清蔵へ理解するよう命じられ、庄屋中から内輪内済するよう命じられたが、清蔵は承知せず、和段が行き届かない。御上様に御苦勞をおかけする為、以前願い上げた願書は取り下げたいということ。	冊	1	虫食	
荒尾喜兵衛様御陣屋	祖父吉右衛門の代に不如意のため失った土地に関する訴訟。	冊	1	虫食	
	町奉行書による済御証文の写。杉本町近江屋源七が、猪子石村九八始め五人の「田地を質に取った。その後返金滞納のため訴訟が起こり、決着がついたが、その後また違約のことが行われた。奉行所へ召し出し吟味中に、古渡村の九兵衛が仲介に入り和解の条件が決められた。和解条件の詳細を記載。	冊	1		紙縫(最後に、午年五月済御証文写の記載あり。)
	喜左衛門へ東野より嫁入りの際に貰った祝儀を祝儀を人別に記帳している。	冊	1		紙縫
	受けとった祝儀の覚(金額・人名)、子二月十八日夜に嶋客を迎えての宴会の献立十九日にはお酒が振舞われる。嶋客・村方客の覚。村方用献立、19日村方客に振舞。料理の材料の覚(金額・材料名・数量)	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
191		弘化四歳婚礼祝儀受納帳未正月二十日	弘化四年(1847)正月二十日	
192	2	口上覚	元禄五年八月	上条村仙右衛門
193		万延二年懐中記七月吉日	万延二年七月吉日	林金兵衛様
194		林金兵衛厄祭祝儀受納帳	文久四年二月十八日	林氏
	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
195		安政四年安産二付祝儀請納帳巳二月吉日口慶治分二付	安政四年二月	
196		記(領収書二通)	明治四五年二月十五日~明治四五年二月十七日	十州樓澤祐
197		万覚帳	安政四年一月	林金兵衛様
198		休泊記	慶応四年正月吉日	林金兵衛
199		萬覚書	安政五年一月~十二月二十九日	林金兵衛
200		林小参書簡(新年の挨拶に付)	一月二日	林小参
201	1	赤坂御苑の栄花を拝観したる折よめる		
201	2	神戸港に於て観艦式を陪観して詠める	明治三十六年四月十日	林小参
202		差入申添證文之事	安政四年十二月	猪子村九八
203		尾州ノ贈従四位田宮如雲を追悼する文。	明治四十年五月十九日	林小参
204		(書簡)	十二月八日	林小参
205		(田畑宅地価軽減につき、嘆願書)	明治二十三年二月	尾張国東春日井郡田楽村四当官平民梶田喜左衛門
206		(土地についての覚え)	昭和二年~昭和一一年	
207		先納金一件	明治五年正月十八日	林金兵衛
208		十年十二月細部愛知縣下分	十年一二月	

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	婚礼の祝儀の品を記録した綴り。奉納された品物は、正金、国札、礼金、木綿、半紙、地酒、扇子、菓子がある。	冊	1		
荒尾喜蔵	清蔵が住んでいる土地の訴訟についての口上。下書きか。	一紙			二枚あり
	菓子代などの諸経費について拋出先も含めて記されている。その他、吉日に際しての贈り物なども記される。また、実学についての覚書も書かれている。	冊	1		
	林金兵衛の厄祭りに送られた祝儀の金額と送り主の名が記載されている。	冊	1		紙綴
受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	安産祝儀の内容と送り主が記されている	冊	1		
林小参様	11月13日分お料理、かまぼこなど合計9円77銭。1月20日分、慶事、小鯛など合計24円50銭。2月15日付の封筒が附属。2月15日に受け取った請求書を2月17日に払い、確認をして、そのまま領収書に変えたものと思われる。	一紙	2		封筒にて一括
	購買物の金額が列挙されていると思われる。最初に「請取資金覚」とある。六月十九日、七夕に贈金ありか。金が分、匁単位で記されている。	冊	1	虫食	
	正月五日から二月二五日までの旅行記。名古屋での宿泊先や泊まった人数などを記す。	冊	1		紙綴
	恭岳寺屋根替普請金の村ごとの出資記録など。	冊			
河村賢彦	去年は河村や我が党にとって前進の年であったが、我が党にとって予期しない不面目も少なくなかった。政界の前途は多端であるから、我が党も好機に乗じて不面目の恥を除かんと希望する旨が書かれたもの。	一紙	1		
	歌四首	一紙	3		紐にて一括
	歌二首	一紙	1		
近江屋源七殿取次	米金八百兩の借入金金を四百兩に勤弁することについて、二百八十兩にしたところ、二百十兩差出し跡金の三十兩は一ヶ月一兩について二分の利足をそえて十二ヶ月半返金することとする。もし違約があれば証文は無効とする。	一紙	1		
	尾張藩士として維新の事業に貢献した田宮如雲の三十七回忌式典のために書かれた追悼文。	一紙	1		
東久瀬伯爵	県の高等女学校に額面を寄付したいという内容の書簡。下書きか。	一紙	1		
大蔵省主税局長中村元雄	地租改正の際の、不当な地租決定を受けて、明治十年以来尾張国東春日井郡和爾良むらをはじめとした33か村の地主たちが困窮しているので、地租を軽減してほしい旨を梶田喜左衛門が中村元雄に宛てて歎願したもの。	一紙	2		
	昭和二年から一年までの土地の字・地番・地目・坪数・一坪料金・料金・所有者が書かれており、最後に豆代など別のことも書かれている。	冊	1		
	明治二年に、村々が地頭(給人)に納めていた先納金(「元御地頭先納金」)は国債として処理されることとなったが、その際「当村」(上条村か)の中に調べ落としとなっている分があった。よって段々(調べてくれるように?)願ったが聞き届けられなかった。しかし、今般、村民からの願により、調べ落としとなっている分を書き出し再度願いあげた。以上の控えか。	冊	1		
	管轄内の官有地・民有地・町数・村数を郡ごとに書いている。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
209		人の招ひ	明治三一年九月	元々老人美静
210		(諸願書、諸指出書の書式用例集)	文化十一年(1814)	
211		御代国		
212	1	覚 天保五年午三月正光寺砂入起セリ米三斗分割合	天保五年三月二十四日	
212	2	正光寺畑	天保三年二月	
213	1	乍恐御答旁奉願上候御事	午十一月	伏見宿助郷惣代堀尾茂助
214		明治九年子一月吉日御用出県日記	明治八年十二月二十七日から 明治九年七月十二日	第三大区長林金兵衛
215		乍恐御違御申上候御事		佐平、林金兵衛
216		山林原野地価反別比較表	十三年五月	
218		(山本梅逸についての履歴)		
219		観定	辰三月	
220		明治元年御年貢当座請取帳		
221		弘化二年南嶋中老多預金覚写帳己五月吉日若口者	弘化二年(1845)五月	若口者
222		天保十四年庚申相続金勘定帳卯八月改	天保十四年	
223		万書留状	文政十二年丑二月吉日	寄請嶋林氏
224		天保十九年酉十一月三日辰庚申堂所懸年貢帳(南寄請当番衆北寄請当番衆立合)	天保十九年(1848)十一月三日	
225		家憲十則		
226	1	乍恐御違御申上候事	戌二月八日	
226	2止	(和宮下向に関わる人足等に付上申控綴)	戌二月	春日井村庄屋ほか
227		慶応二丙寅十一月木綿并綿他国売買御免之一記林金兵衛控	慶応二年(1866)十一月から慶 応三年(1867)三月	林金兵衛

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	人は万物の長にして国家の宝である。国家の宝である人が良い行いをすれば国は良くなる。逆に悪い行いをすれば、国は悪くなる。このような書き出しで始まり日本の神代からの国家の変遷をたどる。現在は明治維新を経て、国家を一層活発にするときに至っている。武家社会の、他人を引き下げて己を尊ぶ慣習から、己を謙遜して他人を尊ぶ姿勢に改める必要がある。そのための教育の普及の必要性を説いている。	冊	1		
	上条村から尾張藩諸役所などの支配機構に対して出される諸願書、諸指出書についてそれぞれの様式の用例がまとめられたもの	冊	1		
	天皇の系譜と名前を記した草稿	冊	1		
	天保五年三月の畑の面積、収穫高、所有者を記す。	冊	1		
	正光寺の畑において、畑の広さと収穫高、所有者を記したもの。 ノ三反六畝十四斗出高二石八斗五号六升	冊	1		
駅逓御局	当夏に伏見宿が「宿助」(助郷)を相手どり願ひ上げた一条については、双方納得の上、願ひ下げとなった。しかし、その書面に偽があったので再吟味させるということだが、いかようの書面を差上げたか覚えていないので、願ひ下げまでの経過をたどり、いささかも偽った覚はないとする。よって当時の書面の内容を今一度、吟味してほしい旨を願ったもの。	冊	1	虫食	
	明治八年十二月二十七日頃から翌九年七月十二日までの出県に関する日記。ただし、明治八年十二月二十七日より前の部分の続きから始まっているので、これより以前の日記の続きとして書かれたと思われる。	冊	1		
	人足・馬・大工・日雇などの延べ数を調べている。	綴	1		
	旧春日井郡東西郡反別地価の比較。山、林、原、藪、草生、柴生、稲千場、萱生に分類されている。	一紙	1		
	名前は亮、字は明郷梅逸という。尾張の人である。明清人や先哲の遺跡を学んだ。また、山、水、人、物、花、鳥、獣などを描いた。安政四年正月二日に死んだ。六十八歳だった。	一紙	1		
	勘定に関する文書。一枚目には品目と支払うべき金額が提示されており、二枚目には便宜を図るために、その勘定に係する人物の名前が記されている。	一紙	2		
	(空白)	冊	1		
南嶋中老	月毎の預金高の覚帳	綴	1		
	人名別に利息など金額がかかっている。	冊	1		
	堤の決壊による洪水の被害について土地の大きさ単位で記述している	冊	1		
	小作地、小作量、小作人が記されている。	綴	1		
	一条のみ。一、神佛を尊ヒ祖先を敬フベシ	一紙	1		
林金兵衛	和宮様が下られるに際し、人足が必要。その村毎の人足の数が記してある。	冊	1		226-1と226-2が紙縫にて一括
杉浦七左衛門様御陣屋ほか	和宮様の御用に付、人馬や様々なものが必要。その数を村毎に記している上申を綴ったもの。	綴	1		
	表紙に印(尾州木綿世話方御国産)あり。棉作が全くないために、林金兵衛ら6名が他国から買入れ貧民に貸し渡しそれを木綿にして他国へ売るとい産業により貧民を救済することを求めている。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
228		乍恐奉願上候御事	文久三年(1863)正月	上条村惣庄屋林金兵衛、同々作平、御蔵入庄屋小原三郎、同々左四郎
229		鳥居松八景		
230		鳥居松八景		
231		(和歌草稿)		
232		尾張古城録抜萃		
233		(書目書き上げ)		
234		(習慣・職業等書付)		
235		(林金兵衛翁記念祭案内状草稿附名簿)	十月三十一日	林翁記念祭典係
236		尾張古城録抜萃		
237	1	天保十一年香典帳子九月七日	天保十一年(1841)九月七日から弘化三年(1847)九月七日	
237	2	天玖道仙居士弘化四年未九月二十四日十三面忌仏事 こん立	弘化四年(1848)九月	
237	3	買物覚		
237	4	(こより)		
238		定	文政十一年子正月	
239	1	丙寅香奠帳	慶應二年(1866)六月七日から 慶應二年(1866)六月二十七日	
239	2	(葬式入用品代金に関する覚)	慶應二年六月七日	升屋孝口
239	3	(葬式入用品代金に関する覚)	慶應二年六月八日	升屋孝口
239	4	(葬式入用品代金に関する覚)	慶應二年六月七日	酢屋惣十郎
239	5	(葬式入用品に関する覚)	慶應二年六月九日	木曾口
239	6	(葬式入用品に関する覚)	慶應二年六月七日	木曾口
239	7止	(葬式入用品に関する覚)		
240	1	呉服物御通	明治44年7月19日~8月29日	桔梗屋呉服店 名古屋 市西區玉屋町

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
杉浦七左衛門様御陣屋	上条村の川が氾濫して田畑に水が流れ込んできて、土砂を運んできたため、辰の年から戌の年まで31年間年貢を免除することを願う文書。地図あり。	冊	1	虫食	
	鳥居松八景それぞれについて、地名と短歌が書かれている。230と同一内容。	綴	1		紙縫
	鳥居松八景それぞれについて、地名と短歌が書かれている。	綴	1		紙縫
	山の風景を題材とした和歌の草稿。	一紙	1		
	上条城という城の広さ、場所、城主について簡単に書かれてい	一紙	1		
	麒麟抄、日本紀異、小野氏系図、以下31の書目を記す。同一のものが同封。	一紙	2		
	習慣、職業、死亡多寡、流行病について、東春日井郡役所が記したもの。	一紙	1		「愛知県東春日井郡役所」と書かれた罫紙を使用
	林金兵衛記念祭に、十一月三日に参拝するように伝える案内の下書きと名簿。	一紙	1		
	上条城。古城構之内本西八十五間口北百間三重堀三重土手あり。口は上条村戌口ノ口なり此城は木曾義仲之屋口井正平之孫口六口下右馬文口男坂光善の居城にして口保六年に口口たるものなり	一紙			
	天保十一年子九月七日、天保十二年丑八月七日(一周忌)・弘化三年午九月七日(七かい忌法事)の香典帳を紐でくつたもの。	綴	1		紐
	弘化四年未九月二十四日に行われた天玖道仙居士の十三面忌仏事における本客25人分(外に子供、勝手取持共)の献立を記載	一紙	2		
	入用品について各々の品名を必要な数量が列記されている。	一紙	1		
	一旦使用された文書が破られ、紙縫として再利用されたもの。	一紙	1		
	博打・酒取扱を禁ずること、触状を村に留め、洩れないように様に読み聞かせること、由緒があっても勅化を改めることなどを定めた法度。	冊	1		
	忌明までの香奠記録	綴	1		
上条 林様	林家の葬式で用いられる諸品とその数量および代金について升屋が記し、林金兵衛へ送ったもの。「一、四匁五分 用布二反」と各品の代金・品名・数量が記載	一紙	1		
林様	林家の葬式で用いられる諸品と、その数量および代金について升屋が記し、林金兵衛へと送ったもの。「一、五拾六厘小紋紙四枚」と各品の代金・品名・数量が記載	一紙	1		
上	林家の葬式で用いられる諸品と、その数量および代金について酢屋が記し、林金兵衛へと送ったもの。「一、四百七拾二文 白張丁ちん二紙」と各品の代金・品名・数量が記載	一紙	1		
上条林金兵衛様	林家の葬式で用いられる諸品(主に料理類)について、その代金、品名、数量と合計代金を木曾口が記し、林金兵衛へと送ったもの。	一紙	1		
林金兵衛様	林家の葬式で用いられる諸品(主に料理類)について、その代金、品名、数量と合計代金を木曾口が記し、林金兵衛へと送ったもの。	一紙	1		
	林家の葬式で用いられる諸品(主に料理類)について、品名と数量を記したもの。	一紙	1		
	商品の値段、商品名と数量の一覧と代金の領収証明。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
240	2止	(買い上げた商品一覧)	明治44年8月27日	いとう呉服店 名古屋市中區榮町
241	1	木曾願書并二兼遠起請文		
241	2	(中原兼遠起請文写)	治承五年正月二十三日	中原兼遠
241	3止	(源義仲の願書の写し)	寿永二年五月十一日	源義仲
242		癸酉明治六年一月吉日萬覚帳	明治六年一月～明治六年十一月	林金兵衛
243	1	癸明治六年田畑掟年貢取立納帳西一月吉日林氏	明治6年1月	林金兵衛
243	2	酉暮不足米覚	明治6年	
244		御届春日井郡上条村	明治五年七月	春日井郡上条村
245		記	八月	□□里正伊藤平左衛門
246	1	癸明治六年御年貢当座覚帳	明治六年(1873)酉一月十五日	林氏
246	2止	此帳初調少々相違有之旨午朱申酉差引大法記戊五月七日調候也	五月七日	
247		(小作人ならびに小作米帳簿書上)	大正三年	
248		差出申一札之事	明治三年午十二月五日	
249		(掟米徴収簿)	(大正初期)	
250		写大正二年一月十七日相方惣代投票開緘到着		龍泉寺住職在様興応
251		火災保険金庫價格表	明治26年4月	東京市京橋區本八丁堀三丁目五番地 宮腰善三郎
252		火災保険金庫價格表	明治廿六年四月	東京市京橋區本八丁堀三丁目五番地 宮腰善三郎
253		天保六年未九月廿四日 香典帳	天保六年未九月廿四日	
254		森林開墾申請書		林重準
255		戒脈		蘭窓貞基
256		(町村農会出席についての伺)	十月二十九日	村農会農事指導員
257		御米徴収臺帳	大正貳丑年十二月	林小参
258	1	嘉永二年香典帳西十一月十七日	嘉永2年(1849)十一月十七日	
258	2	元治二年取越法事亡夫金兵衛拾七年季丑三月十七日	元治二年(1865)三月十七日	
258	3	覚	十一月二十一日	鳥居松九右工門

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
林小参様	商品の値段、商品名と数量の一覧と代金の領収証明。	綴	1		
	包紙。中に241-2と241-3があり。	その他(包)	1	虫食	包紙にて一括
	中原兼遠が木曾義仲の追討にあたって作成した起請文。料紙には牛玉宝印を使用していない。	一紙	1		包紙にて一括
	源義仲が拳兵にあたり、作成した起請文。ただし料紙には牛玉宝印を使用していない。	一紙	1	虫食	包紙にて一括
なし	金銭、小作地などに関する覚え書及び控え。冒頭に万延元年八月十九日から明治三年五月までの林金兵衛の略歴がある。「大言海」「先例」「入方」などの項目が設けられ、林金兵衛宛ての手紙を含め約十五通の別紙が貼られている。	冊	1	虫食	
	冒頭に自分の功績が書かれており、以後、年貢を納めた人とその量が書かれている。	冊	1		紙綴にて一括
	年貢を取り立てることが出来なかった人とその年貢量が書かれて	冊	1		紙綴にて一括
林金兵衛様	春日井郡上条村について、村中の「11の字」に関する田の面積報	冊	1		
愛知県令殿		冊	1		
	林家の小作地から得た小作米の覚え書き。	冊	1		
	前回の覚帳を訂正する形で今回の帳を作成した。午年から酉年の間の石高を表した帳簿。	冊	1		
	林長三郎他約200人の人名及び小作米の数量を記載。	綴	1		
	辰五月より己十二月迄人馬勤理金初宿入費之分についての御上様の割符にある惣金高の内半金を十五日迄にうけとり、残りの半金は当冬中に出金する筈であったが、双方連印にて御上様へ払い済のものと宿方へも取替表をつけるため、金をうけとるけれども表向き名目にして、春日井郡村々の出金については、半金のごとは御上様と約定をとりつけ、済んだものについては表向き書面一切を用いないこと。	一紙	1		
	人名別の掬米取立帳。中には共有地からの掬米取立についても共有地別に記してある。260と同内容。	冊	1		付箋あり
	榊原長三郎・長谷川富治郎・長谷川銀次郎・大島宇吉・林小参・林敏治郎・堀尾茂助・岡田理馬吉・塚本恒治郎に投票された票数が赤丸で記されている。	一紙	1		紙綴にて一括
	金庫販売のためのパンフレット。	冊	1		
林小参	金庫販売のためのパンフレット。	冊	1		
	誰がいくら出したかの記録。線香や豆腐、饅頭などもある。最後に僧侶等へ支払った料金の覚えもある。	冊	1		
愛知県知事地学博士松	森林の開墾を申請している。	綴	1		紙綴
林もと	妙心寺の菩薩戒を受けた僧の歴代系譜。	一紙	1		
村農会長殿	別紙に3通り通知した。町村農会指導員は通日都合の悪い場所の希望が出たので、出席するかどうか意見を聞いている。	一紙	1		
	米納入者の氏名、田畑の所在地、納入量。	綴 横冊	1		
	香典の品目、量、差出者の名前。見舞品の品目、量、差出者の	綴	1		紙綴にて一括
	布施の金額とだした人の名前	綴	1		紙綴にて一括
上々金兵衛様	立棺の売り渡しに関する金銭のやりとりの覚え書。	一紙	1		紙綴にて一括

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
258	4	入用覚	酉年十一月二十五日	
258	5	覚	酉年十一月	永楽屋与七
258	6	覚	十一月十六日	木曾屋仁兵衛
258	7止	覚	十一月十九日	わたや勤兵衛
259	1	当座出入帳	明治六年(1873)一月から明治7年(1874)二月二十四日	林金兵衛
259	2	書状(借用米値段二付願)	十一月十九日	
259	3	覚	酉十一月八日	長左衛門
259	4	覚	四月二十九日	
259	5止	覚		
260		掬米徴収口	(大正初期)	
261		甲嘉永七歳林印帳控高田畑改之帳寅正月吉日改之	嘉永七年正月吉日	林
264		大正口年小作米徴収台帳子十二月	大正口年十二月	林小参
265		(春日井郡上条村の上納米に関する書出し)	天保十年十一月	上条村庄屋甚九郎ほか2名
266		林小参書簡(小室重弘の略歴に付)	八月三日	林小参
267		(重雄翁の碑をたてる際の弔辞)		林小参
268		(日露戦争における日本兵への鎮魂)	明治三十七年六月一八日	衆議院議員林小参
269		(日露戦役兵士の凱旋を祝う)	明治三十九年五月六日	衆議院議員林小参
270		林小参書簡(立候補に付)	三十七年一月二十八日	林小参
271		奉公人御請状之事	文久四子年二月	下志段味村奉公人主證人
272		履歴書之義二付副申		
273		乍恐奉願上候御事	午三月	甚九郎、弥三郎
274		記		
275		中原朝臣重勝命靈祭祀祝政孝上		政孝
276		乍恐御答旁御違申上候御事	辰四月	御支配所惣代田楽村口、上条村林金兵衛、口村堀尾茂助
277		天明三新田年貢割寅十二月	天明三年十二月	多次良
278		林小参書簡(出馬の承諾に付)	明治三十七年(1904)二月四日	林小参
279		(観艦式陪観の句)	明治三十六年四月十日	臣小参
280		代子惣代当選者		
281		辰暮御蔵入免割子より当辰迄五ヶ年定免	辰年	
282		記(金銭請取書)		表具師 重陽口
283		記(金銭請取証)	五月五日	表具師重陽堂

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	米・酒・たまり・みそ・布施などに必要な代金を書き上げたもの。	一紙	1		紙縫にて一
金兵衛様	古口口一樽の請求書	一紙	1		紙縫にて一
上々金兵衛	食料品(なす、昆布、長いもなど)の請求書	一紙	1		紙縫にて一
金兵衛様	わたやからの金銭の請求書。	一紙	1		紙縫にて一
	日々の金の出入を記したもの。	冊	1	虫食	
林金兵衛	林金兵衛から米を借りた人が、米の相場が上がったので、貸相場を下げてくれという願いを訴えたもの。	一紙	1	虫食	
林金兵衛様	五寸、十寸などと長さが書かれている。	一紙	1	虫食	
林金兵衛	米相場について書上げたもの。	一紙	1		
	数量が書かれている。	一紙	1	虫食	
	人名別の掬米徴収台帳。249と同内容。	冊	1		付箋あり
	土地の区分と石高、所有者が記載されている。	冊	1		
	大正[破れ]年小作米徴収台帳子十二月	冊	1		
稲垣孫左衛門、神戸又左衛門	上条村の庄屋甚九郎、弥三郎、金兵衛から上納する上条村の山林の上納米に関する書出しの帳簿。	冊	1		
□□様	小室重弘という議員について、出身地から、新聞記者となり、議員となったのちまでの経歴が書かれている。	一紙	1		
	故重雄翁の功績をたたえる	一紙	1		
	戦争において果敢に戦った兵士の霊をたたえる	一紙	3	破損	
	日露戦争からの帰還兵を祝う。戦争中の日本軍の戦いをほめたたえる。村の光栄をのべる。	一紙	1	破損	
東久世伯爵	伊藤博文とは政治的立場が違い、福沢は死んでいるため、自分の進退を相談するのは東久世しかない。国家の状態から議会に立候補すべきかどうか迷っている。	一紙	1	破損	
上条村喜左衛門殿	未進米に差し詰まった人物が娘を上条村の喜左衛門へ奉公に出し、金三分を受け取ったことを証明するための文書の草稿。	一紙	1		
	傭生勤務の採用に関して、北浦健太郎と柴田正口は旧郡の傭生勤務をしていたので、履歴書を提出するまでの間も採用するように申入れるという内容。	一紙			
	弥吉に質入していた先祖の新田の内ヶ所を請出ことになった。金兵衛の父仙右衛門(存命)の弟吉左衛門は七年前に死亡している。その子の清蔵は、吉左衛門が仙右衛門に例の土地をゆずりうけたと主張しているが、仙右衛門はその覚えがないと言うので、清蔵と勘合シートにたす。	冊	1		
林小参	物品購入の明細が物品、金額ごとに記されている。	冊	1		
	中原朝臣重勝の功績を記した祝詞。	一紙	1		
牧野鍛蔵様御陣屋	人足差出要求について、承知している。困窮しているため人足にて差出たいという旨。	一紙	1		
なし	新田の石高と、貸し付けた小作人の名前と銀で徴収する小作料を明記したもの。	冊	1		
	来る三月一日の衆議院議員総選挙の候補者として推挙された。それを拝諾した。	一紙	1		
	神戸港の観艦式陪観した時に詠んだ短歌。	一紙	1		
	惣代に当選した者の氏名と獲得した票数が記されている。	一紙	1		
	御蔵入免割の内容と納入者の名。	綴	1	虫食	
林様	葛布等の数量と請取金額の一覧(合計金額が不一致)。	一紙	1		
林小参	短冊代三十銭ほか。しめて金十円八十銭の金銭請取証。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
284		田地質物書入借用申金子之事	安政四年巳十二月	九八
285		(伊藤三等水兵への弔辞)	明治三十七年六月十一日	衆議院議員林小参
286		九月八日大野村井戸田善松吊(弔)辞	明治三十七年九月八日	
287		記(金銭請取証)	十二月二十七日	表具師重陽堂
288		記	十二月	表具師上里陽堂
289		質物書入借入金証文事		山岡市兵衛
290		他村より受取井段米		
291		乍恐奉願上候御事(草稿)	酉五月	林金兵衛
293		質物相渡申置候借添証文事		
294		証文之事	文政八年九月	上条村庄屋基九郎 門頭吉右衛門
295		照子嫁入道具之内春孝塗物之覚	明治三十一年(1898)五月十一日	
296		覚	七月	文助
297		記	明治十四年一月廿七日	
298		契約証及び小牧銀行設計書	大正二年(1913)一月二十七日	藤田磯吉、江藤為松
299		覚	安政五年(1858)五月	近江屋源七
300		(林小参特待生二御選定之事)	九月八日	林小参
301		(社)社友之証		田中茂公
302		(林家への賛美)		
303		質物売渡申候証文之事	嘉永五年子十二月	
304		飛驒梅村騒動ノ補遺		龍泉寺山北農隠菰山間人
305		(第四十八号改正による地方税支弁に伴う試算の件)		

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
近江屋源七殿	金三十兩の借用証文。土地を抵当に入れている。	一紙	1		写
	旅順口閉塞作戦において戦死した三等水兵伊藤庄三郎の収骨式で読み上げられた原稿。濃霧のため春日艦と接触・沈没した吉野艦に乗っていた。端裏書に「吉野」	一紙	1		
	日露戦争で戦死した陸軍歩兵井戸田善松の村葬を行う時の追悼の辞。林小参が読み上げることになっている。	一紙	1		
林小参	全袋表装一幅金二円四十銭ほか。しめて金四円四十五銭の金銭請取証。	一紙	1		
林様	注文した織物や絵画の代金の支払証明。	一紙	1		
啓助	啓助が山岡市兵衛から、金200両を3両につき4升5合の利息で借りている。	一紙	1		
	他の村からの井段米の受け取りを書きつけたもの。松河戸村・勝川村・中切村・下条村・勝川新開地				
御普請方御役所	川の堤防工事について。当初の計画では大水の際に強度が弱いので、猿尾の位置を動かすことによって強度をつよめたいと上奏文を書いている。	冊	1		
	年貢を納めることに差し詰まったために、質物として相手に土地を与え、自分がそこで小作人として耕作し、取れた米で返していく旨が書いてある。	一紙	1		
春日井原新田庄屋彦次郎 門頭仙七郎	上条村の庄屋から春日井原新田の庄屋へ宛てた文書。上条村から新田へ小作に出ている人々を従来の通り長期に渡って小作させる事とし、凶作等の際には双方でよく話し合っ、小作料の軽減等を取り決める。牛山村等の他の村が、この約束事の証人となっている。	一紙	1	虫食	
	照子(天流子)の嫁入に際し、新調したものを記す。吸物膳、吸物椀、盃洗など福田や松本春孝に注文している。また、道具にかかった費用を記す。	綴	1		紐
金兵衛	うえきやとうふなどの支払いに関する覚書。	一紙	1	虫食	
	明治12年度と13年度分の地租を徴収し、和爾良村役場に上納したことについての証明書。	横冊	2枚		
小牧銀行口殿、林小参殿、林徹治郎殿	林小参所有の土地とその建物を小牧銀行勝川支店の代理店にする際に報酬を支払う。建替え工事を大正二年三月二十日に行う。小牧銀行の設計図付。	綴	1		紙糞
九八殿	弘化二年、安政三年の借用証文について、証文と金銭の引替が行われたため、それらの証文が反古になったということが書かれている。端裏に「源七より九八方差入写近江屋方二残り証文之為替書付」とある。	一紙	1		
東京美術学校教官	林金兵衛の息子林小参が東京美術学校の特待生となって授業料を免除してもらったことに対して学校側に感謝意と挨拶を述べている。	一紙	1	破損	
林竜準	田中茂公から林竜準に向けられた社友之証。				
	林金兵衛の石碑を建立するに当たり、正義という人物が林家の家暦や格式を説明し、その栄誉を称賛している。	一紙	1	虫食	
	質物売渡証文の雛型らしい。下書きらしく、抹消・書き直しが多々ある。	一紙	1	虫食・破損	
林小参	以前中京新報に連載していた梅村騒動の記事についての補遺を名古屋新聞に投稿するために、不■(言べんに翁)という関係者の手記を交えて書いた草稿と同封されていた手紙。	一紙、封筒	3		
	第48号の改正により、地方税にて支弁する。内務省他、6省において、計96万円減額。地方税増額およそ560万円酒税およそ400万円増額。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
306		(鳥居松村成立由来覚書)	(明治末)	なし
307		(新聞切り抜き)		大蔵省所管事務政府委員若槻礼次郎(裏)
308		(敬公御廟所定光寺保勝会の件)	5月11日	林小参
309		(御真影下賜について謝辞)	明治三十七年四月一日	衆議院議員勲四等臣 林小参謹誌
310		御代官方御支配野方御見上		
311		(高田畑書上)		
312		請取申候金子之事	壬申二月廿七日	梶田次右衛門、村上右衛門
313		証文人足二人	七月晦日	水村方手附中村磯之
314		預り申証文之事		
315		預り申証文之事	嘉永五子年八月	
316		林小参書簡(今井兼平法会に付)	明治三十年11月27日	林小参
317		記(金銭請取証)		香村為三郎
318		(松本光三についての身上書)		
319		覚	七月	春日井郡上条村庄や
320		覚(商品名とその個数)		
321		覚(田畑年貢米について)上条村	六月	右村庄屋・組頭・小百姓中
322		(人名および反数書上)		
323		卯年水野御免定写	卯年	
324		(書付)	嘉永五子年八月	
325		柳江口大介件		
326		(田畑面積書上)	巳年	
327		覚(金銭書上)	正月十九日	同所治右衛門

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
なし	和爾良村と小野村合併による鳥居松村成立の過程及び地域の学校の変遷を示したもの。鳥居松村の大字として和爾良、小野村を形成していた下條、下津尾、上中切、松河戸の村名が残っていることが判る。	一紙	1		
京橋区南口七町対山館 林小参殿	増収収入の内訳、皇孫御命名式、明年度財政計画など		19		封筒にて一括
中村修	尾張藩の藩祖敬公の御廟所定光寺の保勝会をを今回発足させるため、篤志から援助を募っているのので、どうか援助して欲しい。	一紙	1		
	明治37年4月1日に天皇皇后両陛下の写真を下賜されたことに対する感謝を子孫についても配慮してもらいたいという要望。	一紙			
	特定の年毎に土地の面積を表示し、その土地から、代官によって過去に取り立てられた年貢の量を記録している。	冊	1		
	証文、定約から引いた石高を記載した帳簿。その石高は御蔵入、預者、知行の三種類がある。	冊	1		
春日井郡御口	金百八拾壹兩三分(銀四匁式歩)を受け取ったので、切手と引き替えることを要求している。八日に金拾五兩を梶田に渡したことが追記されている。	一紙	1	虫食	
伝馬町同屋中	人足御用について	一紙	1		
	起金兩内泰岳寺へ貸渡。本証文の儀は我方へ髓に置く。	一紙	1	後欠	
	田地預り証文の雛形。	一紙	1		
尾形巖彦殿	林家が祖としている今井兼平の700年忌に開催した法会を欠席した尾形巖彦に、法会の設題となっていた玉露を寄贈する手紙。	一紙	1		
林小参様	桐四方棧箱金九十五錢三厘はじめ計四品。しめて金七円三十五錢三厘	一紙	1		
	養父が死亡したこと、血筋、家族構成と生活ぶり、資産、評判、性格、勤務状況、養父についての詳細な記述。	一紙	1		
神戸桑衛門	定納段数の内訳等。	冊	1		
	中釜一ヶ、火さじ大一ヶ小二ゼン、洗桶二ヶ、さら大小、火鉢二、三口ほうき一本、な切口ヶ、ゆのみ三ヶ、木椀十ヶ、子なべ一ヶ、焼物類、さしみ皿十ヶ、井三ヶ等の商品を示す。	冊	1		
御林方(印)	林方支配の田畑の丑年から巳年までの5年間の田畑年貢米を記したものの。	冊	1		
	人名と各人の反数を記載。「惣勘定」としてまとめている。	冊	1		
	上条村内の人別の反数・定納米高を記したものの。	冊	1		
	嘉永5年8月祭、当番勘定帳とあり	一紙	1		
	詩の草稿カ	一紙	1		
	「巳ノ年御入米上申下書」とあり、田方・畑方の面積の書上。	冊	1		
上条村金兵衛殿	金銭等を書上げたもの。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
328		(人名書上)		
329		乍恐御嘆御願奉申上候口上之覚		
330		春日井郡上々村夫口口御蔵入百姓持高田畑書上ケ帳		
331		江戸ヲ東京ト改称シ都ヲ遷スノ件		
332		(西行の生涯を称えて贈る漢詩)	明治十四年六月	南岸林重威
334		(愛知県東春日井郡和爾良村役場における金銭の記録)		
335		覚書(明治期の村々合併と村内史蹟の由緒について)	(昭和八年)	
336		(愛知県令国定廉平よりの書状の書留)	明治一三年五月一日	(林金兵衛カ)
338		子年より金米取扱出入覚書丑八月		
341		(春日井郡大字春日井八百四十、八百四十ノ内第一、八百四十八の面積・地価・地租カ)		
342		(千二百三十五、西ノ溝千二百六十四、同千二百八十七、西ノ溝千三百十二、同千三百三十七、松本千四百四十三、同四千五百十六の面積・地価・地租カ)		
343		(四千五百二十、四千五百三十三、四千五百四十二、桜井四千五百四十三、同四千五百五十二、四千五百七十二の面積・地価・地租カ)		
345		(番号四千三百二十九の土地の所在地、面積、地価カ)		
346		(四百七十七・四百七十八・五百七十、平野の二千四・二千三十六・二千四十一、四千四百五十一・四千四百五十二・四千四百五十二之四第一、千九百二十之内第三、北仲田の二千二百九の土地の面積・地価・地租カ)		

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	人名の書上。	冊	1		
	平左衛門が清蔵親吉右衛門から質地を請戻した際、滞米6斗7升があったので6カ年賦で渡すよう求められたが、証文には滞米の記載がなかったため、平左衛門と清蔵との間で懸合となった。清蔵からは5升が返済されたが6斗7升を差し戻すように清蔵へ仰渡してもらいたい。	冊	1		箱にて一括
御代官浅野久治	蔵入百姓を所持する田畑面積の書上。給人が支配している百姓と蔵入百姓を分けて記入か。	冊	1		箱にて一括
	江戸を東京と改称し、遷都することを宣言した、明治元年七月二十七日の詔勅を写したもの。また遷都の趣意が記され、繁栄を失わないために、心懸けることが大切だと記されている。	一紙	1		箱にて一括
	西行の生涯を記し、歌を詠み自適な生活を称えた漢詩。	一紙	1		箱にて一括
	「愛知県東春日井郡和爾良村役場」と用紙に印字されている。金額と人名が7項目記載される。「一、百四十九円九十六銭」、「一、七十五円」、「一、二十七円二十銭」、「一、四十七円二十八銭」、「一、二十円八十一銭」、「一、一円二十七銭」「 $\times$ 四百二十七円〇九銭」と記載される。	一紙	1		
	上条村成立の由緒と明治九年地租改正に際し、行われた明治十一年の村々合併(上条村+小野村=鳥居松村)について記す。上条村、八田新田、大光寺子新田について高・反別・戸数・人口をそれぞれ記す。村内の史蹟を挙げ、その由緒とともに創建から現在(昭和九年)までの年数を記す。とくに小野道風生誕地については上条村説をとっている諸書にもふれている。	一紙	5		
	書面の趣については詮議の上、御達しがあるので、その旨を心得ておくよという内容の愛知県令国定廉平よりの書状が書留てある。その書面に関する補足事項も記されている。	一紙	1		
	金子・米の出入を書留めたもの。金子出入については、安永元年に出入があったと思われる。元金と人物が記されている項目がある。また米の出入については、掬米・作徳米について記載されている。	冊	1		
	欄外に「春日井郡河原春日井村大字春日井新田一反一畝十一」との記載あり。八百四十番には、一反一畝十歩、四十四円五十五銭一円十一銭四厘と記載され、土地の場所・番号・面積・地価・地租を示しているか。	一紙	1		
	千二百三十五、西ノ溝千二百六十四、同千二百八十七、西ノ溝千三百十二、同千三百三十七、松本千四百四十三、同四千五百十六の面積・地価・地租が記載されているか	一紙	1		
	四千五百二十の欄に一畝十四歩、三円十三銭、七銭八厘と記載され、同様の形式で、四千五百三十三、四千五百四十二、四千五百四十二、桜井四千五百四十三、同四千五百五十二、四千五百七十二の面積・地価・地租が記載されるか	一紙	1		
	整理番号341から344、346、347と記載方式同じ。土地の所在地・番号・面積・地価が「同・四千三百二十九・四畝歩・二十一円五」と記載される。	一紙	1		
	341から345、347と記載方式同じ。複数の土地の所在地・番号・面積・価格(地価力)・税(地租力)が記載。	一紙	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
347		(四千五百七十二・四千五百八十一・四千五百、(盤子の八百五十)、四千三百四十四などの土地の面積・地価・地租カ)		
348		書状(君を称える和歌が記載される)		正義
349		借用申金子之事	文久三(1863)亥五月	借主常助
353		砂入書上	享保七寅年三月から安永二巳年八月	荒川口太夫ほか一名
354		(「お裏方の生活(1)~(3)」の切抜)		
355		明治四十二年十一月三日林金兵衛様村人名	明治四十二年(1909)十一月三日	
356		東春堀尾林二君前後冠月桂冠喜悦之際献七抱		好々堂口夫
357		赤坂御苑の菊花を拝観したる折によめる		
358		(支出帳簿)		
360		明治三十二年買得地附正紙第二林金兵衛		
362		(算術につき書上)		
363	1	(字御油前畑地面積等書上)		
363	2止	(字のぶり南之口畑地面積等書上)		
396		乍恐奉願上候御事	申年三月	上条村金兵衛(印)
397		買受地附込帳	明治十五年四月一日から明治三十一年八月三日	林小参
398		(弔辞)	明治三十七年十一月十六日	
399		覚	明治三年	上条村林金兵衛
400	1	内津川砂通願控書入		
400	2	乍恐御達旁奉願上候御事	酉年十一月	上条村林金兵衛(印)
400	4	乍恐御達奉申上候御事	酉年八月	上条村林金兵衛
400	5	乍恐奉願上候事		

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	341から346と記載方式同じ。複数の土地の所在地・番号・面積・価格(地価力)・税(地租か)が記載。	一紙	1		
	「石碑に苔むすまでの幾千代も君かいさをの口決さりけり」との和歌が記載される。	一紙	1		
当村喜左衛門殿	金二両三分を借用する。利息は一匁につき一ヶ月に銀七分五厘ずつ。借金の引当として屋敷三ヶ所をあてる。亥五月に未進米に差障りがあるため金二両三分を借用する。	一紙	1	破損	
	砂入の記録	一紙	1		
	「お裏方の生活(1・東本願寺光演法主裏方大谷章子、2・西本願寺光明師裏方大谷絃子、3・仏光寺派法主渋谷隆敬男裏方渋谷蓬子)」の切抜を貼付けたもの。	冊	1		
	四十名の村人名が記載される。	一紙	1		
林先生	堀尾、林の両氏が月桂冠を戴冠した際に献ずる詞の未定稿を林先生にさしだしたもの。	一紙	1		
	赤坂御苑を尋ねた際に詠んだ和歌4首。	一紙	1		
	金二円六十四銭でマフラー一枚を購入したことや、十一月八日に金二十銭でケヤキ角火鉢を一つ購入したこと、計金百二十円八十二銭と記載される。	冊	1		
	(表題のみ)	一紙	1		
	円周率、円積率、真数などの語句を含む漢文が記されたもの。	一紙	1		
	字御油前の畑地面積と所有者を記したもの。絵図つき。	一紙	1		363-1から363-2、重ね折一括
	字のぶり南之口畑地面積等を記したもの。絵図つき。	一紙	1		363-1から363-2、重ね折一括
杉浦万三郎様御陣屋	惣庄屋大役願	一紙	1	虫食(開けず)	包紙(包紙ウハ書「上上条村金兵衛」)
	美濃国(1件)尾張国(49件)からの土地を林小参が買取っている。1件のみ林小参他3人で共有して買取っている。林あてにきた証券・証文の写。	冊	1	袋	
	日露戦争戦死者の村葬における弔辞の原稿。	一紙			
福手権之進殿取次横山周平殿	抵当に関する証文	一紙	1		
	包紙のみ	その他(包)	1		
御普請方御役所	内津川通普請に付、これまでは水行が悪く、田地へ水があふれ迷惑、当夏の普請によって堤が丈夫になり田地へあふれることがなくなった。今般瀬見される様に願い上げる。	冊	1		
御普請方御役所	内津川通普請の場所が一昨日二十五日の夜の出水で変地となってしまったことを報告。	一紙	1		
	内津川通の砂浚御普請について、一同が難渋するので年賦渡金を御普請方役所に願出ている。	一紙	1	後欠	

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	6	覚(砂留普請につき木数、明儀数、人足数、等覚)	酉年七月	堀茂、□□
400	7	(包紙、「池書類酉四月」)	酉年四月	
400	8	乍恐奉御嘆願申上候御事	十一月	上条村頭百惣代悦蔵
400	10	(内津川沿い村々毎の間数についての差出し書)	酉四月	内津川添惣代堀尾茂助林金兵衛
400	11	上条村絵図		
400	12	覚(御普請につき覚)		堀尾茂助・林金兵衛
400	13	絵図		
400	14	乍恐奉願上候御事	酉年二月	右川添村々惣代上条村庄屋林金兵衛
400	15	乍恐奉願上候御事	酉二月	村々惣代富田村堀尾茂助・上条村林金兵衛
400	16	乍恐奉願上候御事	巳年三月	上条村庄屋林金兵衛ほか11名
400	17	乍恐御違旁奉願上候御事	酉二月	上条村林金兵衛、富田村堀尾茂助
400	18	乍恐御違旁奉願上候御事	酉十一月	上条村林金兵衛
400	19	(絵図)		
整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	21	乍恐奉願上候御事	戊年七月	開田村堀尾茂助、組頭上条村林金兵衛
400	22	乍恐奉願上候御事	酉年十二月	上条村林金兵衛
400	23	乍恐奉願上候御事	酉年三月	右川添村々惣代上条村庄屋林金兵衛(印)庄名村庄屋作七、神明村庄屋□□□、迫間村庄屋三左衛門、上野村庄屋
400	24	(窮民への施物に付裏美目録)	十一月	
400	25	(天保四己年上納金請取)	天保四己年二月十日	上条村
400	26	(文政十三寅年諸上納金請取書)	文政十三寅年二月十二日から十二月三日	水野陣屋
400	27	上条村御田地作方口通		

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
御普請御役所	砂留、砂留めの改修用に必要な松・明俵・人足数等の覚。最初見分の時、松160本、砂留用として松130本、明俵90、人足105人等。2度目の砂留直しに松30本、明俵53、人足38人、3度目の砂留直しに、明俵68、人足27人等	一紙	1		
	包紙のみ	一紙	1		
平川善十郎様御陣屋	八田、下原両新田の新規雨池を設置するに際して、上条村が土地が低いこと、川に三方を囲まれて堤防決壊時の困難等を説明して、差止めを願ったもの。	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	内津川沿いの村々である松本村、神明村、上野村、庄名村から、それぞれの村ごとに、村名を流れる内津川の村にかかる間数を書きつけて報告したもの。	一紙	1	虫食	
	八田川、玉野川、内津川、他の村々に囲まれた上条村を絵図で表している。上条村の人家、池場所、覚成寺、朝官、田方、新田、畑方が示される。村内の出水場所も数カ所示される。村の中央部を海道筋が通るほか「上条村人家」から本田・控本田・池への道法が示される(朱筆)	一紙	1		
御普請御役所	御普請のため人足八百三十九人を出すということが記載されている	一紙	1		
	大谷川、内津川周辺の地図が描かれている。田畑、田地、和泉村、庄名、松本などの場所が記載されている。是より大谷山並名古山なり、此辺迫間大谷川砂出という記載あり。	一紙	1		
杉浦万三郎様御陣屋	内津川通の砂高により川添村々が難渋しているので、砂浚普請を御陣屋を経て御普請役所に願上げたところ、さっそく見分が行われたが、内津川通の川上にある松本村より上野村には高砂が存在しているので、そこも砂浚普請、さらに砂が流れ出てくる山に砂留御普請も行ってくれるように、村方から御陣屋に願上げたもの。(尚、同年三月二日水野陣屋に預けおかれた)	綴	1		
御普請方御役所	内津川の御普請につきこの度御普請御入用金の内、半金を水行御試の上一、二年お渡しになり、御普請取計するよう命じられたが、御普請御入用金を増額されるよう嘆願した。	冊	1		
杉浦万三郎様御陣屋	内津川の川底の浚渫のための見分があったが、松本村より上流の上条村から上出川村までは見分がなかったので、見分を求めたもの	冊	1		
御普請方御役所	内津川通の砂高により、出水の度に舟の通行ができないため、砂を処理するための普請を願い上げた。	冊	1		
御普請方御役所	内津川通の砂浚の普請についての嘆願。	冊	1		
	内津川および流域の絵図か。	一紙	1		
受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
御普請方御役所	昨夏の内津川通の普請後の状況と、昨秋松宮が下向した際にも願い上げた経緯を記し、再び願いでた	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	内津川の川浚・砂留普請について、日延を願い出たもの。	一紙	1		
御林方御役所	内津川通が格別に砂高であるので、石浚普請を行ってほしい旨を旧冬御普請方御役所へ願上げたが吟味の結果、この川通は近辺の山々からの砂によって、普請をしてもすぐに元に戻ってしまうとされた。それに対して川上の庄名村筋から山々の砂留普請を行ってほしい旨を川添惣代として林金兵衛が願い上げたもの	綴	2		
春日井郡上条村金兵衛	凶年が続き、窮民に施物を行ったので、口地一反を下されるよう願ったもの	一紙	1		
水野陣屋	天保四年二月十日から十二月十三日の間の上納金の請取	一紙	1		
上条村	文政一三年二月から一二月までの、上条村からの上納金の請取を記したもの	一紙	1		
	田地の面積・米の収穫高・人名を列記。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	28	(借用証文)	天保五年(1834)午十二月	水野陣屋
400	29	(借用証文)		水野陣屋
400	30	(諸上納金書留)	天保七申年(1836)	水野陣屋
400	31	宗五郎書簡(金兵衛に対し、飛州屋迄の出張依頼に付)	七月二六日	宗五郎
400	33	文政十二丑年中諸上納物相請取通	文政十二丑年二月十二日	水野陣屋(印)
400	32-1	名七口口遠藤宗五郎無心手紙入		
400	32-2	遠藤宗五郎書簡(林金兵衛への貨物返済期限に付)	七月二一日	遠藤宗五郎
400	32-3	遠藤宗五郎書簡(林金兵衛への貨物返済に関して)	七月一二日	遠藤宗五郎
400	34-1	上条村林金兵衛様 遠藤宗五郎		林金兵衛様
400	35-1	未十一月 池一件記	未年十二月十一日から十二月八日	
400	35-2	(中切村庄屋書簡(願書提出に付))	十二月	中切村庄屋
400	35-3-1	慶応元丑六月二十池一件諸事覚帳	丑年六月二十九日から正月十三日	
400	35-3-2	(金銭書上)		
400	35-5	万延二年酉正月改池一件入用帳二番	万延二年(1861)酉正月	
400	36-1	(包紙、「池書類入」「池一件書類入」「[ ](破れ)一件口口振入」「上条村」)		
400	36-2	乍恐再御歎願奉申上候御事	未年二月	上条村庄屋林金兵衛、組庄屋惣代伊三郎、頭百姓惣代清蔵、同断悦蔵
400	36-3	乍恐御請旁奉願上候御事	申年七月	上条村庄屋林金兵衛、御蔵入庄屋口藤三郎、同断太四郎、口知組惣代伊三郎、組百姓惣代清蔵
400	36-4	乍恐御畏旁奉願上候御事	申年七月	上条村惣庄屋林金兵衛、同断佐平、御蔵入庄屋口藤三郎、同断太四郎、口地頭惣代伊三郎、頭百姓惣代清蔵、同断和三郎

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	中尾孫七郎、水野陣屋、福井勾当との間で金一両二歩、銀九匁一分六厘の借用、中尾孫七郎、水野陣屋、松井岱郎との間で金十三両三分、銀三匁の借用が行われたことが記載される。	冊	1		
	荒川次郎左衛門と水野陣屋との間の借用金額が年月ごと個別に記載される	冊	1		
	天保七申年中の水野陣屋での諸上納金に記載される	一紙	1		
金兵衛	以前宗五郎が金兵衛に依頼した一条が進展せず、手紙では行届かないこともあるので、金兵衛に飛州屋までの出張を依頼する書状	一紙	1	破損	
春日井郡上条村	文政十二年の、夫銀・伝馬銀などとして、上納したものの請取。	一紙	1		
	包紙。朱印あり。	その他(包紙)	1		
林金兵衛	林金兵衛から宗五郎への貨物の返済が滞っていることに対して、返済期限を新たに設けた上、期限までに都合をつけて貨物を返済してほしいと願った書状。当初、金兵衛から宗五郎への貨物返済期限は金兵衛の都合により、七月二〇日ごろとされていたが、その期限となっても金兵衛側の都合がつかなかったため、新たに七月末～八月初を返済の期限とし、その期限までには何とか返済してほしいと宗五郎は願った。	一紙	1		
林金兵衛	包紙(「林金兵衛様遠藤宗五郎」)共。宗五郎から林金兵衛への貨物につき、できれば五日後か七日後までに半数か3分の1を返済してほしい。それが不可能でも都合をつけて当月下旬までには返済してほしい旨を宗五郎が金兵衛に願った書状。	一紙	1		
遠藤宗五郎	封筒ウハ書。	その他(封)	1		400-34-1から400-34-2まで封筒一
	日付ごとに人名、人数等をメモした覚	冊	1		紐一括。しばり紐とも
惣代衆中様惣代林金兵衛様	書面の通願上げた節の礼状	一紙	1		
	人名や金銭などを日にちごとに記したもの。	冊	1		しばり文(400-35-3-
	金銭書上	一紙	1		400-35-1にしばってあつ
	「金一匁政助取之」などの記載があり、誰にどれだけの金額が支払われたかが示される。	冊	1		
	包紙	その他(包紙)	1		
杉浦万三郎様御陣屋	八田新田の新溜池築造については納得できない。村方は土地が低く、万一新池から水が溢れば田地に砂が入るのは勿論人命にも関わるため、新池築造の差し止めを願う。	冊	1		
杉浦万三郎様御陣屋	この度下原新田内に新池が築造されるが、当村には難渋することがあるため、一昨年午三月に御歎願申し上げ、去年未二月再度願ひ申し上げた。新池築造は当村では納得できない。元来当村は格別に土地が低く、大水になれば田畑は勿論人家にも入水するため、新池築造の差し止めを願う。	冊	1		
杉浦万三郎様御陣屋	この度は下原新田内に新池が築造されるが、当村は納得していない。当村は水難場所である。当村には玉野川、内津川があり、当村内の堤に水勢が強く、大水が起こりやすい。隣村が地高であるため、堤が切れると上条村へ水が流れ入り、田畑人家に被害がでる。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	36-5	乍恐御畏旁奉願上候事	申年七月	上条村惣庄屋林金兵衛、佐平、口地組頭惣代伊三郎、頭百姓惣代清蔵、御蔵入庄屋口藤三郎、同断太四郎、頭百姓惣代和三郎
400	36-6	乍恐再三御畏旁奉願上候御事	申年九月	上条村惣庄屋林金兵衛(印)、同断佐平(印)、御蔵入庄屋太四郎(印)、組頭惣代伊八(印)、頭百姓惣代和三郎(印)
400	36-7	乍恐御歎願奉申上候御事	午十二月	上条村組頭惣代伝三郎ほか7名
400	36-8	乍恐御歎願奉申上候御事	丙年四月	上条村林金兵衛、同断佐平、御蔵入庄屋口藤三郎、組頭惣代伊八、頭百姓惣代悦蔵
400	36-9	乍恐再応御歎願奉申上候御事	酉年四月	上条村庄屋林金兵衛、// 佐平、頭百姓惣代和三郎、組頭惣代伊八、御蔵入庄屋多四郎
400	7-3-1	乍恐御答旁奉願上候事	丑年七月	上条村庄屋林金兵衛、佐平、組頭輪三郎、基九郎、組百姓小原藤三郎、悦蔵、半左衛門
400	7-3-1	覚(春日井郡上条村高、家数、人数書上)	丑年七月三日	惣庄屋林金兵衛、同義入口口小原藤三郎、庄屋佐平、頭百姓承左衛門、悦蔵、基九郎、組頭輪三郎
400	20-1	乍恐御嘆願奉申上候御事		
400	3-1	乍恐御達申上候御事	酉年五月	川添惣代堀尾茂助、同林金兵衛
400	3-2	乍恐御達シ申上候御事	酉年五月	関田村堀尾茂助、上条村林金兵衛
400	20-3	乍恐再応御嘆願奉申上候御事	酉四月	上条村庄屋林金兵衛、御蔵入庄屋小原藤三郎、組頭惣代伊八、頭百姓惣代和三郎

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
杉浦万三郎様御陣屋	この度下原新田内に新池を築造するが、当村は納得できず差し障りがある。当村には玉野川、内津川があり、当村内の堤に水勢が強く、大水が起りやすい。去卯年の出水で堤が切れ村全体が難渋した。隣村が地高であるため、堤が切れると上条村へ水が流れ入り、田畑人家に被害がでる。	冊	1		
杉浦万三郎様御陣屋	当村には玉野川、内津川があり、これらの川の堤が切れ、万一新池の堤まで切れてしまうと三方四方から大水が田畑人家に被害を与えるのは勿論、人命も覚束なくなってしまう。そのため新池築造の差し止めを願う。	冊	1		
水野口太様御陣屋	下原新田に新たに造立された新池と玉野川および内津川が開田村・上条村に及ぼす水難を訴え、開済を求めたもの。	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	この度八田新田の畑方の内田方に变化させる目論見について、内津川、玉野川があるため水害を受け、新池の堤が切れると当村に水が流れ入るため、下原新田地内の新池造築造の差し止めを願ったもの	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	八田新田の畑方を田方へ变化させる目論見につき、それに関わり、下条新田地内において新池を開発することについて、村方が難渋するので、追々願ひ上げている内容を許可してほしいと再び願ったもの。	冊	1		
土屋新吾様御陣屋	下原八田両新田の畑方を田方に変えるために溜池を造ることに納得するよう言われたが、池の予定地は高い位置にあり、満水となって水があふれば、低い土地にある上条村は水害にあう。また、新規に田地ができれば、入作もなくなり村の石高を維持できなくなるために納得できない。	綴	1		
岡崎新吾様御陣屋	上条村高2170石8斗5合が本田。37石余が新田。田畑は160町余で内96町が村方作、64町程が他村作。家数180軒15歳から60歳までの男が195人で、その内健康な者が153人。大工・左官・桶屋の8人、武家奉公人13人、病気の21人計42人が除かれている。	綴	1		
	八田新田の畑方を田方に变化させる目論見があり、新池を造ることについて、池が村地よりも高い場所にあり、大水により人命にも関る事態が起こるため考慮を嘆願する。	一紙	1		
御普請方御役所	内津川通の普請が認められたので、それに付来二十九日から普請を開始してほしい旨を願ったもの。	綴	1		
御普請方御役所	玉野川通の「高奥」[カ]用水の上の手にあたる上大留村に岩木が張り出している箇所があったが、内輪の話し合いで上大留村が納得したので、早速切り取ってほしい。それについて自分たちもその場へ召し出してほしいと願ったもの。	綴	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	八田新田の畑方の一部を田方へ变化させる計画に際して、下原新田のうちに新池を開発するというのだが、それにより、村方の田畑は潰れてしまう(水害の発生により)ので、取止めてほしいということを度々願ひ上げているが、聞き入れられないので、再び願ひ上げたもの。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	20-4	乍恐御歎願奉申上候御事	酉四月	上条村庄屋林金兵衛、同断佐平、御蔵入庄屋多四郎、組頭惣代伊八、組百姓惣代悦蔵
400	20-5	乍恐再応御歎願奉申上候御事	酉四月	上条村惣庄屋林金兵衛、御蔵入庄屋小原藤三郎、組頭惣代伊八、組百姓惣代和三郎
400	20-6	乍恐御歎願奉申上候御事	酉四月	上条村林金兵衛、同佐平、御蔵入庄屋多四郎、組頭惣代伊八、頭百姓惣代悦蔵
400	7-1	乍恐田畑惣数町書申上候御事	申年七月	上条村庄や金兵衛、頭百姓伊八
400	7-2	(上条村周辺絵図)		
400	7-4	乍恐御答旁奉願上候御事	丑年七月	庄屋林金兵衛、小原藤三郎、佐平ほか四名
400	7-5	乍恐御畏旁奉願上候御事	丑十月	林金兵衛
400	7-6	乍恐御答旁御達奉申上候御事	寅正月	上条村組頭祐三郎、庄屋林金兵衛(印)
400	7-7	(六月二十七日急ぎ百状林金兵衛が願い上げた内容の記録)		
400	7-8	勤書	安政元寅年十二月から明治三年九月	服役卒榊原藤三郎
400	7-9	乍恐御畏旁奉願上候御事	丑七月	上条村庄屋林金兵衛 同人佐平組頭輪三郎 同人甚九郎頭百姓小原藤三郎同人悦蔵同人承左衛門

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
杉浦七左衛門様御陣屋	八田新田のうち、畑方の一部を田方へ変化させる計画に際して、下原新田のうちに新池を開発することに対して、村方に水害の危険があるので、取り止めてほしい、その代わりに、村方から冥加として畑方から田方へ変化することで得られる利分を上納してもよいということをお願い上げたもの。	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	八田新田のうち畑方の一部を田方へ変化させる計画に際して、下原新田のうちに新池を開発することに対し、(水害により)村方が難渋するので取り止めてほしいとお願い上げているが、聞き届けられないので、再びお願い上げたもの。	冊	1		
杉浦七左衛門様御陣屋	八田新田を畑方から田方へ変えるため、下条村北面に新池を作る計画があり、場所の見分が行われるという風聞を聞いている。安政五年から歎願しているとうに、当村は北東に内津川、東南に玉野川があり、水害から遁れることのできない村である。さらに凡一丈も高い所にある下条新田西北に新池が出来れば、三方四方に水難の恐れができる。大水の際には一円水没してしまう。そのため、八田新田の地を田地に変えた時の利益を上納することも、当村が水難を遁れるためには差支えがない。御憐愍をもって古来の通りにしていただくようお願い出ている。	冊	1		
杉浦万三郎様御陣屋	上条村の田畑面積の書上。田畑面積と引高分、新田分の面積、出作分の面積を書上げ。上条村の軒数、人数の書上。軒数は高持と無高に分類。人数は男、女、独身者、後家、老母、老父、子供、山伏、医師に分類。七月二十六日に陣屋へ差上げる予定だったものか。	綴	1		
	上条村の周辺図。出水した場所、玉野川岸の砂入した場所を図示。上条村集落から、田までの距離等書込あり。	一紙	1		
岡崎新吾様御陣屋	八田、下原両新田の内、畑方を田方に変える計画として新規の溜池が計画されているが、上条村としては溜池の場所が土地の高い所にあり、大雨によって水があふれだせば人命にも関ること、また上条村は他村からの入作によって村高を維持できなくなることから、溜池の計画に反対をしている。	綴	1		
境口次左衛門様	この度八田下原当新田の内畑方向を田方に変化させる目論見があり、新規に雨池をつくることを御上様から聞かされたが納得していない。川に村の三方を囲まれて大雨出水の際に堤防が切入、土地が低い当村では人命も覚束無いため差し止めを願った。	冊	1		
平川善十郎様御陣屋	八田・下原両新田の者が目論んでいる新池の築立は上条村にとっては迷惑なので嘆願を行う。	一紙	1		
	八田下原両新田の畑方を田方に変えるために溜池を造ることに納得できない。	一紙	1	虫食	
	安政元年から明治三年までの間の経歴を記したもの。	冊	1		
岡崎新吾様御陣屋	この度八田下原当新田の内畑方分を田方に変化させる目論見があり、新規に雨池をつくることを上様から聞かされたが納得していない。川に三方を囲まれて大雨出水の際に堤防が切入、土地が低い当村では人命も覚束無いため差し止め願ったもの。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理番号	枝番	表題	作成年月日	作成(差出)
400	20-7	乍恐御歎願奉申上候事	酉四月	上条村庄屋林金兵衛、同佐平、御蔵入庄屋多四郎、組頭惣代伊八、頭百姓惣代悦蔵
400	20-8	(上条村周辺絵図)		
400	9-1	乍恐御畏旁奉願上候事		
400	20-9	乍恐御歎願奉申上候御事	酉四月	上条村庄屋林金兵衛、同佐平、組頭惣代伊八、御蔵入庄屋多四郎、頭百姓惣代悦蔵
400	20-10	(罫線のみ)		
400	20-11	乍恐御歎願奉申上候事	酉年四月	上条村庄屋林金兵衛、同佐平、御蔵入庄屋多四郎、組頭惣代伊八
400	20-12-1	乍恐御歎願奉申上候御事		
400	20-12-2	乍恐歎願申上候事		
400	20-13	乍恐御歎願奉申上候御事	酉四月	

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	八田新田畑方を田方に変える計画によって、見分の上、下原新田地内に新池を開発するという風聞を聞いたが、此一件について安政五年以来歎願しているのだが、当村は東に内津川、南に玉野川の両川があり、特に玉野川について当村内の堤に水勢が強く、水害から遁れられない大患の村である。その上、凡一丈程高い場所である下条新田西北に新池が出来ては、大雨の度に新池の堤が切れると当村へ水が落ち東南からも切込時は三方の大水を引受けることになり、水没してしまう。是まで八田新田地内の畑方と当村田方の分は当村東に掟作融通をしてきたので、なんら差支の筋もなかった。この上は水害の恐れがないように、安心して百姓相続をしたい。今回の改正につき、八田新田からの利益等上納は、私共が水難を遁れるために、当村から冥加として上納してもよいので、古来の通りにしてほしい。	冊	1		
	新池の計画地や、内津川、玉野川の位置が書き込まれている。	一紙	1		
	この度小原八田当新田で新池をつくることについては当村は納得していない。隣村にも差障りがある。そのため新池の設置差止めを願ったもの。	冊	1		400-9-1から 400-9-5まで 包紙一括
杉浦七左衛門様御陣屋	この度八田新田畑方を田方に変える目論見がある。当村は内津川などが隣接して、大雨の度に新地が水害を受ける。それは当村が低地であるからである。	冊	1		
		一紙	1		
	八田新田の畑方を田方に変えるため、下原新田地内に新池を開発する計画を聞いた。安政五年から歎願をしているように、当村は東に内津川、南に玉野川があり水害から遁れられない村であり、さらに、凡一丈程高い場所である下原新田西北に新池ができれば、大水の際には、一円水没することになってしまう。是まで数年来は八田新田地内の畑方と当村田方の分は当村互に掟作融通をしてきて、何も差支えはなかった。今回の御改正につき、もし八田新田から利益等上納するならば、その分を当村から冥加として上納してもよいので、古来の通りにしてほしい。	冊	1		
	八田新田畑方を田方に変える計画につき、見分の上下原新田地内に新池を開発することになったという風聞を聞き、此一件については安政五年以来歎願しているが、当村は東手に内津川、南に玉野川があり、水難から遁れられない村であり、さらに一丈程も高い下条新田西北に新池ができては、三方に水難の愁を設けることになる。(以下欠)	一紙	1	後欠	
	八田新田の新溜池築造について納得するよう仰せ付けられたが、当村の田地水越に差し障りとなり、大雨の時の破損については予想できず、当村は玉野川、内津川で切入が有る時は前後が大水となり人命に難儀がかかるので、以前から御願しているが聞き届けられない。これまでの願書も悉く差下げとなり願いの内容が叶わない。新溜池築造の見分など近々行われるという風聞に当惑している。これまでの通りにしてもらいたい。	一紙	1		
	この度八田新田の畑方を田方に変える目論見がある。当村は三方を川に囲まれており大雨により水害を受ける。水害の恐れがないように安心して百姓相続をしたい。	冊	1		

林金兵衛家文書目録

整理 番号	枝番	表 題	作成年月日	作 成(差 出)
400	20-14	乍恐御歎願奉申上候御事	酉年四月	

林金兵衛家文書目録

受取(宛先)	内容	形態	数量	現状	備考
	<p>八田新田畑方の分を田方に変える計画につき、見分の上下原新田地内に新池を開発することになったという趣の風聞を聞いたが、此一件については安政五年以来歎願を行っているが、当村は東手に内津川、南に玉野川があり、水害から遁れられない大患の村である。その上、凡一丈程高い場所である下原新田西北に新池ができては、大雨の時に、三方の大水を引受、一円水没してしまう。是まで八田新田地内の畑方と当村田方は互に掟作融通をしてきて差支えはなかった。今回の改正で八田新田から利益等上納するならば、それは私共から冥加としてもよいので、これまでの通りにしてほしい。</p>	綴	1		